

第百二十回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

平成三年四月二十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十六日

補欠選任

大島 慶久君
西田 吉宏君
会田 長栄君
庄司 中君
三石 久江君
山口 哲夫君

四月十八日

辞任

補欠選任

四月十九日

辞任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

野田 哲君

理事

委員

井上 章平君
岩崎 純三君
大塚清次郎君
後藤 正夫君
須藤良太郎君
野村 五男君
岩本 久人君
栗村 和夫君

国務大臣

自治大臣
国務大臣
(国家公安委員会委員長)

吹田 愷君

政府委員

警察庁長官
警察庁警務局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
自治大臣官房長
自治大臣官房総務課長
自治大臣官房審議官
自治大臣官房審議官

鈴木 良一君
井上 幸彦君
安藤 忠夫君
國松 孝次君
関根 謙一君
吉野 準君
森 第一君
紀内 隆安君
二橋 正弘君
浅野大三郎君
滝 実君
吉田 弘正君
小林 実君
湯浅 利夫君
木村 仁君
竹村 晟君

説明員

国土庁長官官房
参事官
法務省刑事局刑
事課長

上野 裕君
但木 敬一君

大蔵省主計局主計官 太田 省三君
厚生省健康政策局指導課長 篠崎 英夫君
厚生省保険局国民健康保険課長 辻 哲夫君
林野庁指導部造林保全課長 村田吉三郎君
建設省都市局下水道課長 村上 健君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査(平成三年度の地方財政計画に関する件)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(野田哲君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月十六日、三石久江君、庄司中君、会田長栄君、山口哲夫君、大島慶久君及び西田吉宏君が委員を辞任され、その補欠として篠崎年子君、野別隆俊君、栗村和夫君、岩本久人君、後藤正夫君及び山東昭子君が選任されました。

○委員長(野田哲君) 地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

平成三年度の地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。吹田自治大臣。

○国務大臣(吹田愷君) 平成三年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成三年度の地方財政につきましては、近年中期的な財政の健全化のための措置が講じられてきたものの、なお多額の借入金残高を抱えている状

況にあることにかんがみ、おむね同一の基調により、歳入面においては、地方債の抑制に努めるとともに、地方一般財源の所要額の確保を図り、歳出面においては、地域の特色を生かした自主的、主体的な地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整備及び地域住民の福祉の充実などを積極的に推進するため必要な事業費を確保する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本としております。

以下、平成三年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、住民負担の軽減及び合理化等を図るとともに、土地に関する税負担の公平、適正化を図りつつ土地政策に資するため、必要な措置を講じることとしております。

第二に、地方交付税については、地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう、その総額を確保するとともに、地方財政の中期的健全化を図ることとし、交付税特別会計借入金金の返済措置のほか、五千億円を減額する特例措置を講じることとしております。

第三に、国庫補助負担率の見直しにおいて暫定措置とされたものに係る影響額については、地方債等により所要の補てん措置を講じ、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置しております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ地域づくりを進めるとともに、公共投資基本計画を踏まえた住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、住民生活の安全の確保等を図るため必要な事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第五に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金につ

いて補助負担基準の改善を進めることといたして
おります。

以上の方針のもとに、平成三年度の地方財政計
画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は七
十兆八千八百四十八億円となり、前年度に比し三
兆七千四百四十六億円、五・六％の増加となつて
おります。

以上が平成三年度の地方財政計画の概要であり
ます。

○委員長(野田哲君) 次に、補足説明を聴取いた
します。小林財政局長。

○政府委員(小林実君) 平成三年度の地方財政計
画につきましては、ただいま自治大臣から御説明
いたしましたとおりであります。なお、若干の
点につきまして御説明いたします。

地方財政計画の規模は、七十兆八千八百四十八
億円で、前年度に比較いたしまして三兆七千四百
四十六億円、五・六％の増加となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、道府県税十五兆二千
七百四十四億円、市町村税十七兆四千三百六十六
億円、合わせて三十二兆六千七百八十億円でありま
す。

前年度に対し道府県税は九千三百五十一億円、
六・五％増加し、市町村税は九千五百二十二億
円、五・八％増加しております。

なお、平成三年度の税制改正としては、住民負
担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の
減税、土地の評価がえに伴う固定資産税等の負担
の調整及び特別地方消費税の免税点の引き上げ等
を行うとともに、市街化区域農地に対する固定資
産税の課税の適正化、特別土地保有税の見直し等
土地税制について全般的な見直しを行うことと
し、六千三百四十七億円の減収を見込んでおりま
す。

また、地方譲与税の収入見込み額は、総額一兆
七千七百四十六億円で、前年度に対し六百六十三
億円、三・六％の減少となっております。

次に、地方交付税につきましては、平成三年度

の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の
それぞれ一定割合の額の合計額十六兆四千七百四
十九億円に返還金を加算した額から地方交付税法
附則第三条の規定に基づく特例措置額四千五百二
億円の昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例
措置額のうち返還を要する額の一部返還額四百九
十八億円、交付税特別会計の借入金の返還額一兆
七百十九億円及び同特別会計の借入金の利子負担
額六百二十七億円を控除した額十四兆八千四百四
億円を計上いたしました結果、前年度に対し一兆
八百十億円、七・九％の増加となっております。

国庫支出金は、総額十兆六千八百三十億円、
前年度に対し四十三億九千九百九十九円、四・二％の増加と
なっております。

次に、地方債につきましましては、普通会計分の地
方債発行予定額は五兆六千七百七十一億円で、前年度に
対し百三十四億円、〇・二％の減少となっております。

なお、地方債計画全体の規模は九兆八千八百十五
億円で、前年度に対し二千七百七十一億円、三・
一％の増加となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきま
しては、最近における実績等を勘案した額を計上
いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付
税を合わせた一般財源の合計額は、四十九兆二千
九百三十億円となり歳入全体に占める割合は前年
度に対し〇・四ポイント増の六九・五％となつて
おります。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。総
額は、十九兆六千四百四十八億円で、前年度に對
し一兆三千三百四十二億円、七・三％の増加と
なっております。職員数につきましては、教育関
係職員、警察職員及び消防職員については所要の増
員を見込むとともに、一般職員については、国家
公務員の定員削減の方針に準じ、定員合理化を行
うことといたしております。

次に、一般行政経費につきましましては、総額十三
兆八千三百九十億円、前年度に対し九千七百五十
二億円、七・六％の増加となっております。この
うち、国庫補助負担金等を伴うものは六兆九百九
億円で前年度に対し二千四百八十七億円、四・
三％の増加となっております。

国庫補助負担金を伴わないものは、七兆五千三
百八十一億円で、前年度に対し五千六百六十五億
円、七・四％の増加となっております。この中で
は、社会福祉関係経費を充実するほか、高等学校
以下の私立学校に対する助成経費として三千四百
五十二億円、地域づくり推進事業に要する経費と
して三千三百億円、災害等年度途中における追加
財政需要に対する財源として七千五百億円等を計
上いたしております。

また、高齢者保健福祉施策を充実するため、地
域福祉基金二千億円を新たに計上いたしてあり
ます。

公債費は、総額五兆八千四百二十一億円で、前
年度に対し六百二十二億円、一・〇％の減少となつて
おります。

次に、地方財政の健全化に資するため、財源対
策等償還基金一兆九千四百六十億円を計上いた
しております。

維持補修費につきましましては、前年度に対し百五
十四億円、二・〇％の増、七千八百四十六億円を
計上いたしております。

投資的経費は、総額二十二兆七千三百五十億円
で、前年度に対し一兆三千八百億円、六・五％の
増加となっております。このうち、直轄・補助事
業につきましましては、九兆四千六百四十八億円で、
前年度に対し一千七百三十六億円、一・九％の増
加となっております。

地方単独事業につきましましては、地域の経済の振
興を図りつつ、地域の特性を生かした自主的、主
体的な地域づくり、住民生活の質の向上のための
社会資本の整備等の積極的な推進を図ることがで
きるよう所要の事業費を確保することとし、前年
度に対し一兆二千六百四十四億円、一〇・〇％増の十
三兆二千七百二十二億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、上下水道、交
通、病院等の国民生活に不可欠なサービスを提供
している事業について総額二兆四百三十三億円を
計上いたしております。

また、計画的な公有地の取得等を推進するた
め、土地開発基金五千億円を計上いたしてありま
す。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均
水準を超える必要経費については、税収入の状況
等を勘案して所要額を計上いたしてあります。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を
終わらせていただきます。

○委員長(野田哲君) 以上で説明の聴取は終わ
りました。

○委員長(野田哲君) 次に、地方交付税法等の一
部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。吹
田自治大臣。

○国務大臣(吹田優君) ただいま議題となりまし
た地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案
理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の状況にかんがみ、平成三年度分の地
方交付税の総額について特例措置を講ずるととも
に、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経
費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を
改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の
近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を
引き続き講ずることとする等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であ
ります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項
であります。

まず、平成三年度分の地方交付税の総額につ
きましては、地方交付税法第六條第二項の額から、
特例措置額四千五百二億四千万円、昭和六十年度
分の地方交付税の総額の特例に係る一部返還額四

分の地方交付税の総額の特例に係る一部返還額四

分の地方交付税の総額の特例に係る一部返還額四

分の地方交付税の総額の特例に係る一部返還額四

分の地方交付税の総額の特例に係る一部返還額四

百九十七億六千万円、交付税特別会計借入金金利子
支払額六百二十七億四千万円及び同特別会計借入金償
還額一兆七百八十八億九千五百万円を控除した額と
することとしております。

また、このうち特例措置額四千五百二億四千万
円に相当する額については、平成四年度から平成
十三年度までの地方交付税の総額に計算するほ
か、五千八百十一億円を平成六年度から平成十一
年度までの地方交付税の総額に計算することとし
ております。

次に、平成三年度分の普通交付税の算定につき
ましては、自主的な地域づくりの推進、地域経済
の活性化等地域振興に要する経費、高齢者の保健
福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等福祉施策
に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会
福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共
施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定
数の改善、学習用教材の拡充、私学助成の充実、
生涯学習の推進等教育施策に要する経費、消防救
急業務の充実等に要する経費並びに地域社会にお
ける国際化及び情報化への対応に要する経費の財
源を措置することとしております。

さらに、土地対策の推進に資するため土地開発
基金費を、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を
図るため地域福祉基金費を、地方財政の健全化を
図るため財源対策債償還基金費を設けることとし
ております。

第二は、新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
の一部改正についてであります。都道府県分の利
子補給措置について新規に発行を許可される地方
債の利子補給の基準となる利率の改定を行うこと
も、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置
について財政力による調整の割合を高めることと
した上、同法の適用期間を五年間延長することと
してあります。

第三は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備
地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関
する法律の一部改正についてであります。都府県

分の利子補給措置について新規に発行を許可され
る地方債の利子補給の基準となる利率の改定を行
うとともに、市町村分の国庫補助負担率のかさ上
げ措置について財政力による調整の割合を高める
こととした上、同法の適用期間を五年間延長する
こととしてあります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案
の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○委員長(野田哲君) 以上で趣旨説明の聴取は終
わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本久人君 おはようございます。

ただいまから質問をさせていただきますが、既
に通告をいたしております中で若干順序が変わる
ところもありますので、よろしくお願いをいたし
ます。

さて、大変厳しかった第十二回の統一地方選挙
もようやく終わりました。私も第一線の現場の修
羅場をくぐり抜けて昨夜出てまいりましたので、
若干声を痛めておりますが、よろしく御理解のほ
どをお願いいたします。

まず質問の第一は、今から四日前、十九日に私
は参議院本会議で初めて質問させていただきました
が、当日も気がついて異議の申し立てをしたので
すが、最終的にそれが成らなかったという経過で
あります。その後精査をしてみましたら、明確に
質問に対する答弁のないところが三カ所、それか
ら極めて不十分だと断ぜざるを得ない箇所が五カ
所、合計八カ所あったわけです。誤解のないよう
に言っておきますが、極めて不十分だというのは
私の主張に対する答が百点に近いかどうかとい
うことでは全くありません。一生懸命訴えている
ことについては真剣にそれを考えていただいたかど
うかというその誠意のほどが極めてうかがえな
かった、こういうことでございます。

そこでまず、自治大臣にお伺いをいたします。

唐突ですが、自治大臣はプロ野球は好きですか。
差し支えなかったらこのファンを含めてお聞
かせ願いたいと思います。

○國務大臣(吹田博君) 私もテレビ等でよく見さ
せていただいておりますが、山口県なものですか
ら近いところで広島カープを応援しております、
余り強くありませんが。

○岩本久人君 実は私も中国ブロック、地元代表
ということで熱烈なカープファンでございます。

野田委員長は地元でもありませんし、一緒にやって
ことはカープの優勝を祈ろうではありません
か。

なぜプロ野球の話を出したかといいますと、私
が一生懸命質問をして、議席に帰りまして一生懸
命政府側の答弁を聞いておりました、瞬間に野球
のことを思い出したのです。つまりそれは何かと
いいますと、ペナントレースで優勝が決定した
後、あれを消化試合というんです、もう勝敗には
全く関係ないけれどもとにかく決められた日程は
最後まで消化しなければならぬんだ、だから勢
い、応援団もほとんどいないし、それから選手も
一流は出してこない、来年のために肩ならしをし
て、それ相当の対応にしかかかっていない。私は答
弁を聞きながら実はそのことを感じたのです。

私にしてみれば初めての質問でもあるし、また
あの本会議場の壇上に立つためにどれだけ多くの
苦しみがあったか、そう思っ、大変熱い期待
を寄せて質問したつもりです。

私は過去十年間の県議会のときには、生意気だ
と言われながら原稿なしでずつとしゃべっておい
ました。だから、今回もそれでいこうかと言った
ら先輩が、そんな生意気なことではここでは許され
ない。なぜかと聞きましたら、恐れ多くも日本
で一番偉い総理大臣の答弁をもらうんではない
か、そしてあの世界に通用する橋本大蔵大臣の答
弁をもらわなきゃいけない、同期の中では出世頭
の自治大臣の答弁をもらわなきゃいけない、そう
いうことが一つ。そしてそれにも増して、より正
確な答弁をもらうためにはやはり文字にして出す

ことが極めて重要なんだ、だから将来にわたって
文字にしたものを質問項目としてその全部を出さ
なければならぬというのを強く言われまし
て、それならということで私は一晩ほど徹夜をし
まして、私の気持ちをその一字一字に込めて一生
懸命書いたんです。そしてそれを出しました。そ
の結果がさっき言ったような内容なんです。私は
下手な字ではいけないと思っ、わざわざワープロ
を打って、きっちり質問項目も出してやったにも
かわらず、何で答弁漏れが出てくるのか、極め
て残念でならぬのです。

そのときにさっき言ったように感じたのは、あ
あそうか、既にこの地方交付税は衆議院では通過
しておるし、質問をしておる社会党も、所属する
党もどうせ賛成するんだから、ともあれ会期内に
何とかおさめるためにそれなりの格好づけをすれ
ばいいんだ、こういうことが答弁の中にありあり
と私は見えた。実に悲しい思いでいっぱいであり
ました。いわゆる勝敗が決まるまでのプロ野球の
あの緊張感がない。どこか弛緩している、たわん
でいる、それが私は感じられたものだから物すご
く腹の底から憤って、頭の中が真っ白くなるほど
気持ちの混乱をいたしました。まあそうはいっ
てもいいながら一生懸命おのれをなだめてずつ
と耐えに耐えておりました。しかし、考えてみる
と、私自身が耐えるということとは私を一生懸命支
えてくれた何百人何千人何万人という多くの有権
者に申しわけない、せつなく島根県でたった一人
そこへ参議院では立たせてもらっているわけだか
らやはり最後までそれは追及しなければならな
い、そういう思いに駆られて今回やるわけであり
ます。

なぜこの場で取り上げたか、それは総理大臣の
答弁漏れがあるわけですが、それも言う者に言わ
すと、そんなむちゃを言うなど。考えてみる、十
九日は朝一時まで総理大臣は日ソの交渉で大変
だった、だから超多忙でもうそれどころではな
い、心身ともに大変な疲労の中にあつたわけだか
ら許してやれやという意見もないことはなかつ

た。しかし、私がそこで思ったのは、海部総理大臣は私の質問に対する答弁で答弁書を読んでおられたんです。ということは、その答弁書はだれかが書いた。それで、その後だれが書いたかということを書いてみましたら、内閣官房の方から、あれは自治省でつくった、こう言われたものだから、自治省の大幹部がおられるところで一回、そのところはなぜそんな誠意のない答弁を総理大臣に与えたかということを書いた。

日本の政治というのは、世界からも言われていますように、また国民が十分承知しておられるように、文字どおり官僚政治だということを思った場合、やはり今回そのことをきつちりたいたいておかなく日本の国権の最高機関である国会の機能というものが健全な発展をしないと思ったからであります。後からどうであろうかということについてはそれなりに申し述べたい。もちろん総理大臣に對する質問ですから自治大臣にどうこうということとを最後まで詰めていくことは難しいと思いますが、いずれにしてもその点は後から申し上げます。

今私が主張していることについてのようなお考えをお持ちか、自治大臣にお伺いいたします。○国務大臣(吹田博君) ただいま岩本先生から厳しく我々政府側に対しての御指摘がございまして大変恐縮しております。さも衆議院を通過した関係からもう全く緊張の緩みではないかというような意味のお話もございましたが、我々政府側としてはそんな気持ちは毛頭ございませぬし、特に政府委員においては本当に緊張の連続であります。国務大臣の側は同様でもあるという国会議員という立場もありますから時には緩みがあるところもありますが、それにいたしまして、法案が衆議院から参議院へ送られ、あるいは参議院から衆議院へ送られるという場合が法案ごとにございしますが、決してそんな生意気な姿勢を持っておる關係は一人もないと思っております。

いわんや総理大臣は、本当に我が国の責任者として

して現実に政治活動が続けておるわけでありまして、閣議を統括しておられるわけでありまして、特に今お話がありましたように、せんだって十六日からお迎えしましたゴルバチョフ大統領、離日十九日でありましたが、私ももたはたから見まして、その間の緊張というものはまさに大変なことであつた、ソ連大統領もまたそれなりの御苦労であつたと思っておりますが、我が国の総理大臣としましては非常な御苦労をされたわけでありまして、それはそれとして、そのことがあつたからどうこうという意味でなしに、やはり岩本先生に對しましては一点のすきのないきちつとした御答弁をされるべきであるという建前をとっておりますし、私もされたと思っておりますが、しかしその中で答弁漏れがあつたとか、あるいはそこを受けとめ方として総理大臣の説明あるいは自治大臣の説明が十分でなかつた、こういうことであるとすればそれは大変残念なことでありまして、きょうはこの委員会で改めていろいろな点について御指摘をいただければ真剣に取り組んでまいります。

先日の本会議において、私も政府関係の態度がよくなかつたという印象をもちましたとすれば、これは私は深くおわびをしなければならぬことでありまして、決してそういう不心得と申しましたようか、不まじめと申しましたようか、緊張を欠いた衆議院と参議院という立場に立つての考え方はみじんもないことをこの席から表明をいたしまして御理解をいただきたい、こう思っておりますわけであり

ます。○岩本久人君 けさほどの答弁は自治省で書いたというのを言ってきたものだから、では自治省のだれとだれが決裁をしてどうなったのか、こういうことを聞きたいと思っておりますが、ただいまの答弁がありましたので一応了解をすることにいたします。

いづれにしても、政治の世界は結果責任というものが最優先されるということはもちろんわかる

のですが、世の中の仕組みをつくるという大変重要な仕事に携わっておられるわけでありまして、今できなくとも、今後建設的な議論を積み上げていく中で時期が来れば一つ一つ積み上がってくるということもあるわけですから、私はその間における議論の経過、そのプロセスというのは大変重要だと思っております。ひとつ担当政府委員の皆さんの今後の御奮闘を特にお願いしておきたい、こう思っております。

それでは改めて具体的な問題で質問をさせていただきます。四月十九日の本会議で私が取り上げました例の一兆円減税の問題について、総理大臣の答弁はこうなつておるわけでありまして、「都知事選に對しての問題にお触れになりましたが、私は減税そのものには賛成の立場を述べて候補を激励したわけでありまして、結果があつたようなことになり、厳粛に受けとめております」、これだけなんです。

私はこのところは、あなたは、このようにマスコミ報道でなつておるというふうなことをいろいろなことを言いながら、特に地方自治法、地方財政法等との深いかわりというものを無視してはできない。また、その経過において自治省首脳の見解として新聞に、そのようなことはあり得ない、とても難しいことだというふうなことも随分出ておつたわけなんです。そういうことで質問したのもかわらず、今のような答弁が返つてきておる。特に私がそこで質問の中に入れたのは、自治省が本来持っている課税自主権を行使しにくくしている起債制限制度を撤廃するために努力する、これを自民党総裁海部総理は言っておるではないか、新聞に書いてあるではないかということをやつたわけですが、どうも今日の議運のやりとりの中では、そのようなことは言つた覚えがないとかというふうなことを言われたというのを漏れ承つておるわけですが、それならそれでその場で言つてほしかったというのが私の本音なんです。

そういう中で、こういうことが新聞に書いてあ

ります。減税公約の実現は責任を持つということが一つ。海部総理と磯村さんとの対談の記事はこうなつてゐる。二つは、地方税の税率は各自自治体が条例で定めているもので、条例改正で引き下げられる。三つ目が、引き下げに伴う起債制限についても起債に頼らない財政を目指し、同時に起債を制限している地方財政法の改正を働きかける、こう言つておられるというのが新聞に書いてあるんです。お忘れではないかと思うのです。書いてある。ということになると、当然主管省である自治省と事前のすり合わせというものが限りのこの判断の常識です。このことについて、大臣でもないです、自治省のいわゆる新聞紙上という首脳でもないんですが、この点についての相談があつたのかどうか、そして今後どのようにこれを考えていかれるのか、お伺いしたいと思

います。○国務大臣(吹田博君) 自治省の首脳でありますから私から申し上げます。

この点につきましては、私も何らの相談はなかつたわけでありまして、岩本先生は首をかしげられますが、これは信じてもらわなかならない、事実でありますから。私も磯村陣営からも、あるいは推薦団体であります関係者からも、いづれからも全然御連絡はございませぬでした。したがって実はびっくりしたようなことではありますし、ごあいさつもありませんので、私は私なりに自治省はこれには一切関知しておりませぬということを本会議では御答弁したわけでありまして、これは事実をそのまま申し上げたわけでありまして、ですが、海部総理の場合には総裁という立場がありますから、総裁としての立場は総裁の立場として激励はされたのでしうけれども、それでは党と何かの協定を結んだか政策協定を結んだかということについての内容は私のうかがい知るところではありませぬが、党としてそういう話し合いが決められたとは何一つありません。

ですから、恐らく候補自身あるいはスタッフがそういうことでの発言をされたのではないかなという感じで私もは受けとめておるわけでありまして、それじや責任がどうだという問題になってきますといかにも残念なことであるというふうに思いますが、今日ああいふ結果になりましたものですから、それはそれとして別にしまして、ただ自治省がこれに関与しておったのではないかという点については、全くその事実がなかったということだけは私はこの席でしかと聞きとめておいていただきたい、こう思っております。

○岩本久人君 三月二十六日の読売新聞にこう書いてありますね。これは読売だけじゃない、ほとんどの新聞に書いてある。東京都知事選に立候補している磯村尚徳候補は二十六日午前、自民党本部で海部首相と約二十分間会談し、同候補の公約の目玉である都民税の一兆円減税について改めて協力を要請した。これに対し、海部首相は、全面的に協力すると答え、一兆円減税の実現に強い意欲を示した、こうあるんですね。

それで、私も本会議で言ったのですけれども、選挙に出る者がどのような公約を掲げるか、これは私は全く自由だと思ふんです。その責任はその立候補者自身にすべて帰属するからです。しかし、行政の最高長である総理大臣がそれを保証したという言質を与えたということは、これはたとえその衝にある自治省があずかり知らないことであっても、私は政治家海部俊樹としてやはり最後まで責任を持っていくべきだろう、こう思ふんです。その点についてどのような御意見をお持ちでしょうか。

○国務大臣(吹田愷君) 私は総理でないものですから、総理にかわつてというふうな答弁はできませんが、あの場合はあくまでも自民党総裁という立場で自民党総裁室でお目にかかれたというふうに向つておられますし、官邸ではなかったわけでありまして、そういった意味でそこらの問題につきましましてはここで私がこう思ふああ思ふというふうに申し上げるのも大変失礼な話でありまして、

これはちよつと答弁を差し控えてさせていただきます、こう思っております。

ただ、そうであつたから自治省も責任があるんではないかとおっしゃいますが、自治省ももうがい知るところであるとするれば別でありますけれども、何らの御相談もないし、そういう御指示もいただいておりますし、そういう点についてはかわつておらなかったものですから、私どもとしては本会議で答弁したことで御理解を願わなければならぬ、こう思つておるわけでありまして。

○岩本久人君 自治大臣の答弁はまあその辺が限界だろうと私も思ひましたので、あえて本会議で直接聞いたわけなんです。ところが、全く答弁がないものだから、どうだったかということを知りたいわけです。

そこで、今大臣が、あのときは総理大臣でなくて自民党総裁として約束されたものだ、こう言われますが、一般の国民の受け取り方はそんなものじゃないです。間違ひなく総理大臣が約束したというふうには受け取る。また、そういう会談をセツトしたりいふんなことをされた方というのは、総理大臣として約束をしたというイメージが欲しいためにそういうことをされたということであると私は思つております。その意味で言えばお互い選挙を戦う者としてフェアでなかったな、こう今思つておりますが、その点については厳密に受けとめておると言つておられますからそれはそれとしておくにしても、いづれにしても起債制限といったようなことについて長い間そういうものはいかかなものかという議論がされてきた中で、そういうことを言われたという点において、この問題について大変大きな提案になったということだけは事実だろう、こう思ふんです。

今までのことはなかったことにしても、せっかく総理も意欲を示されたわけでありまして、今の地方財政法、自治法の改正を含んで起債制限の問題というのを今後取り組まれるお気持ちはあり

ませんか、お伺いいたします。

○国務大臣(吹田愷君) 大綱だけを申し上げますと、私が存じております前後の状況から見ますと、私も昭和二十年代から村長を勤めたわけでありまして、たしか昭和三十三年の時点で住民税の税制改正が行われたというふうには思ひます。いづれにしてもそういうことで地方財政の確立のためにずっとやってきたわけでありまして、その基本はやはり基準財政需要額に対する基準財政収入の問題から来る特に地方税の問題であります。これが住民税の場合は数段階ありまして、財政が苦しいところは一番高いところの税率をとる、それから非常に裕福な市町村は一番低い税率をとるという事態がありまして、随分混乱した時代があります。特に昭和三十年代の当初はそうであつたと思ひます。

そういうことではいろいろございましたが、今の税法改正が三十九年、これによつて一定の標準税率というものをつくるということに、これは岩本先生も地方をお勤めになりましたからよく御存じであります。それでようやく地方財政というものもが弱い地域と非常に強い地域があるけれども何とか均衡化というものを保つというふうな状況になり、それから堅実な地方財政というものが確立されてきたというふうには思つておりますので、この問題を、今急に標準税率を左右するというようなことは現時点で私も考えておりませんし、今後の問題としてまたそれなりに、自治省には自治省として政府関係の審議会もございしますから、そういうことでの意見等も聴取しなければならぬことでもありますから、こういう点は慎重に対処すべきではないかなというふうには政治家としては考えております。きょうは財政も税制も担当しておる両局長がおりますから、この辺についてはまた説明してくれと思ひますが、私はそういうふうな気持ちで今日はいるわけでありまして。

○岩本久人君 ということは、現段階、自治省としてそのような考えは全くないということですか。

ね。

○国務大臣(吹田愷君) 私どもとして申し上げれば、今日の時点ではこれを直ちに手を入れて標準税率を左右するとか、起債の充当問題についての法文を左右するという点については考えておりません。

○岩本久人君 ならば、そのようなことをなぜということになるんですが、堂々めぐりになりますからその点は一応おいて、また海部総理大臣には別のところで直接聞いてみることにいたします。次、第二点目として私が取り上げました陳情行政の問題についてであります。

私は、あのときにもる申し上げたように、県庁の職員に入つたのが昭和三十七年でして、それから約三十年間、そのうち十二年は議員をやつたわけですが、地方の行政というものに深く携わりながら常に東京を見ることになつてまいりました。一定の役がつくと東京に行くということでは、多くの職員の中で大変優越感を感じることであるし、ああ自分もここまでになったのかということも思いながら、何の疑いもなく陳情行政と言われるものに携つてまいりましたが、約十年ぐらゐ前から大変な疑問を持つようになつたんです。

それは、直接自治省とか大蔵省とか農水省とか、その他いろいろなところに行つてみて、その担当の職員の皆さんが心から歓迎をするという顔に出会つたことが一回もないからなんです。冷たい視線で、また来たか、何のために来たかというふうなふうな受け取れたものだから、その帰りにいろいろな人とたくさん話をしてきました。そして、その後一生懸命勉強してみた結果、そのように十人では来れば間違いなく一回の旅費が百万円かかるんです。そんな大変なお金をかけて島根県庁を留守にしてわざわざ来て、それだけの効果がないこととなつて思つて周辺を見たら、実は東京に陳情に来る人は県庁の職員だけではなかつ

た。市町村の職員、県会議員、町村議会議員、農協、漁協、青年団、婦人会、その他各種スポーツ団体、もうありとあらゆる考え得る団体が、物すごいお金と物すごい時間をかけて東京に来る。私も東京というところに来まして一年半になります。果たして去年一年間で私の部屋に何人来られたらと思うとみると、少なくとも百五十人以上です。私は半分は地元におるのだけれども、それでも百五十人。私の同僚の衆議院の人に聞いたところ倍来ていると言います。政権政党でなくても。なぜだろうか。さっき言った消化試合の關係もあるのかもわかりませんが、やっぱり衆議院になにだということに僕に来るのかもわかりませんが、政権政党でなくともその場合は行っているところとか、また国会周辺の露が関の十数省庁のそれだけの役所には、恐らくおびただしい数の陳情が次々押しつけてきておるんではないかと思うんです。

中には、私が直接聞いた話ですが、大型バスに乗って来るんですよ。それでこの会館の前まで来て、そうはいっても入れないから代表十人しようにと十人来るわけですよ。バスの中で五十人待っているわけですよ。六十人来た。ということとは、あとの五十人は何しに来たのか、こういうことになるわけですね。それよりもっともって極端な例がたくさんあるんですよ、いわゆる陳情行政というものについて。

そこで、まだあといろいろのことを申し上げたいのですが、十数省庁にまたがって、陳情の対象は補助金だけではないと思えますが、補助金だけでも約二千三百件あって十五兆円以上ある。それらを中心にいろいろなところから来ると思うんですが、それらの配分というものは、陳情が強いのか弱いか、陳情が多いか少ないかで結果に違いが出るものですか。それをまず自治大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(吹田博君) これはまた大変難しい話であります。私はそういうことで今先生おつ

しやるように数字が変わるというふうには思いませんが、ただ、民主政治というものは世論政治である、世論の背景というものが非常に大きな意義を持つておる、こういうふうな受けとめるべきであると思うんですよ。そういう意味で、陳情がすべて悪であるという受けとめ方は私もしていませんし、先生はもちろんでおられないと思うんです。ただ、そこには若干の、地方公共団体あるいはそういう団体からのいろいろな陳情運動には、オーバーと申しましようか、あるいは多少のむだと申しましようか、そういうものがないとは言いきれません。ですから、そういう行動については十分行政的な面ではそれぞれ地方公共団体で効率的な活動をするということ措置すべきであろうと思うんですが、陳情そのものを、私は受けとめ方として、全面的にノーという解釈はしておりません。これはそれなりに世論政治の一つの方式である、こう思っているわけでありまして。

それでは、そのことで役所の補助金の額が、あるいは自治省で特別交付金の額が上げ下げされるのか。それはそれで右左になるものではない。ただ、説明を十分聞く機会をそこにつくるということとは、それはそれなりに理解と協力の上ではプラスになると思うんですよ。ペーパーの上で見る場合と、現実にバッジをつけた町長さんが来られて、実はここに出ておる書類はこういう理由があるのですよということと直接詳しく真に迫る話をされる場合とは、役所の人といえども人間でありますから、行政は公平でなければなりません。政治も公平でなければなりません。人情はまた別なものでありますから、そういう意味で解釈していかないとどうも世の中というのはきずきずして行くのではないかなという感じがしておるわけでありまして。

○岩本久人君 私も、今言われた人情の点はそれなりに理解いたします。しかし、大変な数の陳情団の、今言われた直接実情を聞くという話ですよ、そのうちの何割が直接担当者とおつて話をし帰ったろうか、これを調べてみてもらいたいん

ですよ。私も一生懸命勉強してみました。私の推察では、直接会って話をしたのが二割以下です。あと八割は何の気なしにそこへ立っておるか、玄関の外で待つておるか、留守中に名刺を置いて帰るとかということなんですよ、その実情というのは。

だから私は、現在の陳情行政というものが全然必要ないとは言ってませんが、余りにも常軌を逸しておるということを言いたいと思うんですが、その点についてはどのような感想をお持ちですか。

○国務大臣(吹田博君) 御指摘のような点は、私も政治家として長い活動をしておるわけですから、それなりに受けとめております。ですから、それはそれなりにこれから規制すべきものは節度ある陳情として規制するように、しかもそのことが関係団体や、いわゆる地方公共団体という市町村、県に大きな財政的な負担をかけておるんだ、累計していはば年間相当の大きなお金を東京に落とすことになるというお考えでのお話だと思えますから、ひとつよく部内でも検討しまして、そういう点は節度ある行動をとっていただくような方法をこれからまた検討させていただこうと思っております。

○岩本久人君 節度ある陳情を検討したいということですが、一年と五カ月は前ですか、私この問題を取り上げたときに、では果たして幾らぐらの経費がそれに使われているだろうか。私が一生懸命試算をしたら、大体年間三百億円というものが出たのです。それで、三百億円以上かかると思うがどうですかという質問に対して、当時の持永財政局長もその程度要るだろうということを確認されました。

その後、私も、いろいろ計算してみると実はそれ以上かかるということも聞いて、再度これは取り上げなければならぬ、こう思った次第です。また今はタイム・イズ・マネーで、お金だけでなくてそれに要する時間がどれだけかということですよ。しかも、率直に言って、俗な言葉ですが、単価の高い人ばかりだから、それぞれの地域では責任者としてそこで頑張つてもらわなければいけない方が三日、四日、一週間、十日と留守にするわけだから、社会経済的な活動にもかなり大きな影響があるということでございますので、今の答弁で結構ですので、ひとつ早急に節度ある陳情に持つていくようにぜひとも私は力を入れてもらいたいと思っております。

三つ目はいわゆる天下り人事の問題ですが、私は総理大臣への質問に、現状について何うということをする前のレクチャーでも厳しく言っておいたんですが、このところが完全に抜かれておりました。

自治大臣でなくても結構なんですが、現状どのようになっておるかお伺いをしたいと思っております。全省庁。

○政府委員(森繁一君) 各省庁から地方公共団体に出向している者の現状の話でございます。大変申しわけございませんが、私どもでは各省庁から地方公共団体に出向している者の具体的な数につきましては全体を掌握いたしておりません。ただ、自治省の関係については申し上げさせていただきます。自治省と地方公共団体との人事交流によりまして地方公共団体の幹部職員として在職しております自治省関係者の数は、特別職を除きますとおおむね百七十名程度でございます。

○岩本久人君 自治大臣、今答弁聞かれましたが、ということなんですよ。私はきのうのこと、質問するからということをや言っておいたのに、持ち合わせてないわけですよ。そういうことが全くもって不誠意きわまりないと言いますよ、私は。どうということなんですか、それは。

○政府委員(森繁一君) 各省庁と地方公共団体との人事交流は各省庁それぞれのお考えによりまして行われておると存じております。したがって、これは各省庁それぞれでお考えいただくべきことでございまして、私もその方々でそれを統一的に数字を把握するということは極めて困難でございます。

○岩本久人君 極めて困難と言われたけれども、実は私は一日で全部集まったのです。たまに東京に来る私が一日で集まったものを、自治省の官房長という物すごい権限のある人が、しかも優秀なスタッフがたくさんおつて、なぜ困難ですか。

○政府委員(森繁一君) 自治省の官房長が大変権限があると仰せられましたけれども、役所というのはおおむね縦割りでございまして、私どもの方で各省にお願いたしまして、これは人事の秘密等の問題もございまして、容易に出てまいりません。国政調査権等の関係がありますればそれは別かと存じますが、役所ベースではなかなか難しいということをお願いいたします。

○岩本久人君 私は質問の通告をするときに、答弁漏れの問題は言うよということと言ったけれども、官房長に答えてもらいたいということも言っていないかたもので、それ以上詰めることはやめます。しかし、私は、全体としてそういうところに誠意がないということをや一つの原因がありますよということだけを指摘しておきたいと思ひます。

では、次の問題に入ります。

質問の順序が変わりますが、一昨日段階で統一自治体選挙がようやく終了いたしました。そこで出された問題を二、三取り上げてみたいと思ひます。

それは公選法の関係です。今回も長い長い半年間にわたる選挙活動が全国一斉に熾烈に戦われました。選挙というのはまさに筋骨きのないドラマでありまして、それは本当に大変です。その過程の中でさまざまな選挙違反というふうなものも、これは宿命的必然といえますが、存在をするわけでありまして、その中でも私は特にいわゆる戸別訪問という問題については、そろそろ全国的な合意のもとに戸別訪問禁止というものは廃止をしていく趨勢にあるのではないかと、こう思ふのですが、去年一年間、公選法百三十八条の戸別訪問禁止で選挙をされた数ほどの程度あるのか、そしてそれが裁判等を通じてどういう結果になっている

かということをお伺いいたします。

○政府委員(國松孝次君) 選挙件数でございますけれども、平成二年の年間を通じての選挙件数に關します統計数字は今のところまだございせん。ただ、二年に衆議院選挙が行われました。そのときの選挙件数につきましては、百九件、二百六十名ということになっております。

なお、平成二年は年間を通じての選挙状況は出ておりませんが、平成元年につきましては、六十二件、百四十三人の選挙ということになっております。

なお、これの処分状況につきましては一つ一つフォローいたしておりますので、ちよつとお答えする数字を持たない次第でございます。

○岩本久人君 恐らく結果は略式で済んでるだろうとは思ふんですが、いずれにしても司直の手に触れなければならぬということは大変な重圧なんです。だから、その点を特に聞いてみたいということでございます。

そこで、公選法の主官としての自治省にお伺いしたいんですが、私は戸別訪問という方法は今日の国民の日常的な生活の中における最も簡便で、かつ最も有効な方法だろう、こう思ふんですが、選挙制度を熟知している自治省は、この戸別訪問というものについて現在どういう評価をしておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田弘正君) 戸別訪問についてのお尋ねでございますが、御案内のように現行の公選法上戸別訪問は禁止をされておるわけでございまして、この問題につきましては、戸別訪問はこれを認めるべきであるというふうな御意見もございします。しかし一方では、現状では政策普及中心の戸別訪問とはなり得ないで、むしろその候補者、選挙人双方にとりましてなかなか煩にたえないというふうなこと、あるいはまた戸別訪問によつて買収等の選挙の自由、公正を害する犯罪の機会となるおそれがあるというふうなこと等の弊害の懸念もあるということ、これを認めるにはまだ時期尚早だというふうな御意見、さまざまござい

ます。認めるという御意見の方では、積極的にフェース・ツー・フェースによつて自分の政見を訴えることができるというふうなことを言われる方もございします。

しかし、さまざまな御意見があるわけでございまして、ただ、我が国の戸別訪問につきましては選挙制度におきまして極めて長い歴史を持つておりまして、その間禁止をされてきているという経緯がございします。したがって、これを認めるかどうかにつきましては、やはり今後各方面において十分その御議論を尽くしていただくことが重要なのではないかと、かように存じております。

○岩本久人君 民主主義が発達していると言われている国で、日本以外でこうした戸別訪問を禁止している国というのはどこかがあるんですか、それを聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉田弘正君) 私も諸外国の制度全部を承知しているわけではございませんが、一般的に言えば戸別訪問は諸外国では禁止をされておられませんで、むしろそれが選挙運動の中心になっている国もあるように聞いております。

○岩本久人君 私は、事ほどさように戸別訪問を禁止していることの意味というのは今薄れていると思ふんです。

それで、さっき言われた煩にたえないとか、どう言われたか。

○政府委員(吉田弘正君) 候補者の方々もそれから受ける方の選挙人の方々も、煩にたえないというふうなことを通例言われているわけでございします。そういうことを先ほど申し上げました。それが一つの戸別訪問の禁止の理由にもなっているというのを申し上げたわけでございします。

○岩本久人君 今言われた煩わしいとかあるいは買収の温床になるとかというふうなことが、今までは禁止の一番大きな理由にされていた、私もいろいろ裁判にかかわつておりますのでわかつておりますが、というふうな言われているんですが、戸別訪問の禁止の法律というものはいつごろ決まったのですか、お伺いいたします。

○政府委員(吉田弘正君) 戸別訪問の禁止の規定は、これは御案内のように、大正十四年の衆議院議員選挙法の改正でございます。このときにいわゆる普通選挙法が施行されたわけでございしますが、そのときに戸別訪問の禁止の規定が設けられました。以下ずっと禁止をされてまいりましたが、戦後一時、公職選挙法の制定のときに一部戸別訪問が緩和されたというふうなことがございしましたが、再び、これがまたいろいろ問題も生じまして、戸別訪問は禁止をされてきておるといふようなことでございます。

○岩本久人君 いずれにしても、私は、選挙を戦う過程において候補者が有権者に政策を訴える、それから支持を訴えることも当然ですが、そういった手段としては最も簡便でかつ負担も少ないということで大変有効なことだろうと思ふんです。そういうことを禁止しているということ、私が今回の統一地方選挙で投票率が、例えば市長選挙の場合は七割を割つて六六・五八%になつて史上最低を記録した。あるいは市議選は六五・三九%、特別区長選は四九・二一%、区議選は四八・九七%とそれぞれが五割を割つたということが大々的に報じられておるわけですが、その原因の一つにこのようなこともあるのではないかと思ふんですが、その点はどういうようにお考えですか。

○政府委員(吉田弘正君) 今回の統一地方選挙は、押しなべて投票率の低下傾向が見られたわけでございします。投票率がなぜ下がったかということでございますが、これは投票率の要因につきましては、選挙の争点でございますとか、候補者の数でございますとか、あるいは当日の天候等さまざまな要因がございします。何がというふうにはなかなかならないと思ひますが、全体的に低下傾向にあるということでございます。必ずしも戸別訪問が禁止されているからこれが下がったということに結びつくかどうかはわからないわけですが、いろいろな要素で投票率は変わってくるというふうなことが存じます。

○岩本久人君 現在戸別訪問が禁止をされておる理由として、今までのさまざまな多くの裁判の中で出されてきたこととしては、要約すると次のようなことになるんじゃないかと思うんです。

一つは、戸別訪問は買収、利益誘導の温床になりやすい。二つ目が、さっき言われた選挙人の生活の平穏が害される。三つ目が、候補者側の訪問回数を競うことを強いて煩にたえない。さっき言われたことですね。四つ目が、多額の出費を強いられる。五つ目が、投票が情実支配されやすい。六つ目が、現職議員にとって不利となる。これが大体戸別訪問がいろいろ悪いのかというようなことを議論する学者の間でも言われておる大きな基本的な要素です。

しかし、先ほどあるように、日本以外のさまざまな先進国では戸別訪問禁止というものが全くない、戸別訪問を禁止されているのは日本だけだということを考えてみた場合に、今私が挙げた六つの禁止事項を存在させるための積極的な意味がなくなってきたおとというふうに思うんですが、その点について一つ一つよろしくお願いします。

○政府委員(吉田弘正君) 諸外国に比べて、日本の選挙運動全般に、これは戸別訪問だけではないんですが、規制が厳しくされているということですが、これは、選挙についてやっぱ公平、公正ということが要請されますので、そういうものを選挙運動の面でも制度的に手当てをしていこうということと設けられているものと承知をいたしております。

そういう中で戸別訪問も、先ほど申し上げたような理由でいろいろな御意見もあるわけですが、また裁判での判例の中では、ただいま先生お挙げになりました幾つかの点が戸別訪問の禁止の理由として挙げられているわけですが、それがそれぞれの問題としてお話がございましたが、これがすべて現在はおもうそういう問題は生じないんだというふうに言い切れるかどうかは、私もまだ選挙の実態をききとよく承知をしておりますので、これが直ちにすべてそういう問題

は解消し切っていると言うまでにはなかなかこの場で断定することはいたしかねるというふうに思っております。

○岩本久人君 いわゆる選挙運動の本質は何だろうかと、こう考えてみた場合、私は、単なる表現の自由の問題というところのみではなからう、そこには憲法十五条で言うところの国民の公務員選定あるいは罷免する権利の一環であるというふうに思うんですが、その点どういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(吹田博君) 選挙についてのやり方はいろいろあると思うんですね。ただ、今先生おっしゃるように、戸別訪問というのが本質的には選挙などというのとは本来はおかしいと思いますよ。しかし、これは、法治国家ですから守らなければいけないんです。そもそも自動車に乗って大きな声を上げる方がおかしいのです。戦後ずっと私もやってきましたが、トラックの時代もありましたから、そういうことから考えると今かなりスマートに、自動車を手を振るぐらいでいいわけですが、それにしてもまああんな姿がどうかということと戸別訪問を禁止しておる姿がどうかということとを考えると、私は本質的には戸別訪問というものが選挙なんだ、こう思うんですね。

ただそこには、どうも日本の家庭の中というのは複雑なものですからとかく問題が起きるといふこともありますし、あるいは先ほど先生も指摘されておりますように、体力の違いから、かなり頻繁に戸別訪問ができる体力と、そうでない方もありますから、そういうことではいろいろなもので検討されているわけですが、これははいよいよこれからいろいろと選挙資金の問題、選挙方法の問題、その他の問題を総合的に検討される段階に入っておりますので、そういう際にもさらに戸別訪問問題も検討していきたいものだなと思っております。十分配慮しなきゃならぬ問題であるということだけは私も認識しておりますつもりであります。

○岩本久人君 菌切のいい弁弁で私も意を強くしましたけれども、そういうふうにも私も動いていと思うので、ぜひとも法律の改正に向けて積極的に取り組んでもらいたいと思います。

そこで、事務当局が足を引っ張ってはいけませんので、ちょっと言っておきますが、四年前の統一自治体選挙で、調べてみたら戸別訪問の検査が九十三件なんです。しかし、買収は一万八百五十三件です。ということは、戸別訪問は買収の温床だという論理が成り立たないのではないかと。戸別訪問しながらお金を配ったりする者はだれもおりはしません、私も経験がないからわかりませんが、そういうようなこともありますので、せっかく大臣が前向きな発言をしておりますので、改正のため一緒に頑張って、諸外国もそうになっているわけだから、ひとつ検討を早急に始めてもらいたいというのを特にお願いしておきたいと思っております。

それから、警察庁長官にお伺いいたしますが、今議論をしたようなことなんです、戸別訪問といふことのいわゆる犯罪性というものを追求する論拠といふのは、それは言っても、学者の一部には戸別訪問は本来もつとあるのではないかとということとを言われながらも、検査がその程度になっておるといふようなことを考えてみると、警察庁としても、この戸別訪問禁止ということについては、第一線での捜査が始まると聞いただけで血沸き肉躍るというふうなものではなからうかと思うんですが、ほかに巨悪はまだたくさんあるわけだから、だから、そういう意味からいえば、全国の例を見ると戸別訪問禁止のために容疑者として出頭を求められる、任意同行を求められるといったようなことがまだ今でもあるわけですが、さっきから言っているようなことですから、ひとつそこところはやっぱり趨勢に合った対応をしてもらいたい、こう思うんですが、その点についてよろしくお願いたします。

○政府委員(鈴木良一君) 警察は決められたことを決められたとおりやらなきゃならぬ立場ではありますけれども、しかし私ども、選挙違反につきましてはやはり買収等の実質犯を中心にやっていくということを主眼に置いております。

ただ、形式犯につきましても違反内容の態様とか、あるいは組織性等で悪質なもののにつきましては検査の措置を講じていかなければならない、これがやはり選挙の公正を保つゆえんだと思っております。しかし、軽微なものではある限り警告でもつてとどめる、そういうことで違反状況の除去に努めてまいりたい、かように考えております。

○岩本久人君 次の問題に行きますが、公選法百九十九条の二のいわゆる政治家の寄附禁止規定についてお伺いいたします。

改正された公選法でこの問題が入ってきたわけですが、警察庁長官にまず最初に伺います。改正以来検査とか逮捕とか含めて、そういう状況がその後どのようになっているか、また、それがその結果どうなっているかということとをさっきとお伺いいたします。

○政府委員(鈴木良一君) 寄附の禁止の関係でございますけれども、昨年の二月一日に改正になりました、ことしの四月二十二日現在、一年有余でございますが、この間に法百九十九条の二の違反として私どもの方に報告のありましたものは四件五名でございます。このうち三件三名が起訴猶予でございます。あと一件二名が未裁という形でまだ措置が決まっておらないという状況でございます。

なお、警告でございますが、これは実はまだ半年分しか調べていないのでございますが、昨年の二月一日に施行されて以来、昨年の八月三十一日までの半年間に五十八件六十七名の警告をしており、というところでございます。

○岩本久人君 その内容というのは祝儀とか陣中見舞いとか香典とかといったようなたいがい入るわけですが、今検査されたのが何件何件と言われましたその中身はわかりますか、どういう内容か。

○政府委員(鈴木良一君) 違反として検挙をし、清酒を供与した、あるいは塩マスを供与したとか、それから現金を供与した者も入っております。

○岩本久人君 率直に言って、今言われたようなことは去年の二月一日以降、私を含めて、天地神明に誓って絶対ないぞと言いつけるかどうかという、実はいささか疑問もあるわけです。だからといってどうこうではないんですが、私はやっぱりそこところもう工夫の時期に来ていると思うんです。

例えば、今回の選挙だけでも毎日のように新聞記事に出ています。「江戸川区長陣中」「エール交換」と二万円、新聞の見出しを讀むだけでも二十ぐらいいあるんです。「区議候補四十六人に」「のし袋」に入れ配る。宮城県では、「市、町長が候補者に現金「陣中見舞い」など五千元」を配る。「多賀城市長も候補に「祝儀」配る」。土浦市議選では、市長が現金で陣中見舞いを一万円から三万円、告示の前日に三十人に配った。それから、陣中見舞いで千葉の「印西町長も配る」。それからさらに、茨城県知事が再度配ったとか、その他いろんなことがたくさんある。

それで、この法律というのは政治家が中心なので、政治家というのには率直に言って一般の国民より法律関係等には詳しい、しかも直接の利害も絡むことですから、このようなことは本来あつてはならないことだろうと思うんです。だから、その点自治省は周知徹底の仕方をどのようにやっておられるか、まず最初にそれを聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉田弘正君) いわゆる候補者等の寄附禁止の強化措置は御案内のように昨年の二月から施行されておりました、この関係につきまして自治省といえましては、政治家の方々とはもとより御承知なわけですが、一般国民、住民もよくこのことを、受け手の側も知ってもらうことが寄附禁止の強化措置を定着化させていく上で非常に大切という認識を持っておりまして、実は

私も啓発予算というのがございますが、それもこの関係で増えたしまして、それぞれ明るい選挙推進協会という明るい選挙を推進する財団法人がございまして、そういう団体と協調したり、あるいは都道府県、市町村の選挙管理委員会を通じて積極的に国民への周知徹底をしているというふうな状況でございます。

具体的な手法といたしましては、テレビのスポット放送でございますとか、あるいは新聞広告でございますとか電車の中づりでございますとか雑誌の広告でございますとか、そういういろいろの媒体を使いまして時期折々に、例えばお歳暮の時期でございますとかお中元の時期でございますとか春の入学時期というふうなときに集中して出すというふうなことで定着を図っているというふうな状況でございます。今後とも積極的にそれを進めてまいりたいと思っております。

○岩本久人君 であるにかかわらず、例えばそれぞれの県とか市町村にはもちろん選挙管理委員会というのがあつて委員長というのには別におりまして、その実は知事なり市町村長がちゃんと決裁していると思うんですよ。自分が決裁しておきながらなぜこんなものが次々と出てくるかということでしょう。それはどうしてだと思ひますか。

○政府委員(吉田弘正君) 個々具体の事情があるのかと存じますが、現行の公選法上、先ほど先生も御指摘になりましたように、公職の候補者等が、政党やその他の政治団体あるいは親族等を除きまして、一般に当該選挙区内にある者に対していかなる名義をもつてしても寄附をすることは禁止をされているということになっておるわけでございます。

○政府委員(吉田弘正君) いわゆる陣中見舞いについても、選挙区内にある者に対してはこれはできないといふ個人的に行う場合についてはこれはできないといふふうになっております。ただ、団体として地方公共団体がこれを行う場合については、その団体が禁止されておるわけではございませんので、それはできるわけではございますが、そういう場合でも、やはり公益上必要があるという場合に本当

にその公益性を十分勘案し、また代表者の氏名をそういうことには出さないような格好でやるべきだといふような趣旨の指導も今までしておるわけでございますが、まだ新聞等で散見することは残念に思つておる次第でございます。

○岩本久人君 いずれにしても苦しいところですね。そこで、政治家の寄附というのは公選法の何条の違反になつて罰則は何条でどの程度か、政治家を名義人とする寄附は何条の違反でどういう罰則があるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(吉田弘正君) 政治家の寄附につきましては百九十九条の二の規定で禁止をされておるわけではございまして、また罰則につきましては二百四十九条の二の方で罰則が設けられておる次第でございます。

○岩本久人君 そこで、法のものとの平等という見地から次の点をお聞きしたいと思ひます。首長が公的な交際費から支出した場合と個人のポケットマネーから出した場合とは法の適用は異なるのかどうか。私は、本人自身の自覚、そういったものも含めて考えると、個人の金より交際費から出したということの方がより悪質だと思ひますが、その点どうか。

また、一度出したけれども誤りに気がついて即そのお金を回収した。回収した場合と回収しない場合とでは罰則の適用が変わるのかどうか、警察庁の方に伺ひたい。

○政府委員(國松孝次君) 罰則の適用につきましては私からお答えすべきかもしれません。罰則の適用そのものは、構成要件に該当する犯罪行為があればその罰則が適用されるわけでございます。ただ、今委員御指摘のように返した返さないといふようなことがあるわけでありまして、そういうものは一般的に申しましていわれる一つの情状といふことではしんしゃくされるものになると思ひます。ただし、罰則そのものの適用を左右するものではないわけで、罰則を適用した上でその量刑をどうするかということになりましたと

きに、これは裁判所がお決めることでありますが、返した場合返さない場合は若干違いが出てくるかなというふうには思ひます。

○政府委員(吉田弘正君) 公職の候補者等の寄附の禁止につきましては、百九十九条の二に先ほどの申し上げましたような規定がございまして、公職の候補者等は、政党その他の政治団体や親族等に対する場合を除いて、選挙区内にある者に対していかなる名義をもつてするを問はず寄附をしてはならないといふふうに規定をされておる。また、百九十九条の三の方では、公職の候補者等がその役員または構成員である会社その他の法人または団体は、選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもつてするを問はず、候補者等の氏名を表示し、または氏名が類推されるような方法で寄附をすることが禁止されている、こうなつておるわけですが、ここで地方公共団体はその性格上この法人または団体には含まれないと解されておるわけでございます。したがつて、地方公共団体そのものが公益上の必要がある場合に、その代表者としての長の氏名を表示して寄附すること自体は公選法上は禁止されていないわけでございます。

しかしながら、立法の趣旨にもかんがみまして、そのような場合には長の名前を表示することを差し控えることについては既にいろいろ指導しておりますし、また実際にこういう長が、当該地方公共団体が寄附をする場合は公益上の必要性を十分勘案してやるように、そして寄附をする場合であつてもさつき言ひましたように団体名であるようにといふような指導をしてきておると思ひます。

○岩本久人君 大事なところなのでもう一回聞きますが、ある市長が市長の肩書で、もちろん名前を入れて寄附した、それは明確に言えば違反ではないといふことですね。さつきあなたが言われたのは、差し控えたい、こう言われた。個人は違反だけれども、肩書をつけたら明確に言えば違反ではない、こういうことなんですね。そのところ

を。

○政府委員(吉田弘正君) 市長が政治家として個人の立場でこれを寄附したということになれば、これは違反になるわけです。地方公共団体がしたという場合には、これは公選法の規定が働かないというところで違反にはならないという意味で、市長自身が自分が主体でやる場合には違反になるということになります。

○岩本久人君 だから、個人が肩書かということの一つの重要な条件としては、そのお金が公金から出たかどうかで明確に分かれるわね。市長が公金を出した場合はいいわけですか。

○政府委員(吉田弘正君) 一つのメルクマールとして、やはり公金から出したということは当該団体が出したということだろうと存じますから、地方公共団体が、そういう場合には公選法上の問題は生じないということになるかと思えます。

○岩本久人君 警察庁、今の判断でいいんですか。僕はそう聞いてなかったのですが、お伺いします。

○政府委員(國松孝次君) 私どもも、そのように理解をいたしております。

○岩本久人君 それじゃ、いいですが、ちゃんと聞いておってください。もう一回確認しますよ。

市長が、どこそこ市長何々のだれべえと書いて、その中に例えば一万円ずつ入れて、そのお金は公金だと配った、これは違反にならない、こういうことですね。

○政府委員(國松孝次君) そのような場合は、当該公共団体が寄附をしたということになると思われまますので、この寄附禁止の違反の問題は生じないというように私ども理解をしております。

○岩本久人君 そうすると、この新聞にある、市として大変お世話になっておるので、議員さん方には、三十人なら三十人の市会議員の立候補者には市長の名前で公金を出して一万円ずつ、一万円が二万円でもいいですよ、入れて全部配った、これは違反ではない、こういうことですね。

○政府委員(國松孝次君) お尋ねの報道にありま

す件は私どもも承知をいたしておりますが、現在まだ私どもの方で所要の捜査活動をいたしておるところでございますので、その内容について、報道がなされている件につきまして犯罪になるとかならぬとかというようになると言及して言及するような段階ではございませんが、先ほど自治省選挙部長が御説明になりましたようなことをもとにしながら、本件が犯罪になるのかならないのかというのを判断してまいることになるのだろうと思えます。

○岩本久人君 それは極めておかしいことじゃないですか。法律の解釈というものは、当然科学的にきっちりされるものでしょう。今私が言ったのは、そんな判断をちゅうちょしなければならぬようなことではないわけでしょう。市長が公金で祝儀を包んで陣中見舞いを市会議員選挙の立候補者全員に一万円ずつ配った、それは違法か違法でないか。そんな簡単なことを、今この段階で、去年二月からやっておってまだ判断があいまいだというようにするのは極めてよろしくない。不満でありますのでもう一回やってください。

○政府委員(國松孝次君) 重ねて御答弁申し上げますが、具体的な事実につきましてはどうなっているのかということをお私どもまだ詳細につかんでおらないわけでございますので、そのことについては御答弁を差し控えていただくということでございます。

○岩本久人君 私は、どこかのそうした行為を特定して言っているわけじゃないですよ。市長が、市会議員選挙に立候補した者に対して、市という地方公共団体として世話になっておるから、今後世話になるからということで公金を入れて陣中見舞いを配った、これはどうですか、こう言っているわけだから、どこかの捜査中ですから云々というところは全く関係ないということでしょう。だから、明確にその辺を言ってください。一般論です。

○政府委員(國松孝次君) 先ほどから申しましたように、公金を出すか出さないかということは、

公共団体が寄附をしたのか、あるいはそのポストにある例えば市長さんなら市長さん、あるいは町長さんなら町長さんが出したのかということとを判断する場合の一つのメルクマールであるということとを御説明申し上げているわけでございます。公金を出したならば必ずして違反にならない、一般論でございますが、ならないということをお申し上げていますわけではございません。

したがって、例えば仮にそのような公金を使ったといたしましても、これは一般論でございますが、当該公共団体の寄附とは認められないような、その市長さんが、むしろ公金の使ひ方の問題になると思えますけれども、全く自分の売名行為なりなんなりというような形でやったということとがもし具体的にあれば、それは公金を使っていたからといって当該寄附行為の違反が成り立たないということにはならないというように思えます。それはあくまで具体的なケースの場合でございます。先ほど来御説明を申し上げておりますのは、公金を使ったということになれば、それは市長が個人でやったというよりも、むしろ公共団体の寄附であるということとを判断する一つの材料になるであろうということでございます。

いずれにいたしましても、具体的な場合につきまして一体どっちなのかということとは、どの程度の範囲に配ったのか、どういうチャンスで配ったのか、そういうことを一つ一つ立証いたしませんと何とも申し上げられませんが、その辺に上げていくわけでございまして、その辺についてどう御理解をいただきたいと思います。

○岩本久人君 つまりこういうことですか、公共団体が公金として支出するに足る十分な理由があるかどうかにおいて変わる、その判断は異なる、こういうことですね。

しかし、そのような例というのは全国津々浦々にいっぱいあるわけだね。そういうときには自治省はどういう指導をしているわけですか。

○政府委員(吉田弘正君) この問題につきましては、先ほど来申し上げておりますが、地方公共団

体が団体として寄附をする場合につきましても、これは地方自治法上「公益上必要がある場合に」ということになるわけです。それがなければ本来寄附はできないということになるわけでございます。そういう趣旨も踏まえて、寄附については特に節度を持って対処してほしいという旨の通知も、既に昨年の夏に私どもの方から各都道府県知事なり選挙管理委員会の方々に通知をしておりますところでございます。その中には、今言ったような当該団体でやる場合においても公益上の必要を勘案して節度を持ってやっていただきたいということと、それから紛らわしいものから、そういう場合には個人の市長の氏名を書かない、表示しないで団体ということで寄附をするようにというようにもしているわけでございます。

○岩本久人君 ということは、地方公共団体が、その団体にとって公益性があると判断したときにはよろしいと、こういうことですね。というところ、どこかの市長さんが判断したように、市にとつて市議会議員の皆さんはその市にとつて年がら年じゅう大変お世話になっておるわけだから公益性がある、こう判断したら配ってもいい、こういうことになるわけですね。

○政府委員(吉田弘正君) これは地方自治法の問題で、地方自治法上「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ」という規定がございまして、その地方自治法の規定をあれでございまして、私の方からお答えをするのがいいかどうかはわかりませんが、当該団体がその公益性を判断した上でその寄附なり補助を執行するということになるだろうと思えます。

○岩本久人君 それじゃ、その当該団体が判断をしたらいということですね。それでその問題を終わりますから、その判断したということならいいということですか。

○政府委員(吉田弘正君) 判断したらいいとか悪いとかというよりも、先ほど言いましたように、公選法では政治家、候補者等が行う寄附について禁止をしているということでございます。地方

公共団体が行う寄附については公選法の問題ではないということでございます。

○岩本久人君 それでは違う問題ですが、この公選法の改正というのは、全国的に政治にはお金がかかり過ぎるというふうな非難、批判のもとで、日本の政治を少しでもよくしたいという切なる願い、その真摯な政治改革への願いからできたことであるから、私もそれなりに評価をするものです。しかし、画一的にすべての寄附を禁止しているということは現行法律上ちょっと無理があると思うのです。

おとしの暮れから去年の春にかけて、例えば私たちのところにも、全国共同募金会とか日本赤十字とかいろいろなところから、ひとつそれほどの禁止しないでくださいという大変な陳情があったのも御記憶に新しいと思うのですが、そういうものもあるわけですね。そういうことについては、やはり私は議員というのは神社やお寺の総代であることも多いし、自治会長であることもほとんどだし、それからいろいろな社会福祉施設にも率先して寄附をしていくことも実は政治家として最低限の義務ではなからうかという見方もあるというふうなことを考えた場合、それからさつき言った歳末助け合いとかといったようなことを考えてみた場合、そういうことまでも一律に禁止している現在の公選法というものはやはりその許容範囲というものを定めて大胆に改正する必要があるのでないかと思うのですが、これは大臣の方でその点についてひとつ。

○国務大臣(秋田博君) これは非常に難しいことですね、ついせんだつてこの法律は寄附行為の問題を厳しく締めたわけですね。ですから、旧来の陋習を破って、行きがかりを破って新しい一つの方式をつくっていくというふうなことでこういうことになったわけですね。それから、これを直ちにどうするかということは今こういふ席で私は申し上げることはできませんが、確かに選挙区内に於いての寄附行為の禁止というのは、今までの生活環境や生活の流れからいいますと、不自由さというか

非常に違和感を感じるものがたくさんあります。

例えば、私のことで申しますと、私は一つ社会福祉施設を持っています。精神薄弱児と者を二百人抱えておる施設を持っています。が、この理事長をやっておりますものですが、少なくとも私が亡くなれば城南学園が受取人になってもらおう、城南学園という学園なのですから、ということでは生命保険に入ったわけですね。ところが、予想外に生命保険がありまして、まだ元気がなわけですね。亡くなつて寄附になれば、受取人が城南学園にしてあるわけですからこれは問題ないですね。ところが、私が健在な姿で満期が来ますと、城南学園にこれが寄附として、寄附というか受取人としていくわけですね。私に来ませんから。それはどうだと聞いてみると、これは違反であります。こう言うのですから、これは大変なことになったな、死ななきゃならぬのかなというふうな感じすら実は持っております。ありますが、またその時期までにはこれはこれなりによく検討しなきゃならぬ問題だ、こう思っているのであります。

そういうように、確かにこの寄附行為の禁止規定というのは、従来の考え方からいいますと相当問題があるというところは私もわかります。特に比例区でお出ましになっておる方々は日本列島すべなというふうな感じがするわけですね。そういう意味で、この点は検討は専門家でされておると思いますが、今直ちにこの席で、それは不都合な点が多いからどうするかというふうなことを私の立場で申し上げることはとてもできる話じゃありませんから、よく検討だけは、研究はこれから申上げて御理解いただきたいと思つておる。○岩本久人君 それでは今の問題、以上で終わりたいと思つておる。

次の問題に入ります。平成二年度の参議院地方行政委員会におきまして特別決議をいたしております。そのときには恐らく奥田自治大臣だつたと思うんですが、特に発言を求められて、五項目の地方財政の拡充強化に関する決議について、大臣としての決意表明を行われました。この種の決議がどのような効果を後にもたらすか、これは私もにとつて大変重要な関心事であります。したがって、去年の六月十四日に決議のありましたことについて一つ一つお伺いをしたいと思つておるのです、よろしくお願いいたします。

まず第一は、国庫補助負担率の暫定措置の廃止等を図り、国庫補助負担率の充実を期すること。また、下水道等をはじめとする生活基盤投資に係る地方交付税の配分の充実を図ること。こうありますが、これはその後どうなりましたか。

○政府委員(小林実君) 昨年の六月十四日に本委員会におきまして御決議をいただきました。御質問がございましたように、公共事業に係る国庫補助負担率の暫定措置の廃止等を図り、国庫補助負担率の充実を期すること。また、下水道等をはじめとする生活基盤投資に係る地方交付税の配分の充実を図ること。という御決議をいただいたわけですね。これを踏まえまして、国庫補助負担率につきましては、暫定措置の廃止等を主張いたしました。関係省庁との折衝に入つたわけですが、一方、財政制約が厳しい中で公共投資基本計画が策定されて、事業量を拡大することが求められることになってまいりました。これはいわば国際的公約にもなるというふうな大きな事情の変化でもあったわけですね。

折衝は難航いたしました。最終的には大臣折衝まで持ち込まれた上で、一部ではございますが、六十一年の水準まで復元をする、その後の扱いにつきましては三年間の暫定措置といたすわけでございますが、その期間内に体系化、簡素化の観点から関係省庁間で総合的に検討を進め、可能

なものから逐次実施に移すということでは決着を見ただけでございます。今まで、六十年度に補助率カットが行われてしまつた上乗せ等が行われてまいつたわけですが、公共事業につきましては、今回一部ではございますが、初めて補助率を復元することができたわけでございます。また、残る影響につきましても、地方債等により補てんをいたしております。地方団体に於いて公共事業の執行に支障のないようにいたしておりますので、御理解をいただけるものというふうなことを考えております。この補助率関係の法案等につきましては、既に国会等でも御可決をいただいております。

それから、下水道を初めとする生活基盤投資に係る問題でございます。国におきましても、生活関連重点化枠二千億を設けて、下水道等につきましても重点的に配分をされたわけですね。私もそのとおりでございます。国庫補助事業の裏負担につきましても当然に財政措置をいたしております。また生活に関連する社会資本の整備というものは地方単独事業によるものが多いわけですね。したがって、したがって住民生活の質の向上のため、地方単独事業につきましても一〇%増ということで大規模な拡充をいたしたわけですね。この御決議に従ひまして物事の解決を図つたということをお願いいたします。

○岩本久人君 第二点目の福祉基金の問題は、今回提案されておりますので省略いたします。三番目の、特定大都市への過度の集中を抑制し、地域住民の生活と産業の均衡ある発展を図る観点から、事務所・事業所の立地抑制、地方分散のため、税制の整備等諸施策の推進を図ること。これについてはどうなりましたか。

○政府委員(湯浅利夫君) 我が国の一極集中を排除して、これができるだけ多極分散型の国土形成に持っていくということは、国土政策上の基本的

な考え方でございます。そういう見地から、税制上で御協力のできるものにつきましてはこれを推進していくという立場で、かねてからいろいろとそういう政策の線に沿っての政策税制も行っているところでございます。

しかしながら、税制というのは御案内のとおり、基本的には公平な税制というのが最も望ましいわけでございますから、一定の政策目的に応じて政策税制をつくることはいたしても、おのずからそこには限度があることはもう言をまたないところでございます。そういうような見地から、公平の観点というものを一方でならみながら政策的な税制というものをどこまでできるかというところで、この均衡ある国土の発展という見地につきましても今後とも御協力をしてまいらなければならぬと思っております。

では、平成三年度で一体的な何をやったのかというような問題につきましては、例えば多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設についての一定の非課税措置が特別土地保有税とかあるいは事業所税について行われておりますけれども、これにつきましては期限の到来したものを二年ずつ延長していくというようなことを今回やせていただいておりますけれども、税制の公平確保と政策税制というものの重要性というものの均衡をよく考えながら今後とも運用してまいりたいと思っております。

○岩本久人君 四項目の、平成三年度の固定資産税の評価替えに当たっては、評価の均衡化、適正化を推進するとともに、評価替えに伴う負担の増加が急激なものとならないよう、適切な負担調整措置を講ずること。

この点についてはどうですか。
○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税につきましては、土地と家屋につきましては三年に一回ずつ資産の評価替えを行って課税の公平を期することにしていただいております。平成三年度の評価替えにおきましては、最近の地価の高騰を反

映いたしました。特に大都市地域において非常に評価の上昇が見られたわけでございまして、恐らくそういうことを予想して負担が急激なものにならないようにという御決意をいただいたのではないかとこのように考えております。

私どもも、この点につきましては相当の評価の上昇は見られたわけでございまして、これを直ちに税負担に反映させるといふことになりまして非常に問題があるということで、今回につきましてはこの負担調整措置を三つに分けて、特に住宅用地については、従来は三年目には評価額課税になるものをおおむね五年かけて評価額課税にするような、そのぐらゐのなだらかな負担調整措置を行う。それから法人の持っている非住宅用地については、これは最近の保有課税の強化という要請もございまして、これはむしろ前よりもきつい負担調整措置を講ずるといふような形で、三つの負担調整措置に分けてきめ細かい調整措置を講じたところでございます。

そういうことで、住宅用地についての負担をなだらかにすると同時に、今回は特に、この評価がえに伴う増収分につきましては、その全額を個人住民税の減税に充てるといふことにさせていただきます。これではもちろん、税目が違いますが、固定資産税の増収分がそのまま個人の住民税の減税になるというものではございませんけれども、固定資産税の評価がえは法人についても行われるわけでございまして、法人についての評価がえの増収分もすべて個人の住民税の減税に充てたというところで、個人の方々にはかなりの減税の効果が行き渡ったのではないかとこのように考えているところでございまして、こういうことで今回の固定資産税の評価がえをできるだけ円滑に実施できるように、私どももいたしましては検討を重ね実施させていただいたものでございます。

○岩本久人君 第五項目の、住民の課税及び納税にかかわる手続並びに異議申立ての権利保障を明確にするための法制度の整備に努めるとともに、固定資産税における課税内容の明確化等を図ること。

これについてはどのようなことになりましたか。
○政府委員(湯浅利夫君) 住民の方々に税を納めていただく場合に、税を公平に負担していただくためには、納税のためのいろいろな手続や、ある場合には不公平があったときの異議の申し立てというものは住民にとつての権利といふものを保障することは当然のことでございます。こういうことのないような制度を常々心がけて税制度を整備していかなければならないというふうに考えているところでございます。

特に、昨年この決議をいただいた背景になりましたのは、固定資産税の課税誤りという各々地が出てまいりまして、これは自治体を実際に自分で調査をして、それによって住民の方々に幾らずつ納めてくださいという形で納税通知書を出すというところでございまして、それを信用して住民の方々は税を納めていただく、それが結果的に誤つて、しかもそれは時効の五年も経過してしまつた、こういうようなことで、いろいろとこの固定資産税の課税誤りについて、これを救済する措置がないかというようなことは当時随分議論がなされたというふうに理解しております。

この誤りのきっかけになりましたのは、固定資産税の納税通知書に一部の団体が課税資産の内訳を添付したわけでございまして、この資産の内訳を添付したことによって、納税者みずから、この資産はもう自分は持っていないはずだというようなことがわかつて、それが課税誤りの発見に役立ったということが考えますと、市町村だけが調査をするのではなく納税者も出てくる。やはり課税内訳というものを納税通知書と一緒に送るというところが納税者のためにもサービスになるのではないかと、こういうようなことで、私どももいたしましては、こういうことは手続も事務処理もなかなか大変でございますので全団体が直ちにではなく、体制のできたところからこの課税内訳を添付するように実は今お願いをしているところでございます。できるだけ早く全団体がこう

いう体制になつていただくようにこれから努力をしてまいりたい、こういうことで、この決議に示されました後段の課税内容の明確化という点について今後特に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○岩本久人君 ここで自治大臣にお伺いいたします。

昨年の六月十四日に参議院の地方行政委員会、つまりここでありましたが、交付税審議をした後、この決議が全会一致で成ったわけですが、私は、この種の決議というものはその後どのような効果を生むものかといふことについて大変心配しております。今いろいろ聞きますと、それぞれ省でしつかり検討していただいてそれなりの成果も出ているということで評価をする次第ではあります。去年の六月十四日にあなたの前任者の奥田自治大臣が、一生懸命頑張ります、こういう決意表明もされた。そのときの決意表明の意気込みに対して、期待に対して、一年たつたきょう現在、それを受けられた現在の自治大臣として、その思いに対して何%の達成率になったというふうに思われますか。

○国務大臣(吹田博君) 数字でどうこうという問題じゃありませんが、私も前大臣からこういふ点は伺っておりますが、それからまた、特に今答弁しております双方の局長からもそれぞれの状況は伺っておりますし、内部での研究と努力がされておる事情を十分把握しております。非常な努力を自治省はいたしておりますし、また早く復元したいという前提での議会の総意というものもよく自治省もわかつておりますし、関係省庁もわかつておるわけでありますが、財政的な面もこれあり、直ちにということで五十九年度まで参りませんけれども、いざにしましても自治省は、先ほどからお話が出ておりますように、地方公共団体に単独事業でこたえていこうというふうなことも盛んに検討し、新しい一つの方式もつくつていこうというふうな意気込みでやっておりますわけでありまして、私は他省庁のことは十分わかりませ

んが、我が省にしましてはもうすばらしい前進である、こう思っております。

恐らくこと三年度の執行期間にさらに前進する内容を自治省は検討し、結果を生み出すのではないかと、いふように思っております。先生は御心配になっております。先生は、いふゆる地方自治の主体性、自主性というものの、財政的な問題、そういった面について大きく前進できる内容に必ず三年度の末までには到達でき得るような配慮をしてくれるものと、こう信じておるわけでありまして、ある程度、私は点数でどうこうということや数字では申し上げませんが、まづ相当ない成績である、及第点であるということだけは言えると思っております。

○岩本久人君 それでは、来年のこれと同じ審議をするときにも、それ以上の満足度が得られるように頑張ってもらいたいということだけ言っておきます。

次に、今から五日前の四月十八日に、平成三年度の衆議院地方行政委員会における特別決議がなされております。この内容と、これを今後どう生かされていくのか、自治大臣の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小林実君) 衆議院の地行委員会におきまして、四月十八日に決議がなされております。地方交付税に関するもの、公共事業に関するもの、地方財政計画に関するもの、地方団体がこれから仕事をしていく際の高齢者保健福祉関係に対する体制、地方公務員の給与水準等々、それから国民健康保険につきまして、さらには今お願いいたしております地域福祉基金等々についてと数多く、それからさらに公共施設の中では下水道等を初めといたしまして充実を図るようというふうな観点から、いずれも地方団体が抱えております課題、それから我々が真摯に受けとめて地方団体がそれにこたえられるような行政を展開できる財政措置に格むるものばかりでございます。ここに掲げられました点につきましては、地方行政財政の長期的な安定と発展を図るというこの決議に書

かれておりますことを体して今後とも最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(吹田愷君) 今財政局長から説明をいたしました。この決議文につきましては私も是非に重く受けとめております。むしろ我々からすればありがたい応援をしていただける決議であるというふうにも理解できるわけでありまして、したがって、今抱えておる地方公共団体の問題点を全部めぐり出してこの項目に出しているわけでありまして、これはどこからどういふふうにつけて、一点でも二点でも一日も早く改善が加えられればというふうな考え方でおりますので、大事に、私もこの国会が終了いたしました後も検討を始めまして所期の目的を達成するように努力するつもりであります。ただ、関係省庁とかかわりもあります。ですから、我が省だけでどうこうということではない問題もございまして、そういった点は総合的に判断していかなければならぬ問題である、こういうふうに思っております。努力することにはつきりと申し上げておきます。

○委員長(野田哲君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。午後零時十六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(野田哲君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○岩本久人君 地方交付税法等の一部を改正する法律案そのものについて入ります。

まず、地方交付税の性格についてであります。が、先般の参議院本会議、先般といつてもことしの一月三十日でありまして、この本会議で大蔵大臣は地方交付税の性格についてこのように言つて

おられます。議事録をそのまま読みますと、「これは国が地方に交付するものでありまして、本来地方が徴収すべきものを国がかわつて徴収しているという性格でない」、このところが問題だと思ひますが、この点は後から指摘をしたいと思ひます。こういう前提を置いた上で、今度は地方の固有財源であることを述べておられます。

そしてその後の答弁で、一月三十日同日本会議、自治大臣は大蔵大臣と同じ意見であるといふに答弁されておるわけでありまして、それはおかしい。何かおかしいかという、前段では、これは国が地方に交付するものだ、交付金の考え方だと、それで後段は、そうでなくて地方の固有財源だ、こういうふうになつておるわけですね。そこを、私は大蔵大臣の答弁そのものについて後から聞きたいと思ふんですが、性格づけとしてその言い方が矛盾するといふふうな思ふんですが、その点についての自治大臣の改め

○国務大臣(吹田愷君) 地方交付税は、今先生もおっしゃいましたが、私は地方公共団体の財政面から申しましてこれは固有の財源であるといふふうに考えておりますし、これは一貫してそういう申し上げ方を私はいたしておるわけでありま

す。特別に大蔵大臣との考え方に大きな差があるとは思っておりません。ただ、大蔵大臣の非常に非常に長くやつておられますという面から配慮されるものですから、発言の表現の仕方というものが若干前段があつたりしますものだから多少のそういうふうな受けとめ方をされたかも知りませんが、結論的には大蔵大臣もこれは地方の固有の財源であるといふことはちゃんと認めておられるわけでありまして、私どもとそんなに特別に大きく差異があるというふうには思つておりません。

○岩本久人君 この際、明確にしておきたいと思ひますが、昭和二十九年五月四日の地方行政委員会、この議事録がここにあるんですが、このように正式な逐条説明がなされております。柴田議と

いう当時の財政課長がこのように言つておられます。

地方交付税法の目的に関する規定の改正であります。地方交付税が従来の算定方式と異なりまして、国税の一定割合になります結果、その地方団体の独立財源としての色彩が明瞭になつております。それでこの法律の目的の条項のうちで、従来は「地方自治の本旨の実現に資するために、地方団体に對し適當な財源を供与し、もつてその独立性を強化することを目的とする。」という規定がありましたけれども、この規定の中で「地方団体に對し適當な財源を供与し、」という、国から地方団体に對して財源を与える、言わば国が地方団体に恩恵的にやるんだといったような臭いがしております。これを落しまして、地方団体の独立性を強化するということに改めたのであります。

つまり、従来の地方財政平衡交付金とそれから二十九年に改正されました地方交付税法との性格がこのときからこのように変わったんだ、こういうふうな明確に言い切つておるものがこの二十九年五月四日の地方行政委員会における当時の財政課長の説明であります。

そのことからいくと、さつき自治大臣は、大蔵大臣の答弁について若干の弁解をされましたが、大臣経験が長ければ長いほどこの本質的な問題を踏み外すといふことはよく考えられないのではないかと、こう思つたわけなんです。しかも、優秀な官僚がたくさんついておられて文字にされたものを讀んでおられるわけですから、そのところで再度今度は大蔵省に聞きたいと思ふんです。

自治大臣の答弁はさつきのことで私はいいと思ひます。大蔵大臣は、こう言つておられるわけなんです。このところは非常に重要な問題です。ことし、平成三年一月三十日の参議院本会議、私どもの渡辺議員が質問されたことに對しての答弁であります。大蔵大臣の答弁をそのまま議事録を讀みますと、こう書いてあります。「また、地方交付税の性格といふことについてのお尋ねであります

が、これは国が地方に交付するものでありまして、本来地方が徴収すべきものを国がかわって徴収しているという性格でないことは議員が御承知のとおりであります。これは先ほど私が読み上げた二十九年の改正時とは全然違うことを言っている。それから、先ほど自治大臣が言われた自治大臣の認識とも、本質的な性格というものが私は違ふと思うんです、異質だと思ふんですが、その点について大蔵省の見解を改めて伺いたいと思います。

○説明員(太田省三君) 今先生御指摘の点でございますけれども、地方交付税につきましては、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、たくさんございまして、地方団体の財源調整のために国が地方に交付する、しかもこれは使途の制限のないいわゆる一般財源でございます。それからもう一つは、例えば国税三税につきましては三二%とか、消費税につきましては二四%とかいうふうにしてその率が法律で決められておる。そういうふうにして使途制限がなく法律で決められておるという意味におきまして、法律で当然に例えば国税三税の三二%は地方に帰属をするという意味におきましてこれは地方団体に権利のある財源である、そういう意味で地方の固有の財源というふうにして申し上げて差し支えないかと思ひます。

ただ、今私が申し上げましたような意味ではなくて、さらにもう一段、本来地方が徴収すべきものを国が地方にかわって徴収してそれをただ地方にお渡ししているんだという意味において、そういう意味も加えての地方の固有財源というふうには理解をしていないということを大蔵大臣が申し上げたわけでございまして、これは古く申し上げますと、昭和四十四年に当時の福田大蔵大臣が御答弁を申し上げまして以来の大蔵省の一貫した見解でございます。

○岩本久人君 ちよつとわかりにくかったので、今の後段をもうちよつとわかりやすく言ってください。

○説明員(太田省三君) 地方固有の財源という意味でございますけれども、繰り返して恐縮でございますが、使途制限のない、法律上当然に地方に帰属するという意味で地方の固有の財源である、そういう意味で地方の固有の財源というところはそこらでございまして、そういうことを加えて、さらに本来地方が徴収すべきものを、極端に申し上げますと、地方税であるのだけれども国がかわって徴収をしてそれを地方にお配りしているというふうな、そういう意味で地方の固有財源ではない。本来国税三税というのは国税でございまして、国税として国が徴収をしてその三二%を法律上当然に地方交付税として、地方に権利のあるお金として交付しておる、そういう意味でございまして、それは地方税ではない、それはわかつておりますが、国が地方に恩恵的に与えてやるというふうな交付金とは性格がもう全然違つて、使途制限のない地方固有の財源であるというふうにして二十九年から変わったわけでありまして、今言われたような表現は誤解を招くと思ふんです。だから、そういうことになると誤解を招かないような表現にされた方がよかつたのではないかと思ふんですが、その点どうなんですか。

○説明員(太田省三君) 今先生御指摘のような理解で結構でございます。別に恩恵的に国が地方にお渡ししておるとかいうことではなくて、法律上当然に地方に権利のあるお金として、そういう意味では固有の財源と申し上げて差し支えないというふうにして申し上げております。

ただ、先ほど先生が大蔵大臣の答弁についてお聞きになったものですから今のような御説明を申し上げたということが一つ、それからかねてから、そもそも地方交付税というのはそれでは交付税特別会計に直入したらいんじゃないか、それは本来国税というよりも地方税として当然権利のあるお金なんだからというふうな御議論もございまして、いや、そういうことではなくて、一たん

国税として徴収してそれを一般会計の予算の歳出項目として地方交付税という歳出項目を立てているんだ、そういう関係もございまして、大蔵大臣の方がそういうたし書きといひますか、御説明も申し上げたということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○岩本久人君 今の点了解しました。次に、五千億円の特別減額の問題ですが、この問題はいろんなところでいろんな議論がされております。大まかに言えば、自治省と大蔵省の間で極めてあいまいな形で決着がつけられたものというふうには私は理解をせざるを得ないと思ふんですが、どういう経過でこうなったのか、自治省の見解を伺いたいと思ふんです。

○政府委員(小林実君) 交付税の減額についてのお尋ねでございます。

私どもは、各年度の地方財政対策に当たりまして、地方団体が当面する諸課題に對して十分対応できる一般財源、特に交付税を確保するということを主眼にいたしております。ここ二、三年の間におきましては、特に一方では、歳出面ではふるさと創生、平成三年度の場合には生活関連社会資本につきましても充実、あるいはゴールドプランの策定等もございまして、地域福祉の増進を図る、こういう面でも十分に財政措置を講ずるといふことをいたしたわけでありますが、こういうことで歳出面で地方の御要請に對応できる財源を確保することに最大限の努力を講じてまいりました。一方で、五十年代以降、地方債の増発を余儀なくされておりました、それが累積しておりましたものでありますから、交付税特別会計でまわつておりました借金を返す、あるいは地方団体が事業を行う際に増発を余儀なくされました地方債の償還に備えて基金を積み立てる、こういうことで地方財政の健全化のための財源措置を講じてまいりました。平成三年度もそれと同じ点につきましても力点を置いたわけでございまして、そういうことの中で、国庫当局から地方交付税につきましても減額の協力要請があつたわけでございまして、

私どももいたしましては、今申し上げましたようないろいろな諸課題に對する財政措置につきまして、特に地方単独事業を中心にしたしまして大きな伸びを確保することができましたし、財政再建の面におきましては、五十年代の借金につきましてもは実質上返済のめどが立つというふうなことになるまいりました。その上で大蔵省に協力する方式をいたしまして減額ということが出てきたわけでございまして、これも昭和六十一年の際に交付税特会で借りましてまだ残つております借金につきまして、その身がわりといひますか、それに相当するものをお貸しする、将来は返していただく。それから、六十年度の交付税におきましてはやはり国庫当局から借りておるものにつきまして、まだ残つておりましたので、この際一部返済をする。合計いたしまして五千億の減額で協力をする、こういうことでございます。言つてみますれば、これは地方団体側にいたしましていづれは国庫当局に返還をしなければいけない性格のものでございまして、実損はない、国の要請にもこたへ得るものである、こういうことで協力をすることということで話し合いがついたわけでございまして。

○岩本久人君 つまりこういうことですか。大蔵省は、附則三条による年度間調整だということ。それから自治省側としては、附則三条の交付税の総額の安定的な確保に資するための必要な特例措置だと思つておる。いづれにしても、今言われたように結果として実損を地方に与えるものではないからいいんではないか、こういうふうには思つてすり寄つたというふうには受けとめていいんですか。○政府委員(小林実君) 私どもは、交付税につきましても地方団体の固有の財源であるという基本的な性格を踏まえて考えておるわけでございまして、今回の措置も、附則三条をごらんいただきますと、「交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。」、こう書いてございまして、あくまでも今回の措置は交付税の総額の安定的な確保に資するものであるという観点から、地方に実損を与えない形での知恵

も出てまいりましたので協力をした、こういうこととでございます。

○岩本久人君 仮の話ですが、平成四年度においてはどのようなことになるんですか。同じような事態が起きたとき、三条との関係どうなるんですか。○政府委員(小林実君) 平成四年度の見通しにつきましては、現時点で申し上げられる状況がございませんで、ここでどうこうなるということをお願い申し上げます。

ただ、第三条に基づいての特例措置ということの基本をいたしまして、この第三条を逸脱するような形の特例措置というものはあり得ない。これにつきまして、そのつど国会にお諮りをいたしまして御承認いただくということにしておるわけでございまして、今後の取り扱いにつきましては、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずる、こういう観点からの対応を続ける、こういうことになると思われるわけでございます。

○岩本久人君 時間がなくなりましたので、ちょっとはしらすいたいただきますが、大蔵省に再度確認ですが、今回の特例減額を行った理由の中に財源余剰ということが出てきておるわけですが、何をもって財源余剰といったようなことが示されることになったのか、それをお伺いしたいと思います。

○説明員(太田省三君) 地方財源不足あるいはまた地方財源余剰というふうに考えておりますところのものは、通常の地方財政収支見通しを行いまし、いろいろな歳出項目あるいは歳入項目を見積もりまして、その結果、歳入超過になっております場合には財源余剰、歳出超過になっております場合には財源不足というふうなことでございまして、これは昭和五十年の補正以降、地方財源が非常に不足時代に入りまして、そのときに通常の歳出、歳入項目を見込んで収支見通しをまず立てまして、そのときに巨額の財源不足がある、それに對して地方財政対策をとるかということになります、それは先生御案内のように交付税特会

の資金運用部からの借入金で賄う場合もございまして、通常の充当率以上に地方債を増発するというような施策をとったこともございまして、国の一般会計からいわゆる交付税の特例加算ということとでやったこともございまして、そういうことでございまして、平成三年度の収支見通しに当たりまして、従来と同じような通常の歳入、歳入項目を見込んだ時点で歳入が超過していた、それが財源余剰だということに考えております。

ただその結果として、財源余剰について、過去の借金の返済を例えれば繰り上げ償還するといったようなものは、それは財源余剰の処理といえますか、その措置というふうには認識をいたしております。といいますのは、通常は繰り上げ償還をしないで、毎年毎年元利償還の決められていた分、繰り上げ償還するわけにございまして、それから、それは財源に余剰があったときにはやるもの、だということに我々は認識をいたしております。

○岩本久人君 三条の問題で最後に自治省に伺いますが、今の答弁も含めての話ですが、交付税の総額の安定的な確保に資するという趣旨に基づいて特例減額を行っているのであれば、この法律によらずともその都度法律の改正案を出して、これを済むのではないかと、附則第三条で特例減額したという趣旨は、附則第三条で特例減額したということには私は理解に苦しむというふうな言い方なのですが、その点はどう思われますか、法改正の問題。

○政府委員(小林実君) その前に、先ほど大蔵省の方から答弁がございましたわけですが、私も交付税特別会計借入金の返済、それから財源対策債等の償還基金の積み立ての財源措置につきましまして、過去の特例的な借入金につきましまして累積した借入金の解消のための措置でございまして、これをもって財源余剰の状態であるというふうな判断するのは適当でないというふうな考えておるところでございます。

それから今の御質問でございますが、五十九年

の改正前におきましても、国庫当局から交付税を特例的に加算してもらおう、あるいは交付金という形で繰り入れをしてもらう、一方、交付税を減額したという例もあるわけですが、五十九年のときにおきましては、それまで交付税特会で資金運用部から借り入れるというふうな措置を講じておりました、そういうことをいつまでも続けることは適当でない、原則として借り入れはやめることにしまして、必要があれば一般会計からの特例加算等の措置を講ずればよいではないかということでございます。

この法第三条に基づく、個々に額を決めていけばいいのではないかと、趣旨かと思えますが、この附則三条におきましても、「法律の定めるところにより」ということで、特例措置の内容容につきましましてその都度交付税の総額の特例というところで法律に明記をいたしまして国会で御審議をいただいで決めていただいておりますわけでございまして、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○岩本久人君 次に進みます。けさほどの提案理由の説明の中の二ページにこう書いてありますね。「五千八百十一億円を平成六年度から平成十一年度までの地方交付税の総額に加算する」、こうありますが、これの内訳と、なぜ六年度からなのか、この二点についてお伺いいたします。

○政府委員(小林実君) 従来と変えた点につきましましては後ほど調べてお答えいたしますが、平成四年度以降加算する額につきましまして、今回の附則四条四項に表として将来加算をするという金額が明示してございまして、各年度この金額で加算されるということでございます。

それから、なぜ平成六年度から加算することにしたかということでございますが、これは法定加算で予定しておりましたもの、それから特例的に約束をしておりました加算すべきものにつきましまして合計いたしますと五千八百十一億になるわけですが、今回の場合、平成六年度以降に繰り

延べ加算にしております。これは従来、法附則の四条におきまして加算しております金額につきましましては、交付税特別会計に借金もございまして、それを返済しなければいけない。そこで交付税特別会計の借金の返済の計画に見合せて加算をするというふうな考慮も入っておったわけであります。が、今回交付税特別会計の借入金を実質的には全額返済することになったわけでございまして、それから、これからのやはり地方団体の財政需要、特に高齢者保健福祉推進十カ年戦略とかあるいは公共投資基本計画というふうなものが出てまいりまして、ますます財政需要が伸びるわけでございまして、従来の計画に基づく加算額につきましまして見ますと、平成六年以降に減額がたんと下がる計画になっておりましたので、将来的に交付税の総額の安定的な確保をはかるということであればその加算額につきましても平準化する必要がある、こういうことで六年以降に加算したわけでございまして、その結果が法附則の四条の表に掲げてあるわけでございまして。

○岩本久人君 いずれにしても、法律で決まっておりますものをやらないというのはいかがかという趣旨で尋ねたわけでありますが、次に進みます、時間がありませんので。今回新たに地域福祉基金を設けることになったわけですが、その趣旨と使途の方法、需要額への算入の方法はどうなるのか、また県、市町村の人口段階でおおむねどの程度配分されるかお伺いいたします。

○政府委員(小林実君) 地域福祉基金につきましましてのお尋ねでございます。平成三年度の地方財政計画では二千百億円を計上いたしております。このうち七百億円は道府県、千四百億円は市町村、こういうことになっておるわけでございまして。標準団体で言いますと、道府県の場合に十一億でございまして、これは果実運用型の基金ということで考えておりますので、計算いたしますと五千五百万から六千万程度の金額が出てくるわけでございまして、それから、市町村につき

ましては標準団体が八千万でございまして、果実にいたしますと四百万から五百万程度、こういうことになっておるわけでありまして。

計算の仕方といたしましては、人口を測定単位といたしまして、単位費用は道府県六百四十七円、市町村八百円というところでございまして。先ほど標準団体が申し上げましたが、道府県で申し上げますと、人口百万の団体で八億程度、人口五百万の団体で二十四億程度になるわけでありまして。市町村について申し上げますと、十で八千万というふうになりまして、人口四千人の団体で二千万、人口二万人の団体で四千万、人口四十万人の団体で二億程度になるわけでございます。

この基金の運用につきましては、民間事業を想定いたしておるわけでございます。在宅福祉あるいは健康づくりあるいはボランティア活動等、民間活動の活性化を図るということで、民間の活動の先導的な事業につきましてインセンティブを与えていただくことを想定いたしまして交付税措置をいたしておるわけでございます。

○岩本久人君 次に進みます。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政特別措置法改正案についてお伺いしたいと思いますが、それに入る前に、まず自治大臣にお伺いいたします。

今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案というのは一本の法案のように見えますが、実は違う法律が四本入っている。本来なら四つある法律ですから一本ずつ別々に提案をし、審議をするというのが建前だろうと思うんです。百歩譲って考えてみても、法律的にやらなければならぬというところを考えると、一条と二条はくくつてもそうおかしくはないかもしれないというふうに思います。また、三条と四条についても同一の内容だからよろうと思いますが、それを全然内容

の違うのをまとめて四本を一本の法律にしてかけるといふことになる、やっぱりその一つ一つの法律についての意見がそれぞれさまざなわけだから余りにも画一的過ぎて国会軽視ではないか、こういうふうにも思われるんですが、なぜ四本の法律を一本にして出されたか、それをまずお伺いしたいと思っております。

○政府委員(小林美香) 法技術的な点もございまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思っておりますが、実は前回延長時の昭和六十一年のときにも同様の取り扱いをさせていただいたわけでございます。

一本にいたしました理由は三つございまして、一つは、地方交付税は標準的な行政水準を確保するために必要な一般財源を賦与する制度でございます。今回お願いしております財政法の国庫補助負担率の引き上げ措置につきましても、かさ上げ額が翌年度に交付される方式をとっていること等もございまして、事実上一般財源の確保を図る制度となっておりますわけでございます。そういうことで、交付税も財政法とともに地方公共団体に対して一般財源賦与を行うという趣旨、目的を同じくするといふふうに考えられること、これが一点でございます。

二つ目は、財政法におきます財政措置が地方交付税制度で算定されます基準財政需要額と基準財政収入額を用いて算出されます財政力指数及び標準財政規模をもとにして決定される仕組みとなっております。こういうことで、これらの法案はその条項が相互に関連して一つの体系をなしているといふことでございまして。これが二点でございます。

それから三つ目でございますが、これらの法案がいずれも地方行政委員会の所管に属する法律であるわけでございます。これが三点目でございます。こういうことから一つの法案として一括して取り扱うこととしたものでございます。最初に申し上げましたように、前回もこのような扱いを

させていただいておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○岩本久人君 前回もそうしておるからということは、私は説得力に欠けると思っておりますが、時間がないうちに前に進みます。

法の中身に入りますが、国土庁にお伺いいたします。

新産業・工特地区の整備の現状と、それから拠点開発方式の都市づくりと言われる基本理念、これが平成三年度から始まる第五次建設整備計画の中にどのような生かされているかお伺いいたします。

○説明員(上野裕君) 先生御案内のように、新産業・工特の制度は、昭和四十年前後に全国で二十地区指定されておりました。今日まで、地方公共団体等が連携を図りつつ積極的な建設整備を進めてまいりましたわけでございます。

この間の成果でございますが、まず工業出荷額で見ますと、全地区合計になりますが、昭和四十年に四兆二千億円であったものが統計のとれます昭和六十三年で見ますと四十三兆八億円で、約十一倍に増加しております。これを工業出荷の日本全国のトータルに占めますシェアについて見ますと、昭和四十年の十四％から昭和六十三年には一六％へと着実に増加しております。また、この地区の人口で見ますと、昭和四十年から平成二年にかけてトータルで四百万人の増加を見ておりまして、この間のこの地区の人口増加率はトータルで二九％ふえておりまして、全国の二三％というものを上回っておりますように概括いたしますと、相應の成果を上げたといふふうに見えております。このように、繰り返すようになりますが、現在御審議いただいております財政特別措置等の支援もありまして、建設整備が進められ、大都市への人口、産業の過度の集中の防止、地域格差の是正等に相應の成果を上げてきたといふふうに考えております。

それにもかかわりませず、ただいま東京一極集中といふものがなかなか大きな問題になっており

ますけれども、そもそもこの新産業・工特制度の基本理念でございますけれども、産業基盤の整備を通じて地方にいわゆる産業の集積拠点を創出すること、それからあわせて都市施設の整備を図るというような手段を講じまして地方の開発発展の中核となるべき地区を整備していく、これによりまして、先ほど申し上げましたような人口とか産業の大都市への過度の集中を防ぐ、あるいは地域格差を是正するということをねらったものでございます。

このように一定の成果を上げたわけでございますけれども、なお近年、東京圏への人口及び諸機能の集中傾向が続いております。引き続きまして地方振興の要請も強く望まれております。したがって、法の趣旨でございます、制度の趣旨でございます人口、産業の過度の集中の防止、地域格差の是正に向けてなお整備を進めていく必要があるといふふうに考えております。今年度から見込んでおります新しい計画におきましては、現状それからこれまでの社会情勢の変化といふものを勘案しまして、幾つかの対応を図った上でさらに建設整備を進めていきたいと思っております。

具体的には、地域の産業構造がいわゆる基礎要素材型のウェイトが高いといふようなこともございまして、成長力のある産業へと産業構造を高度化していくといふようなことをまず第一点に考えております。それから第二点目には、国民生活におきます生活関連施設の充実の要求が非常に大きくなってございまして、下水道等を初めとした公共施設の整備もさらに進めてまいりたい。さらには、都市の魅力といふものをもう少し形づくっていく必要があるといふようなことで、にぎわいの場を初めとして都市の魅力を増進するといふような点に重点を置いてさらに建設整備を進めてまいりたいといふふうに考えております。

○岩本久人君 次に、地方財政白書についてお伺いいたしますが、これは地方財政法の三十条の二に基づいて毎年内閣が国会に報告するものであります。まず第一に、これは何のために行われる

と思つてゐるのか、これが一つ。それから二つ目は、平成三年度の白書のポイント、特徴は何か。それから、最初の質問とも関連するのですが、二月に集中を出ておきます地方議会の前に、できた一月中に出すべきではないかと思いますが、以上三点について伺ひたいします。

○政府委員(小林実君) 地方財政白書でございますが、地方財政法三十条の二によりまして、毎年度の地方財政の状況を明らかにして国会に報告しなければならぬということにされておるわけでございます。これは、財政につきましてはやはり時系列で見えていく必要がございますので、毎年度大体同じ構成で出しておりますので、大きく分けて第一部、第二部に分かれておりました。一部におきましては、地方財政の状況につきまして決算を中心としたして歳入歳出を分析いたし、あるいは公共施設等の状況を明らかにいたしたわけでございます。それから第二部におきましては、地方財政計画等あるいは毎年度の地方財政対策によりまして財政の見通しが明らかになっております。そのことを報告するとともに、最近の地方財政の動向あるいは当面する重要な課題等につきまして問題点を掲げておるわけでございます。

内容そのものが財政を取り扱うものでございしますから、特に最初に申し上げましたように時系列的にどう変わつてきているかというところが重要でございますので、基本的なところは同じような分析をいたしておりますが、各年度におきまして、特に平成三年の場合に言いますと、経常収支比率につきましては傾向についての分析とか、あるいは普通建設事業費の用地費につきましても分析を行つておりますし、公共施設の整備水準につきまして、財政力指数の区分ごとに分析いたしまして表に出して説明をする、あるいはこれをあらんになる方々に便利になるような工夫もいたしておるわけでございます。何せ財政の分析が中心でございまして、なかなか親しみにくいという御意見もあるわけでございますが、その点につきましてはなるべく努力をいたしておるわけでございます。

す。

それから、財政白書の発表時期でございますが、これは二十六年五月以降行つておりますが、いつも三月末ぐらいに発表いたしておるわけでございます。現実問題といたしましては、都道府県の決算につきましては十一月ごろでございますし、市町村につきましては一月中には分析発表できる、こういうことでございますので、これらの資料もお配りをいたしておりますので、各都道府県あるいは議会等におきまして御議論いただくに際しましては、十一月なり一月に発表しているものを参考にしたいだけではないかと思つておるわけでございます。

○岩本久人君 次は、下水道整備に関する問題で建設省に伺ひます。

おむね二〇〇〇年をめどに総人口普及率を七割にするというのが出ております。平成二年度は御存じのように第六次の五カ年計画の最終年度になつておるわけでありまして、計画に対する実績見込み額、また普及率の見込み等について伺ひたいと思ひます。

○説明員(村上健君) 第六次下水道整備五カ年計画は、昭和六十一年度を初年度として平成二年度までを計画期間とするものであり、平成二年度まで五カ年間の投資額の実績は十一兆五千七百七十七億円となる見込みでございます。これは、第六次五カ年計画の計画投資額九兆九千八百億円に對しまして約一六六%、調整費を含む計画総額十二兆二千億円に對しまして約九五%の達成率となるものでございます。

また、処理人口普及率につきましては昭和六十年末三六%を平成二年度末までに四四%に引き上げることを目標に、雨水排水整備率につきましては昭和六十年末三五%を平成二年度末までに四三%に引き上げることを目標にしておりました。が、いずれも達成できる見込みでございます。

○岩本久人君 次の問題に移りますが、茨城県日立市の山林火災について消防庁長官にお伺ひいたします。

この火災の被災状況とその原因についてどうのよう把握しておられますか。

○政府委員(木村仁君) 日立市の林野火災被害状況でございますが、三月七日に起こりまして、焼失面積は二百七十七・四ヘクタール、それから焼損家屋でございますが、全焼十三棟、住宅八棟、物置四棟、旧火葬場が一棟となつております。それから部分焼十三棟、住宅十二棟、ゴルフ練習場一棟、延べの焼けた面積は千四百平方メートル。罹災世帯及び人員は二十一世帯七十九人でございますが、幸ひ死傷者は出ておりません。

原因につきましては現在なお調査中でございますが、御承知のように年間三千件ほど林野火災が起こりますが、三月、四月でその半数近くが起きているという状況で、春に一番火災が起きているという状況になっております。

以上でございます。

○岩本久人君 林野火災特別地域対策事業の実施状況はどのようになっていますか。

○政府委員(木村仁君) 林野火災特別地域対策事業につきましては、林野庁と共同で行つておりますが、現在、平成元年度まででありましたが、全国三十七都道府県、二百地域で実施をいたしております。

仕事の内容は、御承知かと存じますが、巡視、監視等による林野火災の予防、林野管理、消防施設等の整備、火災防衛訓練を総合的に実施する等のことを行つておりますが、消防庁としては特に林野火災用消防施設等の整備に関する補助を行つておりました。平成二年度の予算額は二億六千八百六十五万一千円でございます。なお、消防庁としては、これと関連してヘリコプターによる空中消火が効果的でございますので、広域応援体制等の整備を進めております。

○岩本久人君 林野庁にお伺ひいたしますが、今回のこの事故で防火帯の設置とかといったような問題で林野管理が大きくクローズアップされておりますが、この点をどのように対応しておられますか、お伺ひいたします。

○説明員(村田吉三郎君) 御説明をいたします。

先生御承知のように、林野火災は一人発生いたしますと貴重な森林資源が焼失するだけではなくて、住宅等にも延焼する危険があること、またその出火原因の大部分がたき火の不始末あるいはたばこの投げ捨て等の過失によるものでございします。その予防対策が極めて重要でございます。このため、林野庁といたしましては、消防庁等と密接な連携をとりまして、防火思想の普及啓発あるいは森林パトロールの実施、それから航空機によりまして空中巡視、また防火帯道の整備、消火機材の配備、それから地域住民等による自主的な予防活動の推進等の林野火災予防対策を山火事の多い時期あるいは地域において重点的に実施しているところでございます。

今後とも、林地を転用して造成されました住宅地も多いことを念頭に置きまして、今先生から御指摘のございました防火帯道の整備等につきましても、山火事の発生のおそれの高い地域を重点といたしまして推進をしてまいりたい、このように考えております。

○岩本久人君 自治大臣にお伺ひいたしますが、今国政の課題として中東への掃海艇の派遣の問題が出ておりますが、そのこともさることながら、油田が物すごく燃えているということがありますが、現在、全世界の人々が大変注目をしておるということですが、日本の消防力で何とか消すことはできないか、高い評価を受けると思いますが、その点はどうのようによ考えていますか。

○政府委員(木村仁君) 技術的なことでございします。現在クウェートで燃えております油井は極めて自噴圧の高い油井の大火でございます。このようなものは日本にはございせんし、過去これを消火した経験もございせん。したがって、現在の日本の消防の技術、経験では効果的な鎮圧ができないであらうと考えられます。これが国内の事故でありますならば、技術、経験がないから

といつて放置できませんので直ちに現地に赴いて何らかの対応をするわけでございますが、これは国際問題でございますので、専門家が別にいるのに技術、経験のない者が押しかけてまいりまして、もかえって混乱が生ずるのではないかと考えられます。

もちろん、世界的にあるいは全国的にいろんな技術を結集してこれに対応しようという段階では消防も十分な貢献をしなければいけないと考えまして、私どもの内部では専門家もお願いして研究を重ねております。現在の段階では、御承知のように、クウェート政府がアメリカ、カナダ等の幾つかの会社、企業に請け負わせてこれを消しているという状態でございますので、その体制の中からはなかなか情報そのものも私どもには伝わってこないというのが現状でございます。

○岩本久人君 時間が来ましたので最後の質問になります。僻地医療の問題について自治省と厚生省にお聞きいたします。

一つは、僻地の自治体病院の医師の充足状況について、これは自治省にお伺いいたします。それから次に、厚生省にお伺いいたしますが、自治医大の卒業生の僻地医療に対する貢献度は非常に大きい、このように思っておりますが、この点どのように評価をされておられるのか。それから、自治医大の入学が現在各都道府県原則二名という割り当てになっておりますが、やはりそこは医師の必要度に応じて割り当てるといったようなことが必要ではないかと思っております。その点の見直しをどう考えておるか、自治省として検討をいただきたい。そして、現在改善の策として僻地医療は巡回医療という方法をとっていますが、この巡回医療という問題と僻地への医師の派遣制度、これがどのような問題とされており、またそれがどのような成果を生んでいるかということも厚生省にお伺いいたします。質問を終わりたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 最初に、僻地におきま

す医師の充足状況はどうかというお尋ねでございます。自治省といたしまして独自に各地域の医師の充足状況を調査いたしておるということとはございせんが、全国自治体病院協議会がございまして、ここが独自にそれぞれの病院ごとの実情から考えてどのくらい医師を確保するのが望ましいか、それに対して現状はどうかということをお尋ねしております。平成二年四月現在で調べられたものが最新でございますが、これは全体を通じてお医者さん全部で充足率が九一・三%、常勤の医師で八三・五%ということになってございまして、五年前の昭和六十年四月現在の数字と比べますと、医師全体では三%程度充足率が上昇しているという状況でございます。ただ、これは全体がこうでございまして、規模別に見ますと小さいところではやはり充足率が余り上昇していないということでございます。ですから、僻地におきましては引き続き医師が不足するという状態が続いておると思っております。

それから、自治医科大学の入学者が各県おむね二人ということになっているのは何とかならないかというお話でございますが、御承知のように自治医科大学は各県が共同で均等の費用分担をして設立、運営をいたしましたこともございまして、それから設立されました経緯が各地域の僻地に勤務する医師を共同で確保しようという発想からスタートいたしました関係もございまして、これまでどのところ原則的に各県二名、多いところで三名、年によって違いますけれども、そういう状況になっております。

現在、自治医科大学の今後のあり方につきましては、関係者が集まった検討委員会が持たれておりまして、今お話しになりましたようなこともその中の話題にはなっております。話題にはなっておりますが、まだ方向を見出すというところまでいっておらない状況でございます。

○説明員(篠崎英夫君) 自治医大卒業生の僻地医療に対する評価の問題でございますが、私も厚生省といたしましても、自治医大の卒業生は大変優秀でございますし、また僻地医療に対する大変

強い情熱をお持ちでございます。高く評価をいたしておるところでございます。しかしながら、自治医科大学の卒業生のみによって僻地医療を確保しようということは現在の段階では困難であると考えておりまして、医科大学や公的病院から僻地医療に従事する医師を供給するいろいろな方策などを検討したい、このように思っております。また、来年度医療対策の事業といたしまして、医師の派遣等の新たな事業を組んでおるところでございます。

巡回診療との差異でございますが、先ほど申し上げました僻地のお医者さんのことにつきまして、その地域にある一定期間定住をいたしまして住民のための医療サービスを行うわけでございまして、巡回診療につきましては、無医地区の医療を確保するために年に何回とかいうことでおむね自動車等で医科歯科等含めましてその地区に行つて限られた診療を行つておるという現状でございます。

○常松克安君 冒頭でまことに恐縮でございますが、大臣は国保加入者でしょうか、それとも健保加入者でしょうか、まずお伺いいたします。

○国務大臣(吹田悌君) つい先般までは国保加入者であります。大臣になりましたものですから変わっております。御了承いただきたいと思っております。

○常松克安君 きょうは、国民健康保険という問題を基軸にいろいろお教え願いたいと存じます。よって、まず小さいことから先にお尋ねをいたしておきます。

国民健康保険税は、今回最高限度額が四十二万から四十四万ということに相なった。ただし、徴収は約九〇%で、料として徴収していらつしやるところが一〇%あるわけでありまして、この料の値上げも自動的にやはり四十四万に政令改正になつてゐるのでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 保険税の関係につきましては、先般の地方税法の改正によりまして四十二万円を四十四万円に引き上げていただきました。

た。この際、厚生省におきましては同様に保険料につきましたも、従来は明確な基準がなかったわけでございますけれども、平成三年度の保険料からはこの限度額を政令で定めるということになりまして、その政令におきまして四十四万円と同額で定められたというふうに承知いたしております。

○常松克安君 それでは、税の場合は時効が五年であります。これにかかわる幾らパーセントの延滞金が取られるか。同じように料の場合は二年間で時効になっておりますが、これに対して延滞金は何%になっているのでしょうか。――わからなきや後ほど結構ですよ、慌てないで。

○政府委員(湯浅利夫君) まことに恐縮でございますけれども、手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○常松克安君 じゃ、後ほどお教えください、それで結構です。

厚生省――いい。じゃ質問とめますよ。いいですか、時間とめますよ。そんなのできやしない。通告ちゃんとしてあるでしょう。じゃ委員長、こういう場合どうなりますか、時間ストップしていただけますか。

○委員長(野田哲君) 休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分再開

○委員長(野田哲君) 再開いたします。

質疑を続行してください。

○常松克安君 それでは自治大臣にお尋ね申し上げます。

高齢化社会を迎え、まことに国保の制度が揺らいでいるということで全国自治団体の方が非常に苦慮していらつしやる。一名これをオリビックデーということは、四年を待たずして地方では値上げは国保が水道か、もう必ず国保の値上げという問題でいろいろと苦慮していらつしやる。これに對しまして大臣としての御所見をお伺い申し上げます。

げます。

○国務大臣(吹田博君) 先生おっしゃるとおり、国保関係は主として高齢者の方々が被保険者であり、あるいは財政面におきましても所得の非常に低い方が多い。一般の社会保険の方は主として働き手の方々の保険会計ですから保険を利用する面も比較的少ないということで、内容的にはうんと違うわけですね。そういう意味で、国民健康保険の内容といふものは非常に悪いということ、関係市町村がこれに對しまして実に憂慮しておるところであります。我々の方も、こういった財政的な面についてでもできるだけ配慮していかなくやならぬということで鋭意努力しておるわけでありすが、詳細にわたりましては局長の方から答弁をさせます。

○政府委員(小林実君) 大臣からお話がございますように、国保の財政基盤は極めて脆弱でございます。毎年度各地方団体におきましては一般会計から財源補てんの繰入金を入れて赤字が出ないよう努力をいたしておるわけでございます。こういう一般会計からの財源補てんの繰入金金を除きますと、平成元年の場合も約千八百四十億の赤字という状況でございます。このために政府におきましては、例えば昭和五十八年に老人保健制度を創設する、五十九年に退職者医療制度を創設する、六十三年に保険基盤安定制度を創設する、さらに、高額医療につきましても共同事業を実施するというようなことを行つてまいりました。医療保険制度間を通じた給付と負担の公平化といふことを講じてまいりまして、これが国保の財政の助けになったことは事実でございます。

国保財政は引き続き厳しい状況にございますので、私どももいたしましては、特に問題になっておりますのは国保料の平準化ということでございますが、基本的には医療費の適正化とか、あるいはさらに一歩進めて各医療保険制度間の給付と負担の公平化等、これらにつきましても的確な対策を講じていくことが必要というふうに考えております。

して、主官庁が厚生省でございますので、関係省庁と連携をいたしまして努力をしてみたいというふうな考えでございます。

○常松克安君 それでは、もう少し突っ込んでお教えください。

相当いろいろな手直しをしてきた。しかし、まだ赤字という団体があるわけですね。そこで、一番気になりますのは、私は地方議員の経験のある中で、特に値上げを抑えるために最終的には一般の加入者の値上げと一般会計の繰り入れが論議になると思ふんです。よつて、三千二十五億円の一般会計繰り入れ、この中には保険基盤安定繰入金も含まれていふと思ひますが、このうち一般会計からのその赤字を埋めるために充当する金額は幾らぐらいになつていふんですか。

○政府委員(小林実君) 私どもの決算で申し上げます。国民健康保険事業全体につきましても事業勘定での繰り入れでございますが、財源補てんの繰り入れは平成元年年度の場合二千三百七十三億になつております。

○常松克安君 では、厚生省にお伺ひしますが、先ほど来られる前に、国保を論ずる場合は構造的な問題をいろいろ抱えている、またその点を大臣の方からも低所得者が非常に多いと、こういうようなことですが、国保は大体昭和何年からスタートしたのでしょうか。

○説明員(辻哲夫君) 国民健康保険制度の沿革でございます。まず、制度そのものといひましては戦前からございまして、昭和十三年に国民健康保険法は制定されております。それが戦後引き継がれて、戦後一時非常に保険者が減つてしまつたといふような経過を経ましたが、昭和三十六年に新法として全面改正いたしまして、今日の国保に至つていふ経過でございます。

○常松克安君 では、構造的な問題はどのような問題を抱えているんですか、御指摘ください。

○説明員(辻哲夫君) 基本的には被用者以外の方を受け入れておるといふのが国保でございますけれども、被用者以外と申しますと、自営業者、農

業者あるいは無業者ということになるわけですね。これも、産業構造の変化に伴ひまして被用者がふえる。したがつて、だんだんと加入者が減つていく。分けても被用者のOBたる高齢者がふえまして、年金受給者となると思ひますけれども無業者の方があつてくる、高齢化が進む、その裏腹でそれはとりもなおさず所得の低い方がふえる、こういった状況が昨今の国保の構造的な状況でございます。

○常松克安君 そういうふうなことを考えると、非常にやりくりが大変である。よつて時として、お年寄りの方、退職者の方、低所得者の方を国保からすつきり切り離して別な枠組みを決めた方が、マンネリ的なそういう論議を重ねるよりいいではないか、そして別に国保、純然たるそういうふうなものを経営はいいがなものであるといふふうな意見を述べる学者がいますが、こういう問題についてどのようにお考えでしょうか。

○説明員(辻哲夫君) 基本的には我が国の医療にかかわります制度は国民皆保険ということで、被用者と地域住民ということが大きく分けて二つ本建てになつておりますが、私どももいたしましては国民皆保険というのを守つていくんだということ、保険のシステムを維持しながら、高齢者が多いあるいは低所得者が多くなつてきておるといふ状況に對して、それぞれ要素について改革を重ねるという形で対処してまいりました。高齢化に關しましては老人保健制度の創設あるいは退職者医療制度の創設、低所得者の増加に對しましては保険料の軽減措置に對して公費をいわば今までの財源と別に切り離して新たに国、地方で導入するといったような施策を進めております。

○常松克安君 というふうな言葉を並べてみても、現実にはだめなんです、内容は。ひっくり返して言うなら、では高齢者高齢者とおっしゃるならば、なぜゴールドプランの中にこの国保を入れなかつたんですか。

○説明員(辻哲夫君) 高齢者保健福祉推進十カ年戦略、いわゆるゴールドプランでございますけれども、これは高齢化に備へまして高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めるといふことで、保健福祉サービスの今世紀中に実現を図るべき十カ年の目標を掲げたということ、社会保険の方式により医療を供給する性格を有する国民健康保険制度については仕分けとしてゴールドプランにのせていないということでございます。

しかしながら、実は高齢化に向けて寝たきりをゼロにする、老人を寝たまゝにさせない、そして地域の中で安心して過ごせるようにするということを目標としているゴールドプランの推進は、裏腹をいたしまして高齢者の大部分を抱える国保にとりまして極めて有意義なものであるといふことで、国民健康保険制度をいたしましてこのゴールドプランの推進に国保サイドからも全力を尽くしてまいりたいと思ひております。

○常松克安君 では、立場を変えて問題提起をさせていただきます。

国民健康保険には耐えがたい、辛抱できぬといふ非常な格差があるわけですが、まず給付面においての格差はどのように認識していらつしやいまいしょうか。

○説明員(辻哲夫君) 給付に關しましては、各制度の沿革により相違があるわけでございます。現時点におきましては、健保につきましては本人十割、家族五割であつたのが、四十八年、五十六年、五十九年という改正を経まして、本人九割、家族七割、家族の入院八割というふうになつておりますが、国保につきましては三十六年、三十八年あるいは四十一年の改正を経て被保険者一律に五割から七割に引き上げたといふような給付の形になつております。ただ、昭和四十八年に、医療にかかつたときに最も大変な高医療費につきましては、一定額以上は保険給付で全面的に行うといふいわゆる高額療養費制度を導入しまして、これは国保も健保も同じような限度額で適用することになりまして、その結果、国保の実効給付率は八割近い水準となつております。

○常松克安君 なぜ同じようにできないんですか。

○説明員(辻哲夫君) 基本的に大きな流れといたしましては、公平な負担、公平な給付という形で改革を行ってきておりますけれども、そしてまた実効八割というところまでできておるわけですが、法定給付率をさらに引き上げるといふことにつきましても、これは国保財政の立場からなかなか問題がございまして、これから給付の公平化ということが一つの大きなテーマになっておりますが、そういう状況の中で今後検討を進めることにいたしております。

○常松克安君 いや、検討じゃないんで、もう現実そうなんです。

もう一つ言います。健保の方は病気になるれば六割傷病手当が出る、国保の方はそんなものを入れたら今でも赤字なのにだめだといふふうなこともこれあり、よろしゅうございしますか。

第二番目に、負担面で申し上げます。そちらが提示いたしました資料がございします。これは四百万の人の人との国保と政管健保、この場合の差額がございします。これを御説明ください。

○説明員(辻哲夫君) 国保と政管健保の健康保険、この保険料負担の比較について御提出申し上げた資料をお尋ねかと存じます。

平成元年度ベースの試算でございしますけれども、国保の中にも零細な企業等における被用者が含まれておりますので、便宜被用者であって政管健保のために比較をいたしますと、収入ベースでございしますけれども、四百万円の場合に国保の保険料負担は二十七万八千円、これに對しまして政管は事業主負担を除きますと十四万一千円。それから収入五百万円の場合、これは今申しました四百万円も含めまして夫婦、子供一人の三人世帯でございしますけれども、国保の場合で保険料負担三十五万円、政管健保健康保険の場合で本人の保険料負担十七万二千円でございします。

○常松克安君 結局約二倍、一・九七倍ですね。言うならば、普通の健保の方が負担が少ない。国

保は多い。多いそれを背負われる方は老人あるいは低所得者だ。という、また残っている資力の方からとんと取らぬことには総トータルのバランスがとれぬ。この大きい差をどのように感じていらつしやいますか。

○説明員(辻哲夫君) 国民健康保険制度につきましては、先ほど申しましたように高齢化が非常に進んでおる。それから、一般被保険者につきましても、やはり平均的には年齢水準が高うございまして、七十歳以上を除いた場合におきまして、例えば政管健保は平均三十二・四歳であり、国保は三十九・六歳といったように年齢構成が高いということが一つは給付費の水準の大きな要因になっており、それがまた保険料の差につながっているという面がございします。しかしながら、保険料が相対として国保の方が高いのは事実でございします。そういう状況のもとで、高いことの要因で解決できるものから、例えば今申しましたように、高齢化につきまして一連の改革を行うとか、あるいは低所得者につきましては軽減分に対して公費を導入するといった形で最大限の努力を図っておるところでございします。

○常松克安君 済みません、私は三十分しか時間がながいもので、いろいろな勉強されたりレクされたことを全部読まぬように、言うたことだけにお答えください、御協力のほどを。

国保の方が負担が大きいということは認めますか。

○説明員(辻哲夫君) 相対として健康保険の個人負担分は比べて高いことは事実でございします。

○常松克安君 保険料としての差額でありまして、地域によって大きく違っています。全国トップと最低とを教えてください。

○説明員(辻哲夫君) 全国の最高の保険料額、一人当たり保険料で申しますと、平成元年度でございしますけれども、トップが八万九千九百七十八円でございまして、一番の低額が一万二千七百六十二円でございします。

○常松克安君 同じ国に住みながら大きな差額、

これはどう思われますか。

○説明員(辻哲夫君) 今大きな保険料の格差について申し上げましたが、この保険料水準の差には人口構成の差とかベットの数等医療供給体制の差とかさまざまな要因がありまして、絶対的な医療費の水準に地域差があることにつきまして、それが、基本面的には、医療費の水準が同じである、また所得が同じであれば、やはり日本のどこに住んでおっても同じような保険料ということが望ましいと私は考えております。

○常松克安君 そういう場合の答えは、何々県は医師が何名おって、ベット数が何床で、医療費がこうだ、こういう説明が一番説得力があるんです。今後そうしてください。

じゃ、もう一度別な角度で言います。いずれにしても、保険料は六・七倍という差が生じているわけでありまして、これは地域の特異性などがございしますから、これをもつてすぐさま論議はできません。しかし、非常に大きな差であるということも、これは現実でございします。今ここで論じておりますのは、格差というものをまず認識したい。これが終わりますと、直ちに私は決算委員会では今度は厚生大臣に向けて、それが終わりました、一年間勉強して、来年度予算委員会ではこれをやります。そういう順繰りを含めてやっておりますから御承知ください。

その次に行きます。

国保の料金というものは、税というものと料というものの、こういう両面がございしますが、まず自治省にお尋ねします。

税ということ、目的税、これは好ましいという言い方はちよつと角が立ちますけれども、果たして税というものの、医療というものをどういうふうにとらまえるのでしょうか。病気にしても税、薬も税というふうな、一般の方の認識としては保険料だ、医者代だ、こう思っているんですけれども、それを税金で取る、取りやすいから。いろいろ過去の経緯はございしたけれども、この点について御意見をちょうだいしたい。

○政府委員(湯浅利夫君) 基本的には御指摘のとおり、これは健康保険でございしますから、性質としてはやっぱり保険料という形で取るのが一番すっきりした形だと思ひます。しかしながら、いろいろな経過がございまして税という取り扱いを一部しているわけがございしますけれども、これはやはり長期的な観点から見て、このあり方については十分検討すべきものと考えております。

○常松克安君 税ということで取った方がいい、料とした方がいい、その一つの差は徴収しやすい。ところが、徴収の決算額を見ますと、料でも税でも差額は一%しか変わらないですね。そうすると、税というものは、やはりこれから大きな議論の問題として制度上考え直していくことが時代の対応として必要じゃないか、こういうふうな感じでおるんですが、もう一度お願いします。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのような問題意識を私ももっております。しかし、今までの非常に長い経過がございしますことも頭に入れて、今後この問題については検討してまいりたいと思っております。

○常松克安君 今度は方向を変えまして、最初にぱつと言いましたけれども、時効の問題でございします。税は五年間、料は二年間でございします。そうすると、税の方はそれに対する延滞金を取る、料の方は取らない。そこへもつてきて二年間という猶予では、もたぬようになつて一年経過してすぐ督促に入つてみたつてもうどうしようもない。税というふうな形は今後検討していただくとして、料というものは五年という時効はやっぱり同一であるべきじゃないか。それでなくとも三カ月に一遍保険証の色を変えて、納めてなきやもう判こ押ししません、病気になるたらあなた実費でやつてください。もう怒られて怒られて、払うのも精いっぱいやらなきやいけない。こういうふうな料の場合と税の五年の差というものは、体系的にいかながなものか。そもそも税体系という点からいって、国民健康保険税というものは糾弾され

てもやむを得ないと思うんですね。この時効の問題、どうぞお願いします。

○説明員(辻哲夫君) 国民健康保険料の方でございすけれども、この時効は二年となつております。この二年につきましては、いわば社会保険というところで一年ごとの短期計算を基礎とするという短期保険の性格上余り長期に置くべきではない、あるいは厚生年金、健康保険等の社会保険制度もこのような考え方で一律に二年となつておる、こんな形で料の方は時効を二年とさせていた

○常松克安君 もう一つ、今度は、隣の重役さんは大きな所得がありながら低い、こつちは二十七、八歳で左官屋さんだけれども、最高四十四万取られておる、現場へ行きますと常にこういう論議で我々が問われるわけです。それは当然課税をするベースが違います。第一方式、第二方式、第三方式、こうなつております。これはその市町村が決めることなのであります。けれども、これすら余りに応益、応能という論議の中でいろいろ問題になつてきております。そうしますと、税の公正という立場からして、この問題というのは国家的なある程度のそれに対するものをしなさいいけない。いま一つは、病気になるまいやに地域健康という問題も考へてあげなさいいけない。その点について、本當にこの方を褒めたい。この人にレク受けた、私、竹之内信雄さんという自治省の方、見事に明快に論断をしていらつしやる。

○政府委員(湯浅利夫君) 保険税の課税の方式につきましては、ただいま三つの方式があるわけでございますが、これはやはりそれぞれの市町村の医療の状況あるいは所得の状況、資産の分布状況、それらを全体的に勘案して、どの方式をとるのが一番適切なものかということを選んでもらつて

これは先ほど来議論が出てゐる住民税につきましても、以前は五つの課税方式がありましたが、これは今までのそういう御議論も踏まえて課税方式を一つにしたというふうな経過もございすけれども、国民健康保険税については住民税とはやはり違つた立場で考えるべきだということで現在この三つの方式を使つてゐるわけでございます。課税方式を統一するかどうかという点については、これはよく検討すべき課題じゃないかというふうな考へてゐるわけでございます。やはり市町村ごとに独自にお決めになるというのが、先ほどからお話しのうちに、これは本来保険料的な性格が非常に強いものでございすので、そういうことを考えた場合に、住民税のように課税方式を直ちに統一するということが出来たしてできるかどうかという点については、もう少し私も検討したいと思つてゐるわけでございます。

○常松克安君 よろしく検討してください、長く検討してください。といひますのは、私がこういう提起をいたしたすは、国民健康保険制度という制度を広域的にしていかなさういけないという考へがあつたりつづいたり、出たりへこんだり、もつと県単位の大きなものにしたとか、そうした場合にひつかかってくるのがこれなんです。隣の村は第一方式、こつちの町は第三方式、そうした場合に統一せよと言つたところで、私のところは一生懸命に村の健康を考へて国民健康保険税を黒字にして黒字にして、皆村のことを考へておる。こつちはこつちで赤字を五年も十年も続けておる。そんなところを一緒にされると、私の方

○政府委員(湯浅利夫君) 保険税の課税の方式につきましては、ただいま三つの方式があるわけでございますが、これはやはりそれぞれの市町村の医療の状況あるいは所得の状況、資産の分布状況、それらを全体的に勘案して、どの方式をとるのが一番適切なものかということを選んでもらつて

れない。その前にこの一本化したものが必要ではなからうかという議論になるんですが、これは検討しますといつて五年も十年もかけておつたら改善なんてできはせぬという意味で、時間が参りましたので最後に大臣にお尋ねいたします。

あれこれ申し上げましたけれども、これらの保険料の格差の是正あるいはまたこれの法改正、今後制度をどうする、自治、厚生両大臣が覚書を交わされまして、平成三年度実施を目途に検討を進める、こういうふうにお説きいたしました。これに対する御決意のほどをお伺ひいたしました。質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(吹田博君) 先ほどから先生の厚生省あるいはまた我が省の税務局長との御議論をずっと伺つておりました、お説に對しまして非常に共鳴するところが多いわけでありす。関係省庁が厚生省でございすから、またひとつ厚生大臣ともよく協議をしまして、今お話がありましたような問題については是正を一日も早く推進すべくやれることから進めていかなさうななりませんので検討させていただきます、こう思つております。

○常松克安君 以上です。

○諫山博君 地方交付税法第六の三第二項の解釈について、かつて政府委員であつた松浦功氏が予算委員会でお話されたことがありす。『引き続き』といふのは、二年以上つと赤字であり、それから見通される三年以降も赤字だということである。続いてまた、『著しく』といふのは、大体一割程度のことである。こういう説明もありす。これは一九七五年の予算委員会における答弁ですけれども、この解釈は自治省としては一貫したものでしょうか。

○政府委員(小林実君) 御質問にございましたように、地方交付税法第六の三第二項は、普通交付税の総額が引き続き財源不足額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方行財政制度の改正または交付税率の変更を行うものといつております。今御質問がございましたように、こゝでいう「引き続き」とは、その過不足が二年度連続し、三年度目以降もこれが続くと思込まれる場合でございます。また、「著しく」とは、過不足が特例分を含まない普通交付税の総額のおおむね一割程度以上になる場合を指すというふう

に、こゝでいう「引き続き」とは、その過不足が二年度連続し、三年度目以降もこれが続くと思込まれる場合でございます。また、「著しく」とは、過不足が特例分を含まない普通交付税の総額のおおむね一割程度以上になる場合を指すというふう

○諫山博君 答弁は簡潔にお願いします。

私は、松浦政府委員の答弁は一貫したものですかと聞いたんです。どうですか。

○政府委員(小林実君) 一貫したというか、同じ趣旨であるということでは答弁をいたしました。

○諫山博君 第六の三第二項は、松浦政府委員の説明したような要件のある場合は、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正をするか、または税率の変更を行うものとするという規定になつてゐます。行ふことができるという表現ではありません。つまり制度の改正または税率の変更をす

○政府委員(小林実君) この六条の三第二項に規定する地方行財政制度の改正についてでございますが、法文に書いてあるとおり、御指摘のあつたとおりと解釈をいたしております。

○諫山博君 一九七〇年代のオイルショックのころ、地方財政が大変逼迫したことがありす。赤字団体に転落する自治体が続出した。このときの地方自治体の財政状況というのは、今あなたが説明したような交付税法第六の三第二項の要件を満たすものだったと思ひます。当時我が党は、地方自治体の財政難に對処するために、第六

【委員長退席、理事渡辺四郎君着席】
しかし、政府は、このことを行いません。當時としては法律に基づく当然の要求でしたけれども、これは認められませんでした。そして交付税会計の借り入れ、あるいは地方債の発行、こういう将

来に禍根を残すような方法で処理してしまつたわけでありませう。このときの政府の処理の仕方は、明らかに交付税法の趣旨に反します。この誤った処理が、自治体の巨額な借金あるいは公債費の累積を生み出して、その後の地方自治体の財政に非常に大きな禍根を残したわけですね。

今年度の地方交付税で特別減額あるいは当然加算されるべき交付税を後年度に先送りするというようなやり方、これは地方に配分すべき交付税を一兆円減額したということであらわれているわけですねけれども、その過去の後始末を今私たちが追られているということだろつと思ひます。

今年度の処理について、この問題で政府部内、特に大蔵省と自治省との間で大きな意見の食い違いがあつたと報道されていますけれども、その経過を説明してください。

○政府委員(小林実君) 平成三年度の地財対策に当たりまして、大蔵当局からは、私どもが五十年代に借りまして交付税特会の借金、あるいは五十年代にやはり地方団体が増発をいたしました地方債の償還のために財源措置をいたしましたその交付税措置につきまして、財源余剰というような認識を示しておりました。そういうことの認識につきましての意見の相違があつたと思ひます。それから、財政対策そのものにつきまして、国庫当局からは地方交付税につきまして協力をしてほしいという要請があつたところでございまして、結果は今回お願いしておる交付税法のとおりでございます。

〔理事渡辺四郎君退席、委員長着席〕

○諫山博君 大蔵省の地方財政に余裕があるという言い分に自治省は反対されたようですねけれども、この問題については自治省はどういう理解ですか。

○政府委員(小林実君) ただいまお答えいたしましたように、交付税特会の借入金返済や財源対策債償還基金の積み立てに対する財源措置、これが大蔵省が地方財政に余剰があると主張している理由ではなからうかと思ひます。しかし、私ど

もといましては、これらの措置は過去におきまして地方がみずからの負担で借り入れをしてまいりました巨額の特例的な借入金を解消して、地方財政の健全化を図るために講じられたものでございまして、決して地方財政に余剰があるので行つたものではございませぬ。地方財政におきましては、なお六十八兆を超える借入金を抱えておるわけでございますし、また今後やらなければいけない仕事は山積をいたしておるわけでございます。

○諫山博君 オイルショックのときのような地方自治体の財政が非常に厳しいときには当然発動すべき第六條の第三項の規定を発動しなかつた、そして今になって大蔵省がそういうことを言うのは全くの自治体いじめだと思ひます。結局、法案のような趣旨で落ちついたということですが、大蔵省に押し切られたという結果になるんですか。

○政府委員(小林実君) この五千億の減額につきましては、地方団体におきまして抱えております財政需要につきまして十分必要な財源を確保することを第一といたしまして、また第二には、地方財政の健全化のための措置を講ずることといたしました。その上でこの五千億につきまして実損をかける方式で協力をすることとしたわけでございます。

こういう協力をいたしましたが、交付税の総額は七・九%の伸びを示しておりますし、何よりもいつかは返さなければいけない借入金の振替ないしは償還でございまして、地方団体からも御理解をいただけるもの、こういうふうにお思つておるわけでございます。

○諫山博君 大臣にお聞きします。

今の経過は新聞でも広く報道されていますけれども、私が心配するのは、来年も同じようなことになるんじゃないのか、大蔵省が同じような主張をしてきて、結局大蔵省が強かつたというふうな結果になるのではないかとこのことを心配するわけですね。自治大臣として、地方自治体の財政を擁

護するためにぜひ頑張つてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(吹田博君) 私もそういうふうな心配しております。そういうことがないようにしなければならぬ。ぜひひとつ地方公共団体にも、財政力の非常に弱い状態でも多くの市町村を抱えておりますものから、今後そういう方向で最大限の努力をしていきたい。さらに、四年度に云々という問題は、この席で私が予言をするわけにはまいりませぬけれども、全力を挙げて御趣旨に沿うような方向で頑張つていきたい、こう思つております。

○諫山博君 別な問題に入りますけれども、日米構造協議で向こう十年間四百三十兆円の公共投資が約束されました。公共投資基本計画も策定されましたけれども、地方の負担が大変大きくなるのではないかとこのことが憂慮されています。

そこで、四百三十兆円のうち、地方自治体の負担はどのくらいになるのか、比率もしくは金額で御説明ください。

○政府委員(小林実君) 公共投資基本計画におきます地方負担の割合がどの程度になるかというお尋ねでございます。

公共投資基本計画は、これからの公共投資の枠組みあるいは今後の方向を示すものでございまして、事業主体、事業部門ごとの内容、内訳等が明らかにされておられません。したがしまして、地方負担につきましても確に示すことができないわけでございます。しかし、過去十年の公共投資につきまして決算統計等によりまして推計いたしますと、地方団体が負担した割合はおおむね六割程度というふうに見込まれるわけでございます。これを機械的に四百三十兆に掛けますと二百六十兆から二百七十兆ということになるわけでございます。

○諫山博君 地方自治総合研究所の沢井研究員の試算というのが公表されています。これを見ると、四百三十兆円のうち自治体が負担すべき金額は大体二百七十兆円ぐらいではなからうかと書か

れています。大体この線と一致すると聞いていいのですか。

○政府委員(小林実君) 公共投資基本計画の具体的な内容は、各省が持つております十五の公共投資関連の五カ年計画がございまして、その内容が固まつてまいります。あるいは改定がされますものとか、あるいは各年度の予算で決まってくるわけでございます。先ほど言いましたように、事業主体、事業部門ごとの内訳がはっきりしておりませんから的確な数字を申し上げるわけにはいかないわけですが、いずれにいたしましても国民生活の質の向上に重点を置いた分野にこれから配意するというところでございまして、地方団体の役割はますます高まるもの、こういうふうには思ひまして、先ほど言いましたような数字あるいはそれ以上になるものかもしれないというぐらひの認識でございます。

○諫山博君 今公共投資の内容、方向に触れられましたけれども、この点が非常に大事だと思ひます。例えば、投資の対象が生活関連中心の公共事業に充てられる、生活道路の整備とか上下水道の整備とか公営住宅の大量建設とか、とにかくやらなければならぬ仕事はたくさん残つてゐるわけですね。

それにしても憂慮されるのは、事業が大きいものであるだけに自治体が行つていけるかどうかという事です。そのためには、私は国の補助率を昔に戻すということが緊急に必要だと思ひます。今の状態で一定の公共事業を、至上命令的にやれやれと言つただけでは地方の財政はもたないと思ひます。私は生活関連中心に公共投資の方向を変えると同時に、もっと国にたくさん負担させる、これが必要だし、これがなければ自治体は破産するのではなからうかと思ひますけれども、これは大臣の見解を聞かせてください。

○国務大臣(吹田博君) このことは常に各先生からもお伺いしておるところであります。御案内のように、五十九年度の補助率に還元するというのはいましばらく検討させてもらいたいというこ

ともこれあり、今のところ六十一年度の時代に復元したわけでありますが、今後三年の間に十分検討しまして、できるものからひとつ速やかに復元していこうという構えであります。

ただ、自治省といたしましては、それとはまた別の立場からできるだけの、地方公共団体が生活関連としてやるべき問題については単独事業で出していくということでは生活の基盤整備あるいは生活環境というものを進めていかないと、あるいは山村地域においても過疎がますます拡大されますし、島嶼部におきましても非常に生活が困窮してくるというような状態で人口の激減という問題も出てまいりますから、社会資本の充実が少なれば少ないほど過疎化やその他の生活環境は悪くなるわけでありまして、そういう意味では、私は今後自治省が特にとるべき態度は、単独事業でもこれを促進していくということについて財政的な裏打ちをしていくような、そういった相談を今財政局としておるわけでありまして、最大限の努力をこの三年度のうちに皆さん方にも関係市町村にお示しができるようにしよう、こういうことであります。

○諫山博君 次は、選挙の問題です。

午前中に選挙の公正を害するものとして買収選挙に対する批判がありました。私は全く同感です。自治大臣からは、本来戸別訪問こそがあるべき選挙運動の最も典型的なものではなからうかという趣旨の発言がありました。全く同感です。私は、自治大臣が戸別訪問禁止規定を削除するため積極的な指導性を発揮していただきたいということをお願いいたします。

きょう私が指摘したいのは、選挙の公正を損なうもう一つの問題、企業ぐるみ選挙についてです。ことしの三月二十八日、企業ぐるみ選挙に反対し、選挙の自由を守る八王子連絡会、こういう団体が八王子市選挙管理委員会に文書による申し入れを行いました。八王子市内の沖電気と東電とN.T.T.の企業ぐるみ選挙を具体的に挙げまして、実情を調査して、こういうことはやめるように指導していただくたいという申し入れ。

その一、二を紹介いたしますと、沖電気では幾つもの協力工場、関連会社、子会社に利益誘導を伴いながら集票活動を押している、こういうことがやられておる。労働者に対しては、選挙カンパが半ば強制的に割り当てられる。普通の組合員だったら一口五百円のものでも二口負担してくれ、主任、係長の場合には三口、四口負担してくれ、こういうことをお願いした集金表が職場で回覧されるのだそうです。断れないような仕組みで半ば強制的に選挙資金の強要が行われている、これが沖電気です。

N.T.T.は、会社従業員名簿を労働組合に提供して選挙運動に使用させる、あるいは下請、関連会社、子会社に利益誘導を伴いながら集票を押しつける、こういうことです。

この申し入れに対して、八王子市選挙管理委員会事務局長から申し入れた高木弁護士に半月後に電話がありました。ここに書かれているようなことがあれば極めて重大だということで、幾つかの問題についての市の選挙としての見解が示されたようです。そういう事実があったのかどうか、選挙部長おられましたら答えてください。

○政府委員(吉田弘正君) お尋ねの件でございますが、私も通告がございましたので東京都選挙管理委員会を通じて問い合わせいたしましたところ、三月末に、企業ぐるみ選挙に反対し、選挙の自由を守る八王子連絡会から八王子市選挙管理委員会に申し入れがあり、同選挙管理委員会におきましては、具体的な行為が公職選挙法に違反するかどうかについてはその実態に即して判断をされるべきであり、取り締まり当局において対応されるべき問題である旨の回答をしたというふうに聞いております。

○諫山博君 市の選挙としては事実を調査しましたか。

○政府委員(吉田弘正君) そのところは、今お答えしたとおり、市が事実を調査したというふう

には私は聞いておりません。

○諫山博君 次は神奈川県です。企業ぐるみ選挙を告発する神奈川県連絡会というのがつくられて、神奈川県下の大企業八社で行われているさまざまな企業ぐるみ選挙について、文書で指導を要請しました。

その幾つかを紹介いたしますと、日本冶金川崎工場、ここでは川崎市の各地区ごとに職場の分担を決め、割り当て表までつくって労働者を強制的に集めに動員しております。全戸を対象に戸別訪問をさせるようですね、一日の動員数が五百人、動員に応じた人には一人二千元、自動車持参者には二千五百円の支払いをしている、こういう告発です。

旭硝子京浜工場では、工場の体育館で特定候補の集金が二回行われた。五百人ないし六百人が参加した。会費をはるかに上回る酒食の提供がなされた、こういう告発です。

日本鋼管京浜製鉄所、ここでは労働組合の組織内候補の選対に、ある従業員を専従として派遣しようとした。労働者は、今職場は人手不足だから自分が欠けるわけにはいかぬと言って断りました。けれども、工場長がこれは社命だ、こう言って強制をします。さらに、選挙専従者には就業時間中の組合活動と同じ取り扱いをし給与を支払う、こういうことが指摘されています。

この告発に対しても、神奈川県選挙から星山弁護士に対して電話がありました。訴えられた事実があるとするは選挙法上問題ですというふうな内容だったそうです。そういう事実がありましたか。

○政府委員(吉田弘正君) 神奈川県関係でございますが、この関係につきましては、神奈川県選挙管理委員会に問い合わせいたしました。三月上旬に、企業ぐるみ選挙を告発する神奈川県連絡会から県の選挙管理委員会に申し入れがあり、企業ぐるみ選挙を中止させるなどの申し入れがあり、県の選挙は関係企業に申し入れ、申し入れもあり十分留意したい旨伝えたとというふうに聞いております。

○諫山博君 選挙として事実の有無を調査していただきますか。

○政府委員(吉田弘正君) 事実の有無を調査しているとは聞いておりません。

○諫山博君 市の選挙、県の選挙は、選挙の公明かつ適正な運営を図るために、そういう問題が告発されたら事実を調査してしるべき指導をすべきではないでしょうか。

○政府委員(吉田弘正君) 県の選挙管理委員会あるいは市町村の選挙管理委員会は、選挙の管理執行並びに啓発等を担当しているわけでございまして、具体的な事実が個々の法令に違反するかどうかというものについて実質的な調査をするという権能は持っておりませんので、なかなかそういうわけにはまいらないかと存じます。

○諫山博君 公職選挙法を見ると、自治大臣、中央選挙、都道府県選挙、市町村選挙は、「選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて」云々ということになってますね。さらに、「選挙人の政治常識の向上に努める」ということもあります。そのほか、選挙運動に関し、「必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬ」という規定もあります。当然、選挙が公明正大に行われるようにさまざまな啓発活動をするべきだし、問題になるような行為があれば是正の措置を講ずるのは当然ではありませんか。

○政府委員(吉田弘正君) 公職法の第六條に、自治大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて啓発する、という趣旨の規定がございまして、これに基づきまして、私も初め選挙当局も、選挙が明るく正しく行われるようにということで常日ごろから啓発活動に努めているわけでございまして、また実際の選挙に当たりましては、きれいな選挙が実施できるように啓発活動を図っているところでございまして、今後ともそういう方向で対応してまいりたいと考えております。

○諫山博君 選管がそういう責任を持っているとすれば、問題になるような行為が指摘され、調査を求められた以上は調査するのが当然じゃないですか。調査する権限がないというのは私は無責任過ぎると思います。調査をせずにどうして啓蒙活動ができますか、答えてください。

○政府委員(吉田弘正君) ちょっと繰り返してやるかとは存じますが、選挙管理委員会は選挙の管理執行、それから選挙の啓蒙をしているわけでございまして、具体的事実、ある行為が法令に違反するかどうかというものについてこれを実質的に調査する権限は持ち合わせておりませんので、法令に違反するかどうかという問題について、法令に違反すれば取り締まり当局において厳正に対処するというところになるかと存じます。

○諫山博君 法令に違反するかどうかというのは、恐らく、公職選挙法違反になるかどうか、刑事罰を科せられるかどうかという話だと思いますけれども、刑事罰の対象にならなくても選挙の公正を害する行為というのはさまざまあり得るでしょう。それはないという考えですか。

私は、事例を引用します。

一九七四年七月の参議院選挙、これは企業ぐるみ選挙が大変問題になった時期です。このときに中央選挙委員長が、企業ぐるみ選挙を厳しく批判する談話を発表しました。これがさまざまな波紋を呼んで、最後には自民党の橋本幹事長が中央選挙委員長を刑事告訴するというような問題にまで発展しました。このときに選挙管理委員会と企業ぐるみ選挙の関係をどう見るのかというのは皆さん議論されたはずですが、恐らくその経過は御存じだと思えますけれども、中央選挙委員長が、目に余る企業ぐるみ選挙を見るに忍びず、個人的な見解だと言いつつも批判的な発言をされたのは御存じですか。

○政府委員(吉田弘正君) 今ちょっと手元にその当時の資料を持っておりませんので定かなことは記憶していませんが、そういうような動きがあったということがあったのかなというふう

思っております。

○諫山博君 毎日新聞を引用しますと、当時の中央選挙委員長は次のように言っております。「いわゆる『企業ぐるみ選挙』の行き過ぎについて国民の批判が高まっております。新聞などの報ずるところによっても雇用関係や取引関係を利用した企業選挙の実情が伝えられていますが、もしこれらの関係を通じて何らかの強制が伴えば憲法で保障された国民の基本的権利である思想・信条の自由、公選法の投票の自由の原則が事実上阻害されるおそれがある。」こう言って、ずっと発言は続いておりますけれども、中央選挙の委員長です。こういう権限は中央選挙にあるいは地方の選挙にはないんですか。

○政府委員(吉田弘正君) 個々の具体の行為が公職選挙法等の法規に違反するかどうかということとは、やはりその行為の実態に即して個々に判断をしなければできない問題でございます。そういう問題について、選挙管理委員会なり中央選挙というものは実質的な調査能力を持っておりませんし権能もございませんので、そういうことはいたしかねるということでございます。

○諫山博君 同じ年の七月の参議院選挙で、やはり大阪府選挙も同じような問題を取り上げております。そして、大阪府選挙は、委員会としての見解を出すというような発言までしているんですよ。

そこで、私は自治大臣にお伺いしたいのですけれども、公職選挙法では、自治大臣と選挙管理委員会の責任として選挙の公明かつ適正な運営ということが出ておりますけれども、選挙管理委員会というのが、例えば企業ぐるみ選挙がどういうふうに行われているのかという実態も調査しない、どうも答弁を聞いていると調査する権限がない、みたいな発言だし、そうしたら選挙というのは実務的なことしかやれないのかということになりますけれども、どう思われますか。いや、大臣にお聞きしているんですよ。

○国務大臣(吹田博君) 私も選挙をやる身であり

まして、一面では日々選挙をやっているというふうな言われてもしょうがないわけでありまして、企業ぐるみという問題がどういふような問題までを企業ぐるみというのかというのはいろいろな内容によって異なるだろうと思いますが、今先生の御指摘になっておられる問題は、確かに企業ぐるみ選挙という、選挙違反であるという内容だろうと思えますが、私も中身をよく承知しておりませんので何ともようお答えいたしません、いずれにしても、個人の自由意思というものはいずれの場合でもこれは尊重されていかなきゃならぬというところは確かに基本的にあります。

そういう前提に立つて選挙管理委員会も、選挙の公明、公正ということについて常に意を用いるということでは啓蒙、啓発運動を進めておられるわけですが、今の問題についての調査の問題等御指摘がございましたので、私の方もまたそれなりに検討を加えていたわけで、私の方もまたそれなりにあるかどうかという点につきましましては、ちょっと私も不勉強でございましてお答えできませんが、検討させていただきます。

○諫山博君 今度は警察庁長官にお伺いいたします。

一九七四年七月の参議院選挙、これは本当に企業ぐるみ選挙が日本じゅうで大問題になったときですけれども、今言った中央選挙の委員長の発言などを受けて、高橋警察庁長官の談話が新聞に発表されております。「具体的な違反あれば取り締まる」、これは当然のことでしょうけれども、こういう企業ぐるみ選挙について警察としてはどういう見方をしているんですか。

○政府委員(國松孝次君) 取り締まりの実際に関するところでございますので私からお答えをさせていただきますが、企業ぐるみの選挙というものは、まさにどういふものか必ずしも明らかでございせん。私どもの理解といたしまして、例えば企業の経営者などがその企業の組織を利用して選挙違反の行動を行うというふうなものがあると思えば、それは大変悪質な選挙違反であらうと思

ますので、こういうものにつきましては厳正に取り締まりを行うということでございます。また、これまでもそういう形態での取り締まり、あるいは検挙の事例というものは各選挙におきまして少なからず存在するところでございます。

○諫山博君 企業ぐるみ選挙というふうなのはありまじからね。結局法律に当てはめれば利害誘導罪になったり、あるいは選挙自由妨害罪になったりすると思えます。企業ぐるみ選挙をそういう罪名で検挙したことはあるんですか。

○政府委員(國松孝次君) 自由妨害で検挙というのはちょっと今思いつかないのでございますが、いろいろと、例えば偽投票であるとか買収であるとか、そういう犯罪になるのは幾らかあるわけでございます。

○諫山博君 選挙にもう一遍要望します。企業ぐるみ選挙というのは広範に行われているんですよ。そして、選挙の自由を実質的に圧迫しているわけですよ。おまえが票をこのくらい集めてこないで下請の仕事はさせないぞ、これが典型的な企業ぐるみです。だれだれ候補の運動をしないとおまえは昇給できないぞ、これも典型的な企業ぐるみ選挙です。これは法律に違反するかしらなすれすれのケースが多いんですね。私は、法律に違反する問題については警察がびしびしやらなければならぬし、すれすれの問題について処理するのは私は選挙管理委員会だと思えます。

そういう点で、もっと実態を調べて、一般的な啓蒙で結構です、かつて中央選挙委員長が一般的に企業ぐるみ選挙に警告を発したような何かそういう対策をとらないと、選挙を腐らしているのは買収だけではないということになるわけです。意見を聞かせてください。

○政府委員(吉田弘正君) 先ほどから申し上げておりますが、中央選挙管理委員会とあるいは各選挙管理委員会、やはり公正中立に選挙を管理執行すべき公の機関でございまして、選挙運動の具体的な形態の適否について意見を述べることは基本的には慎重であるべきであるというふうに考えてい

るわけでございます。

○諫山博君 今の発言は、公職選挙法第六条を無視していますよ、あなたの発言どおりだとすれば、選挙管理委員会というのは事務的な仕事をすることだというふうにしかありません。しかし、これはもう議論しても結論が出ませんから次の問題に移ります。もう結構です。

次に私が問題にしたいのは、暴力団と警察との癒着です。

暴力団を追放するというのは非常に大きな世論で、政府は新しい法案も用意しました。しかし、法律をいじれば暴力団を追いつめることができるのかというと、もう一つの前にやるべきことがある。例えば、暴力団と政治家の癒着、暴力団と財界との癒着、もう一つは暴力団と警察との癒着です。

具体的にどういう状況になっているのか、幾つか私は例を挙げます。

最近、東京高等裁判所で東京地方裁判所の有罪判決が破棄差し戻しになって現に東京地方裁判所で審理されている事件があります。簡単に言いますと、覚せい剤で起訴された被告が保釈中に、暴力団の組長の自白に基づいて暴力団事務所の敷地から短銃一丁と実弾二発が発見された、これがけん銃の不法所持として裁判にかけられ、有罪判決になっていた。ところが、東京高裁は、裁判のやり直しを命じたわけです。

何が問題になったかという、被告が訴えたのは、あそこけん銃を埋めたのは警察官から言われて埋めたんだ。おまえがけん銃を持っていたことを自白すればそれだけ同情されて刑は軽くなる、こう言われて、けん銃と実弾二発をビニールと銀紙に包んで暴力団の事務所へ埋めた。これは警察官から言われてやったわけですから自分には罪はないと思ってるわけですから、この事件で起訴されて有罪判決を受けた。裁判になって、被告はこの事実を訴えました。警察はこの事実を否認しました。ところが、高等裁判所は警察官の言い分ではなくて暴力団の言い分を認めたは

ずですけれども、東京高裁の判決はこの点どう言っていますか。

○説明員(但木敏二君) お尋ねの件は、昨年一月三十日、東京高裁において判決宣告のありました覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被告事件であると承知しております。

判決は、公訴事実が幾つかございますが、その中の一つであります被告人が平成元年一月十二日、栃木県下の暴力団事務所において、けん銃一丁及び実弾二個を所持したとの点につきまして、被告人が覚せい剤取締法違反の事実で逮捕された後、被告人が警察官に対して覚せい剤取締法違反の事実を見逃してくれぬならけん銃を出してもよい旨述べたところ、捜査官が面会や差し入れ等に関し不当に優遇してくれたり、けん銃を出せば覚せい剤取締法違反の事実を不問にしてやる旨ほめかすなどしたので、被告人が他に指示してけん銃を土中に埋めさせた上、捜索でこれを見発させたの被告人の供述等をあながち不自然、不合理とばかりは言えないとしました上、被告人が本件けん銃にかかわるようになった経緯について、原判決が有罪事実を認定した基本となっている証拠であります被告人の自白と異なる疑いが強いといひましたして原判決を破棄し、本件を東京地方裁判所に差し戻すとの宣告をしたものでござい

ます。

○諫山博君 警察はそういうことをした覚えはないと否定していましたが、東京高等裁判所は警察が短銃を埋めさせたというところでもない事実を、認めたところではないかにもして、否定できないと言っているわけですね。これについて警察はどう思いますか。

○政府委員(國松孝次君) お尋ねの件につきましては、現在差し戻された裁判所で事実関係の中でございまして、具体的なことを私が申し上げるべき筋ではないと思いますが、私どもとしては、そういうことはなかったということで裁判におきまして私どもの主張が認めていただければありがたい

ということに思っているところでございます。

○諫山博君 この事件では、けん銃をそういうふうにして持ち上げさせただけではなくて、ある巡査部長が転動するときに暴力団員からお金をもらったでしよう。私の調査によれば、五万円と二万円、二回にわたってせんべつをもらっているはずですよ。違いますか。

○政府委員(安藤忠夫君) 今御指摘のせんべつについてでございますが、保釈中の被告人宅に情報収集に捜査員二人が参りました際に、帰り際に転動祝いと祝儀袋を二つ、一つには、後からわかったわけですが、被告人から五万円、それから被告人の友人から二万円の二つの祝儀袋を強引に渡されて断り切れず受領した。中身を見ますと各金額が入っておりますので同行の捜査員に預けまして返還を依頼したのですが、預かった捜査員が机の引き出しに入れたまま失念してしまつたという経緯がござい

ます。

○諫山博君 そのほかに、組長が経営している焼き肉屋で警察官が接待を受けたでしよう。間違いないでせんか。

○政府委員(安藤忠夫君) その同じ日に捜査員二人がけん銃、覚せい剤等についての情報収集に被告人宅に赴いたわけでありまして、被告人から昼食しながら話をしようというところで近くの食堂で一緒に食事をしたという報告を受けております。

○諫山博君 暴力団員と警察の癒着はかくのごとしです。

この警察官に対してどういう懲戒処分、どういう刑事処分が行われましたか。

○政府委員(安藤忠夫君) 二人の捜査員につきましては懲戒処分をいたしまして、一人を減給百分の一、一月分、一人を戒告処分いたしました。そのほか、その上司である監督者三人に對しまして減給等の処分をいたしております。

○諫山博君 刑事処分はどうしましたか。私の聞いたところではこれは検察庁に送らなかつたようですよ。

○政府委員(安藤忠夫君) 確かに起訴保釈中に被

告人に会つて食事をともにしたりあるいはせんべつを受領するなど誤解を招く軽率な行為がありましたが、その点についてはまことに遺憾でございますが、犯罪行為はなかつたというふうに承知しております。

○諫山博君 暴力団の組長の経営しているところで焼き肉を食べているわけですよ。七万円ももらつたんですよ。しかもけん銃を埋めさせたわけですよ。これを刑事事件として警察は調べなかつたのですか。

○政府委員(國松孝次君) 最後の埋める埋めないという点につきましては、私どもそういうことはなかつたと思つておるわけでございますが、いろいろな飲食あるいはせんべつというようなことがあつたというのは承知をいたしております。そういうものにつきましては厳正な調査活動をいたしたわけでございますが、犯罪行為となるような事実を確認するに至らなかつた、したがつてそのような処分をしたというわけでござい

ます。

○諫山博君 今聞いただけでも犯罪の疑いは濃厚ですよ。警察は犯罪にならないと思つても、やはり検察庁に調べさせるのが当然ではありませんか。検察庁に送りもせずに握りつぶしたということに私は抗議します。

別な事件です。

一九八二年、昭和五十七年の六月、枚方市のパチンコ店で暴力団員が四人の警察官に連行されました。奈良県五條市に連行する途中ですけれども、暴力団におどされて暴力団の組事務所に行きました。そして、暴力団員の要求に従つて捜査書類をわざわざ警察にとりにいつて捜査書類を暴力団に見せました。なぜそういうことをしたかという、暴力団員が、自分が枚方にいるということ、それを通報したのか知りたい、こう言つたところ、それは供述調書を見ればわかると言つて関係者の供述調書をわざわざ警察までとりにいきました。そして結局この暴力団員は逮捕されなかつたまま釈放されています。この事件というのは殺人事件です。そういう事実がありましたか。

○政府委員(國松孝次君) お尋ねの件、ただいまございましたような件が昭和五十七年六月ごろでございましたが、事実としてあったということでございます。まことに残念な事件でございます。全国で身を挺して暴力団捜査に当たっている多くの捜査官の手前まことに遺憾な事件でございます。ただ、ただいま委員御指摘のような事実が本件にあったことは事実でございます。

○諫山博君 新聞はどういう見出しをつけたかというところ、「殺人犯」連行中に解放、解放したのは警察官です。「警官に逃がしてもらった」、こういう新聞報道もあります。「脅されて、調書は見せる、共に酒飲む」。

この暴力団幹部は、どのくらいの時間四人の警察官と同行していたんですか。

○政府委員(國松孝次君) 当時の記録を見ますと、約二十時間だと思えます。

なお、ただいま御指摘のありました事実のうち、逃がしてもらったとかあるいは解放したというようなことはちよつと事実とは違つたわけでございます。これはそもそも初めからなつていない事件ではありますけれども、釈放とか何とかいうことでなくて、そもそも初めから被疑者の身柄を確保してないというのが実態でございます。確保しなかつたことについて私どもの手落ちであることは認めますが、一回逮捕した者を釈放してしまつたというのはちよつと事実と違つたように感じます。

○諫山博君 四人の警察官が二十時間も暴力団員に同行しているんですよ。なぜ警察に知らせないのですか。自分で逮捕できないならなぜ逮捕してもらわないんですか。これはまさに犯人隠匿じゃないですか。この警察官に懲戒処分はされたようですよけれども、刑事処分がされたんですか。

○政府委員(國松孝次君) 先ほど申しましたように、まことに遺憾な事件でございます。四人も行って一人の被疑者を逮捕できなかった。しかも、上司に報告していないということであり、もし適切な報告がなされれば別の結果が

出ていたのだらうということではまことに遺憾でございます。全国ほかの捜査官の手前まことに遺憾な結果になっておるわけでございます。ただ、犯人隠匿あるいは犯人蔵匿というように犯罪がこの警察官に成立するかどうかということにつきましても、まことに不適切なまゝな事案ではございますけれども、逃がしてやるとかそういった犯人蔵匿の故意というものは初めからないわけでございます。したがって、そういった犯罪が成立する事件というようには当時のいろいろな調べの中からも出てまいりませんので、これを犯罪事実として送致するかそういうようなことはやってはございません。懲戒処分につきましては適切にされておるわけでございますが、そちらの方につきましてはされておらないということでございます。

○諫山博君 警察庁長官にお聞きします。私がこういう質問をしている趣旨は、暴力団に対して警察は物が言えないのか、暴力団に対しては供応接待をしようというふうな関係が残っているのか、新しい法律ができて暴力団を追及できるのか、こういう観点で聞きたいわけですか。

どう思われますか。暴力団員と二十時間四人の警察官が同行しているんですよ。だれが見ても犯人隠匿です。これを刑事事件として立件しなかつたというのです。もし警察がまじめにこの事件を追及しようとするなら、なぜ検察庁に処理を任せませんでしたか。長官の説明を聞かせてください。

○政府委員(鈴木良一君) 今お話のありました二つの件でございますけれども、前段につきましても、確かに警察官は情報収集のために暴力団と接触する必要があるわけですが、これが安易に、軽率に流れますとこういう相手方に乗ぜられるすきをつくるという形の典型的な例だと思えます。それから、後段のお話の關係は全く厳しさが足りないが、例というふうには、私どもは厳密にこの問題を受けとめております。

やはり、お話しのとおり、暴力団対策というのは、全国で警察は懸命に頑張っておりますが、一部こういうふうな一面で安易な形、一面では厳しさが足りないというふうな形が出ますと、まさに暴力団取り締まりというものが信用を失うわけでございます。この点につきましても、私どもは心を締めつけて体制なりあるいは取り締まりの方針なり我々の意識なりというものを養っていかなくばいかぬ、かように考えております。特に、暴力団は変質してまいりました。非常に悪質、巧妙化してまいりました。一般社会、経済社会にも大変迷惑をかけております。そういう意味で我々も、今申しましたようにきちつと心構えを、意識を持ちましてそういう形で厳正に対処していくということ、あらゆる面で改革をしてまいりたい、かように思います。

○諫山博君 この二つの事件で共通点があります。それは、警察は事件をひた隠しに隠していたんです。ところが、裁判の進行中に、実はこういうことがあったんだと被告が訴えた、これで表面化したわけですか。私は、被告が暴露しなかつたらこれは恐ろしくやみからやみだと思えます。

私は、この問題は非常に重大だと思えますから、さらに後日改めて別な問題を質問するということをお願いいたします。

○高井和伸君 昨日をもちまして統一地方選挙の結果がすべて出ました。それで私は、投票率の問題もございましてけれども、無投票当選ということが今度の統一地方選挙の中でかなり、どんなものだらうかという疑念を持ちました。

そこでまず第一問は、今回の統一地方選挙における無投票当選の数、そしてそれが全体に占める割合はどのくらいなのか、そして今までのそういう傾向はどういう方向にあるのか、その点をまず事実問題としてお尋ねしたいと思えます。

○政府委員(吉田弘正君) 今回の統一地方選挙における無投票当選の人数及びその割合でございますが、都道府県知事選挙は無投票当選はございせん。都道府県議会議員選挙は五百八十七人でございます。都道府県議会議員選挙は五百八十七人でございます。政令市の市長選挙は、無投票当選はございせん。政令市の市議会議員選挙は十一名でございます。一・五%でございます。一般の市長選挙でございますが、これは四十人でございます。比率は三・二・〇%。市議会議員選挙は二百三十九人、二・一%。町村長選挙は二百三十九人、二・一%。町村議会議員選挙は三百二十人、四・九%。町村議会議員選挙は三百二十人、八・五%。町村議会議員選挙は三百二十人、八・五%。無投票当選の統計をとり始めましたのは昭和三十年の統一地方選挙でございますが、それ以降は無投票当選の状況を改選定数に対する割合で申し上げますと、都道府県議会議員選挙については昭和五十四年と今回を除きましては一〇%未満で推移しております。今回は過去最高の二・一・八%となりました。政令市の市議会議員選挙につきましても、特段の傾向は見られません。それから市長選挙でございますが、昭和五十年まではおおむね十数%台で推移をしておりました。五十四年に三・七%となりまして、以降減少をいたしました。今回は三・二・〇%というところで五十四年に次ぐ高さとなっております。市議会議員選挙につきましても、〇・三から一・四%で推移をいたしました。今回は過去最高の二・一%となりました。町村長選挙でございますが、これは昭和五十年までは三・〇ないし四・〇%台で推移をいたしました。昭和五十四年には五・三・九%、五十八年には五・五・三%と高くなりましたが、その後は減少しております。町村議会議員選挙でございますが、これは昭和五十年まではおおむね減少の傾向にございましたが、昭和五十四年以降は毎回増加をいたしました。今回は過去最高の一・八・四%と相なつたわけでございます。

○高井和伸君 今のお話を聞きますと、特に町村長が非常に多い、そして一般市長が多い。そのほかデタラメには、絶対数は少ないにしても過去より多い方に統計としては出ていくというお話でございます。こういう無投票当選が多くなっている理由というのは、どのように分析なさっているんですか。

○政府委員(吉田弘正君) 先ほどお答えいたしましたとおり、今回の統一地方選挙で都道府県議会議員選挙とか市長選挙とか市議会議員選挙とか町村議会議員選挙で無投票当選人の割合が前回よりも上回って大きくなっているわけです。無投票当選となりましては、やはり選挙ごとに事情はさまざまであろうと思います。したがって、その増加の理由を一概に断ずるわけにはなかなかまいらないということでございます。

ただ、一般的に言われておりますことは、地方選挙は国政選挙と異なりまして政党間のイデオロギイ的な対立が比較的少ない、むしろそれを持ち込むべきではないという考え方が強くなってきていること、それから選挙の争点が少なくなっている、現職に対する有権者の信任が厚い場合にはそれに対抗する新たな候補者が出にくくなっているというようなこと、あるいは、過去の過熱した選挙戦から生じた選挙後の地域のしこりを回避しようというところもあるというようなことが言われております。

○高井和伸君 そこで最後に、私の考えているところ、投票率も今回の統一地方選挙ではすべての数字が低くなっているという前提でお話を申し上げますけれども、地方自治という制度が憲法によって定められていて、地方自治の本旨ということで地方の住民がみずからの手でみずからの代表を選び、みずからの団体の地方の公共事務をやっていくという制度を担保しているのが選挙の制度だろうと思うんです。そういった選挙制度がこのように無投票になっていくことは、抽象的に言ってしまうと地方自治の本旨がおろそかになっていくんじゃないか、どこかでおかしなことが行われているというよりは、進行しつつあるんじゃないか。むしろ、地方の議会に余り期待されていない、住民自身が政治的なことに慣れていない。よく言われることは、しこりを残すような選挙はしたくない。対立候補を立ててやるとしこりが残るから、そういったことはあと四年生活する上で大変苦痛だからそういうことはやめたい、一

方ではそういう意見もあるという状況であります。

中央志向が強くなって、地方自治体自身に課税権あるいは財政権というものが少なくなってきたるんじゃないか。自主行政で行っていく世界が少なくなってきたるんじゃないか。自主立法も同じですが、そういった地方自治体自身に魅力がなくなってきたるんじゃないか。余りそんな調子で進んでいくと、本来自治省が存在していること自身もおかしくなってくるんじゃないだろうか、さまざまなことが考えられます。

特に、私の選挙区のことなんか考えますと、田舎の方へ行けば行くほど無投票が進み、都会化しているところがあればあるほどそれは無投票がないという必然的なことになっているわけですが、そういったばらつきからいうと、むしろ過疎というかそういった場面での無投票当選という問題が一番大きいんじゃないか。先ほど幾つかの要点の中で分析されましたように、地方と国政とは違って、争点が少なくて政策的な政策論争を持ち込むべきじゃないというふうなこともございますけれども、何かしら中央集権的なものが進み過ぎているんじゃないか。そういったことが投票にあらわれているんじゃないか。都道府県レベルで言うところ、県庁あるいは府庁というところに権力が集中し過ぎていくんじゃないか。市町村へ行けば行くほどそういったものがないんじゃないか。財政力の強い市などにおいてはわりかたしかりしているけれども、財政力基盤のないところにはもう余り地方自治というのは現実的じゃないんじゃないかというふうなイメージを持つわけでございます。

最後に、大臣に聞きたいのですが、その前に選挙部長の方で私の見解に対して何かあればひとつ御答弁願って、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(吉田弘正君) 先ほどちょっと御答弁申しましたように、やはり無投票になるかならないかは、選挙の個々の事情による要素が非常に

強いのだらうと思ひまして、一概に私どもの方からこれだというふうな決めてかかるのはなかなかいたしかねるのかなというふうな思っています。先ほど一般的に言われていることとしてはこれこれこういうことが言われておりますと申し上げたわけでございますが、そんな感じがいたしてあります。

なお、現在の選挙制度は、本来自由に立候補した中から選挙人が投票によって議員や長を選ぶという仕組みになっておりますが、しかしながら、立候補制度をとっている以上、候補者が長の場合には一人であるとか、あるいは議員の場合には定数以下なり未満ということもあり得るわけでございます。まして、このような場合には、選挙人がその候補者をもって当選人とすることについても一応暗黙の同意を与えたものとして、投票手続を省略して候補者をそのまま当選人と定めることとしていくわけでございますが、立候補制度を前提とすれば、例外的にこのような制度を設けることもそれなりの合理性はあるかと考えております。

○国務大臣(秋田博君) 今の無投票当選の問題ですが、私は首長の場合と議員の場合とはつきりと分けなきゃならぬと思うんです。

首長の場合は、無投票であるということになりますと、これはまさに信任投票を仰ぐわけでありますから、現役からすれば、要するに無投票ということは全面的に信任するということになりまして、それから、選挙をやるにいたしましても、現役が当選するということは信任投票で勝ったということに解釈としてはなると思うんです。新人が現職を倒したという例が今日もたくさんございまして、これは信任投票に敗れたという解釈をすべきであらうかなというふうには私は思っております。首長の場合はそう考えます。

議員の場合に無投票であるというのは、私は非常に首をかしげるところで、最近の人たちは自分の町というものの対する愛情がなくなったのか、活力がなくなったのかという感じがするわけでありまして、自分の町に対する愛町精神という

ものを高めていくということにこれから努めていかなきゃならぬのではないかと感じます。それとも一つは、あるいはその公共団体においての議員の活動というものが魅力を感じないような状態になったのかなという感じもするわけでありまして。

そういう意味において、今回の統一地方選挙の問題をめぐって、私どもも自治省として選挙部長を中心に検討してみるのは必要であります。大いにあると思います。各党各会派におかれましては検討されると思いますが、私は、自治省においてそういう点に今後の問題として検討をさす必要があるんじゃないか、こういうふうな思っているわけでございます。決して無投票がすべてよしという解釈をしていくわけではございません。大いにこういった点については民主主義の原点に立って考えるわけでありまして、首長の場合と議員の場合とを分けて検討する方が正しいのではないかなという気持ちでおるわけでございます。

○高井和伸君 次、第三セクターについてお尋ねしたいんですが、今大体どんな実態になっているのか、特にその数からまず教えてほしいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) 先生御案内のとおり、第三セクターの定義については確立されたものはないと思います。そこで、仮に地方公共団体と民間の双方の出資を伴うものを第三セクターと呼ぶとしますと、こういうものを網羅的に私どもは調査していません。

私どもは、一つの地方公共団体が二五%以上出資している民法法人あるいは商法法人、それと別のカテゴリーとして特別法に基づく土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社について三年ごとに調査を行っているところでございます。この調査によりますと、一つの地方公共団体が二五%以上出資している民法、商法法人で同時に民間からも出資を受けている、こういうものの数は、一番新しい調査である平成二年一月一日現在では約二千百となっております。

○高井和伸君 民法、商法、特別法というので色分けの数わかりますか。

○政府委員(紀内隆宏君) ただいまの二百ののうち、民法法人が約二百七十、商法法人が約八十、特別法に基づくものはゼロでございます。

○高井和伸君 第三セクターという確立した概念はないということですが、今までの前提で結構ですが、数は漸増なんですか、急激にふえているんですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 具体的な数字で申し上げたいと思います。三年ごとにやっておりますので九年前の数字から申し上げますと、九年前、つまり昭和五十六年の一月一日現在では総体として約千でございます。昭和五十九年には約千四百、昭和六十二年には約千七百、平成二年で約二千百、こういうふうになっているわけでございます。

○高井和伸君 この数はだんだんふえている、三百ないし四百を三年間でやっておりますから一年に百ぐらいずつふえているということになります。これは主にそれぞれの目的があつて行われていることになるわけですが、私に言わせれば、第三セクターを使って地方の行政目的の一部を活性化しようという努力の結果ふえ続けているんだらう、こう解釈するわけですが、これと地方自治法上の関係で言えばどのように理解したらいいんでしょうか。

るいは株式会社等につきましては、経営状況の報告というものを議会にしなければいけないという

ような規定を置いておられます。それから、地方公共団体の長の方でいろいろ調査をするということもできるようなふうになっております。例えばそういうような規定を置いておられるわけでございます。

○高井和伸君 そういう法制のもとで、なぜそういった第三セクター方式がとられるのか、メリットとデメリットは何かという質問になりますか、現実的にはどのように分析しておられますか。

○政府委員(紀内隆宏君) 第三セクターは非常に種類が多うございまして、その事業を展開される分野とかあるいは形態もいろいろございます。したがって、メリット、デメリットはそれぞれについて本当は細かく申し上げておきたいのですけれども、それでは切りがございませんで一般的に申し上げますと、メリットの方をいたしましては、全く民間によって行われる場合に比しますと、公共性とか計画性が確保されやすい。また、全部を行政が行う場合に比べていいまして、民間の事業能力とかあるいは経営能力とかそういうものを活用しやすいという点が挙げられるのではないかと思います。

一方、デメリットとして挙げられますのは、何分寄り合い世帯でございますから、関係者間の調整が難しく運営が円滑に進まない、そういう場合がございまして、また、公共性という観点と収益性という観点を両立させるのはなかなか難しい局面もある。この辺が一般にメリット、デメリットとして認識されているところじゃないかと思っております。

○高井和伸君 そういった第三セクターと公共団体との財政的な関係でいいますとどうなりますか。

○政府委員(小林実君) 最近では地域の振興とかあるいは住民福祉の向上のために第三セクターを利用されることが多いわけでございます。

具体的にどういう関係になるかといいますと、地方団体から出資をするとかあるいは第三セクターの債務に係る損失補償をするというふうなことで、この第三セクターと当該地方団体の財政が緊密に影響し合うわけでございます。関係しておるといふ場合があるわけでございます。

○高井和伸君 今のお話ですと、公益を追求する以上もうけの話は後ろへ引つ込む。公益性のあるということになりますけれども、出資及び債務保証というふうなことが、債務保証を今損失補償とおっしゃられましたけれども、こういったものが公共団体の財政に及ぼす影響というのはそんなにないんでしょうか。

○政府委員(小林実君) 第三セクターの運営がうまくいかない場合に、それに関連する地方団体に間接的な影響を及ぼしてることがあるわけでございます。

○高井和伸君 数字でわかればありがたいのですが、出資の総額あるいは損失補償の総額というのはわかるんでしょうか。

○政府委員(紀内隆宏君) 私ども、損失補償の総額は承知しておりますけれども、先ほど申し上げました一つの団体が二五％以上出資しているいわゆる第三セクターへの出資金の状況は把握しております。

それについて申し上げますと、平成二年一月一日現在では、これらの法人に対する出資金が合計額で一失礼しました、これは土地開発公社等の三公社を含んだ数字しか持っておりませんけれども、それが八千五百六十六億円でございまして、それが第三セクターを野方図にしていくこと、そして野方図な債務保証、損失補償ということ、やっぱり地方自治体の財政にも影響してくるということは当然のことだと思っておりますが、こういった問題で事故というのか、簡単に言うのはあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(小林実君) 全国を調べたということもございせんが、第三セクターにおきまして経営がうまくいかに地方団体が相当程度の財政負担を強いられるという例は聞いておると

ころでございます。

○高井和伸君 具体的な数字はわからぬようですが、特に地方公共団体が乗り出せばしめしめという人たちがいるのじゃないか。まあ簡単に言えば、つかい担保つきの保証人がついたようなものですか、いろいろなことで巻き込んで金を使わせておいて、後はありがとうということとて去っていく人も中にはいるのじゃないか、こう思うわけなんです。

そこで、自治省としてはこういう第三セクターに対しては、事故が起きぬようにコントロールする立場もあるでしょうし、地方の自主性を尊重してはっておく手もあるでしょうし、中間もあるでしょうけれども、大体どういうスタンスになっているのでしょうか。

○政府委員(小林実君) 最近の第三セクターの増加の原因の中には、民間活力を活用した施策を実施したいということで設立する場合が多いわけがあります。私どももいたしましては、通達等におきまして、地方団体が第三セクターに出資、融資等を行う場合におきましては、第三セクターの予定しております事業の性格とかあるいは運営方式、事業の成熟度、採算性を十分に検討して適正に対処するように指導しておるところでございます。また、この損失補償等の債務負担行為の設定につきましましては、当該地方団体の将来の財政に大きな影響を及ぼしかねないので慎重に行うように指導をいたしておるところでございます。

○高井和伸君 岐阜県の穂積町というところがございます。ここに民法法人の穂積町開発公社という名前だったと思いますが、その開発公社、これは第三セクターの一種だというふうに理解しておりますが、ここがいろいろ問題を起こしました。自治省はどのぐらいのことを承知して、どんなふうにかえておられるのか、概括的にまずお尋ねします。

○政府委員(紀内隆宏君) 穂積町の件は、穂積町開発公社でございますけれども、この問題をめぐる中心人物が、御承知と思えますけれども、起訴

に防止するような仕組みというのは大体どうなっているのでしょうか。

ども、そういった場合の第三セクターというものを私自身はかなり謙抑的に運営ないし設立していかなきやいかぬのじゃないか、こう思うわけですが、村おこしの政策も一つございます。それとの関連を含めながら、どのように対処なさっていくつもりなのか、お聞かせ願えればありがたいと思

反対の方向に動くわけですから大変な事態が発生いたしますので、これは今後も注意をしてまいりたいと思います。

要は、やはり野方園を運営というのは一番困るわけですから、そこには住民から選ばれた首長と

の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年
度」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一
号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表
市町村の項第九号中「平成元年度」を「平成二年
度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十

八年度を「昭和六十年年度」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第二項の表第三十六号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第三十七号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年年度」に改め、同表第三十八号及び第三十九号中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第五号中「(1) 経常経費 一 林野の面積 一 寒冷補正 一 林野の面積 一 寒冷補正 一 林野の面積 一 寒冷補正」を「(1) 経常経費 一 林野の面積 一 寒冷補正 一 林野の面積 一 寒冷補正」に改め、同表道府県の項第八号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年年度」に改め、同表道府県の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和六十年年度」に改め、同表市町村の項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二年度」を「平成

三年度」に改め、同表第一項中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同表第二号中「平成二年度にあつては、一兆五千二百二十一億三千五百万円」を「平成三年度にあつては、四五千五百二億四千万円」に改め、同表第三号中「平成二年度にあつては、平成元年度における借入金」の額一兆九千八百四十六億三千五百万円を「平成三年度にあつては、平成二年度における借入金」の額一兆五千二百二十一億三千五百万円に改め、同表第四号中「平成二年度にあつては、千四百六十六億円」を「平成三年度にあつては、六百二十七億円」に改め、同表第二項を次のように改める。

2 平成三年度分の交付税の総額については、前項の額から、前条の規定に基づく特例措置として、四千五百二億四千万円を減額する。
附則第四条第三項中「平成二年度分」を「平成三年度分」に、「二百三十億円」を「四百九十七億六千万円」に改め、同表第四項中「平成三年度から」を「平成四年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	二千五百三十五億円
平成七年度	二千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	千八百七十億円
平成十年度	千九百十億円
平成十一年度	千九百五十一億円
平成十二年度	千三十億円
平成十三年度	千二億四千万円

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道 府 県	一 警察費	(1) 警察員数	警察員数	一人につき	八、五二四、〇〇〇 円
		(2) 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二二、〇〇〇
	二 土木費	(1) 道路の延長	道路の延長	一キロメートルにつき	六、三二一、〇〇〇
		(2) 河川の延長	河川の延長	一キロメートルにつき	一〇七、〇〇〇
	三 港湾費	(1) 港湾の延長	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四〇七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三〇、一〇〇
	四 その他の土木費	(1) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	一三、〇〇〇
		(2) 投資的経費	外郭施設における外郭施設の延長	一メートルにつき	一四、〇〇〇
	三 教育費	(1) 小学校費	人口	一人につき	八六七
		(2) 中学校費	人口	一人につき	二、八二〇
5	(2) 投資的経費	(1) 小学校費	教職員数	一人につき	三、九九一、〇〇〇
		(2) 中学校費	教職員数	一人につき	四、〇二一、〇〇〇
	(1) 経常経費	(1) 小学校費	教職員数	一人につき	六、五三一、〇〇〇
		(2) 中学校費	教職員数	一人につき	四六、四〇〇
	(2) 投資的経費	(1) 小学校費	生徒数	一人につき	三九、五〇〇
		(2) 中学校費	生徒数	一人につき	四、〇七二、〇〇〇
	(1) 経常経費	(1) 小学校費	児童及び生徒の数	一人につき	一八〇、〇〇〇
		(2) 中学校費	児童及び生徒の数	一人につき	八五三、〇〇〇
	(2) 投資的経費	(1) 小学校費	学級数	一学級につき	一、〇二四、〇〇〇
		(2) 中学校費	学級数	一学級につき	三、五六〇

四 厚生労働費		町村部人口	一人につき	六、九三〇
1 生活保護費	人口	一人につき	四、五四〇	
2 社会福祉費	人口	一人につき	五九八	
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、六八五	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	六六四	
3 衛生費	人口	一人につき	一、一五三、〇〇〇	
4 労働費	失業者数	一人につき		
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数	一人につき	七五、五〇〇	
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八六、九〇〇	
(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三、四八〇	
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一二、五〇〇	
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一八四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一〇六、〇〇〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	一、七一〇	
(1) 経常経費	人口	一人につき	九、六二〇	
(2) 投資的経費	世帯数	一世帯につき	一、二九二、〇〇〇	
4 商工行政費	恩給受給権者数	一人につき	四、七八〇	
六 その他の行政費	人口	一人につき	三、九六〇	
1 徴税費	面積	一平方キロメートルにつき	一、二二七、〇〇〇	
2 恩給費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
3 その他の諸費	昭和三十九年度から平成三年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	九一	
(1) 経常経費				
(2) 投資的経費				
七 災害復旧費				
八 地方税減取補てん償還費				

九	財源対策債償還費	昭和六十年度から昭和六十年度までの十年間の平均	千円につき	六六
十	地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成二年度までの各年度においての各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七
十一	臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度から平成二年度までの各年度においての各年度に発行を許可された地方債の額	千円につき	一〇〇
市町村	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りょう費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 2 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 3 都市計画費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 4 公園費	人口 道路の面積 道路の延長 港湾（漁港を含む）における係留施設の延長 港湾における延長 外郭施設の延長 外郭施設における延長 都市計画区域における人口 都市計画区域における人口	一人につき 千平方メートルにつき 一キロメートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一人につき 一人につき	七、九六〇 円 九七、五〇〇 六八、〇〇〇 二七、七〇〇 一三、〇〇〇 一四、〇〇〇 八四九 九九二

(1) 經常經費	人口	一人につき	四四三
(2) 投資的經費	人口	一人につき	二六八
5 下水道費	人口	一人につき	一四九
(1) 經常經費	人口	一人につき	七七
(2) 投資的經費	人口	一人につき	一、〇四〇
6 その他の土木費	人口	一人につき	五四三
(1) 經常經費	人口	一人につき	三八、二〇〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	六六七、〇〇〇
1 小学校費	児童数	一人につき	六、三四〇、〇〇〇
(1) 經常經費	学級数	一校につき	四五八、〇〇〇
(2) 投資的經費	学校数	一学級につき	三三、七〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	八五一、〇〇〇
(1) 經常經費	学級数	一学級につき	六、九二二、〇〇〇
(2) 投資的經費	学校数	一校につき	四五八、〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	六、五六七、〇〇〇
(1) 經常經費	教職員数	一人につき	四五、三〇〇
(2) 投資的經費	生徒数	一人につき	二四、五〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	六、〇五〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	三〇四
(2) 投資的經費	人口	一人につき	六、二四〇
四 厚生労働費	市部人口	一人につき	四、五三〇
1 生活保護費	人口	一人につき	六八六
2 社会福祉費	人口	一人につき	四、八六〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	五、三九〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	六一〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	一、一五三、〇〇〇
4 清掃費	人口	一人につき	四一、二〇〇
(1) 經常經費	失業者数	一人につき	
(2) 投資的經費	人口	一人につき	
5 労働費	人口	一人につき	
五 産業経済費	農家数	一戸につき	
1 農業行政費	農家数	一戸につき	
(1) 經常經費	農家数	一戸につき	

(2) 投資的經費	農家数	一戸につき	三六、〇〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	八六一
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三八、二〇〇
(1) 經常經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八五、二〇〇
(2) 投資的經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	九、七四〇
六 その他の行政費	世帯数	一世帯につき	四、六四〇
1 徴稅費	世帯数	一世帯につき	一二、九五〇
2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	一一、二九〇、〇〇〇
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	二、七六〇
(1) 經常經費	人口	一人につき	四九八、〇〇〇
(2) 投資的經費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられるため発行した地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
八 辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てられるため発行した地方債に係る元利償還金	千円につき	九一
九 地方税減取補てん償還費	昭和三十五年の減取補てんのための昭和三十四年度から平成三年までの各年度の平均額	千円につき	六六
十 財源対策償還費	昭和六十一年度から昭和六十三年年度までの各年度の平均額	千円につき	

十一 地域財政特例対策債償還費	十二 臨時財政特例債償還費
千円につき 一一七	千円につき 一〇〇
許可された地方債の額	臨時財政特例債の額
地域財政特例債の額	臨時財政特例債の額
対策の各年度に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
和五十七年度から平成七年度までの各年度に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
度までの各年度に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
別に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
可された地方債の額	臨時財政特例債の額
債の額	臨時財政特例債の額
臨時財政特例債の額	臨時財政特例債の額
和六十年から平成七年度までの各年度に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
まら平成七年度までの各年度に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
に発行した地方債の額	臨時財政特例債の額
の額	臨時財政特例債の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第五項中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成四年度	三百六十億円
平成五年度	三百七十億円
平成六年度	三百九十億円
平成七年度	四百十億円
平成八年度	四百三十億円
平成九年度	四百六十億円
平成十年度	四百八十億円
平成十一年度	五百十億円
平成十二年度	五百三十億円

附則第六条中「平成二年度」を「平成三年度」に改める。
 附則第七条を次のように改める。
 (一般会計からの繰入金)
 第七條 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成三年度にあつては同条の規定による。

定により算定した額から五千億円を減額した額とし、平成四年度から平成十三年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成四年度	三千二百四十五億円
平成五年度	三千二百九十四億円
平成六年度	二千五百三十五億円
平成七年度	二千五百七十五億円
平成八年度	二千七百八億円
平成九年度	二千七百十億円
平成十年度	千九百十億円
平成十一年度	千九百五十一億円
平成十二年度	千三百十億円
平成十三年度	千二百四十万円

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
 第三条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に、「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に、「昭和七十年」を「平成十二年」に改める。
 第三条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。
 第四条第三項中「〇・二に満たないときは、〇・一」を「負数となるときは、零」に、「0.5+0.5」を「0.4+0.6」に改める。
 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
 第四条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改め、同条第二項中「年四分五厘」を「年五分」に、「年三分五厘」を「年二分」に改める。
 第四条中「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。
 第五条第二項第二号中「0.4+0.5」を「0.3+0.7」に改める。
 附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。
 3 平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第百一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還基金費	人口 昭和六十年度から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき 一、〇〇〇 一人につき 六四七 千円につき 九七八 円
市町村	一 土地開発基金費 二 地域福祉基金費 三 財源対策債償還基金費	人口 昭和六十年度から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき 三、〇〇〇 一人につき 八〇〇 千円につき 九七八

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 昭和六十年度から昭和六十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てられた昭和六十年度から昭和六十三年までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円

5 (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成三年度分の予算から適用する。
(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
6 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る平成八年度以降の各年度における利子支払額に対する利子補給及び平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可

可された地方債に係る平成七年度以前の各年度における利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

7 第三条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第三項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く)について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

8 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、平成三年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、平成二年度以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

9 第四条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項の規定は、平成三年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く)について適用し、平成二年度以前の年度における事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようになるため、当該暴力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められること。

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同

じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ 暴力的不法行為等又は第六章（第三十六条を除く。以下この条において同じ。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

ロ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該執行猶予の期間を経過した日から起算して十年を経過しないもの

ニ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの

ホ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する

罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっている場合にあっては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日）から起算して十年を経過しないもの

ヘ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっている場合にあっては、当該執行を受けることがなくなっている場合）にあっては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日）から起算して五年を経過しないもの

三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（次条及び第九条において「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

第四条 公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

一 次のいずれかに該当する暴力団であること。

イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。

ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。

ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、

又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。

二 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となつて暴力団の相互扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

（聴聞）

第五条 公安委員会は、前二条の規定による指定（以下この章において「指定」という。）をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

2 前項の聴聞を行う場合において、公安委員会は、指定に係る暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、指定をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を相当の期間において通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人は、当該指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者若しくはこれららの代理人が正当な理由がなく出席しないとき、又は当該指定に係る暴力団を代表する者若しくはこれに代わるべき者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもこれらの者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで指定をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の聴聞の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

則で定める。

(確認)

第六条 公安委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該暴力団が指定の要件に該当すると認める旨を証する書類及び指定に係る前条第一項の聴聞に係る聴聞調書又はその写しを添えて、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。

2 国家公安委員会は、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団が第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当することについて、審査専門委員の意見を聴かなければならない。

3 国家公安委員会のする当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認は、前項の規定による審査専門委員の意見に基づいたものでなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

5 当該公安委員会は、前項の規定により、当該暴力団が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該暴力団について指定をすることができない。

(指定の公示)

第七条 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。

2 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

3 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定により公示された事項に変更があったときは、公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。

(指定の有効期間及び取消し)

第八条 指定は、三年間その効力を有する。

2 公安委員会は、前項の規定にかかわらず、指定暴力団等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該指定暴力団等に係る指定を取り消さなければならない。

一 解散その他の事由により消滅したとき。

二 第三条各号又は第四条各号のいずれかに該当しなくなったと明らかに認められるとき。

3 公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定されたときは、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定を取り消さなければならない。

4 公安委員会は、指定暴力団等が第二項各号のいずれかに該当することとなったことを理由として同項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該指定暴力団等が同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当すると認める旨を証する書類を添えて、当該指定暴力団等が同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。

5 国家公安委員会は、前項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

6 当該公安委員会は、前項の規定により、当該指定暴力団等が第二項各号に掲げる場合に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該指定暴力団等に係る指定を取り消すことができる。

7 前条第一項から第三項までの規定は、第二項又は第三項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「代表する者又はこれに代わるべき者」とあるのは、「代表する者又はこれに代わるべき者(次条

第二項第一号に該当することとなったときの取消しの場合にあつては、当該消滅した指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者であつた者」と読み替へるものとする。

第二章 暴力的要求行為の規制等

第一節 暴力的要求行為の禁止等

(暴力的要求行為の禁止)

第九条 指定暴力団等の暴力団員(以下「指定暴力団員」という。)は、その者の所屬する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等(当該指定暴力団等と上方連結(指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となつてゐる関係をいう。)をすることにより順次関連してゐる各指定暴力団等をいう。)の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一人に対し、その人に関する事実を宣伝しないこと又はその人に関する公知でない事実を公表しないこと(対価として、金品その他の財産上の利益(以下「金品等」という。)の供与を要求すること。

二人に対し、寄附金、賛助金その他名目のいかなる問はず、みだりに金品等の贈与を要求すること。

三 請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に対し、その者が拒絶してゐるにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れを要求すること。

四 縄張(正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定してゐると認められる区域をいう。次号において同じ。)内で営業を営む者に対し、名目のいかなる問はず、その営業を営むことを容認する対価として金品等の供与を要求すること。

五 縄張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること又はその営業所における用心棒の役務(営

業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができないようにするため顧客との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。)その他の日常業務に関する役務の有償の提供を受けることを要求すること。

六 金銭を目的とする消費貸借上の債務であつて利息制限法(昭和二十九年法律第百四号)第一条第一項に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の子定が同法第四条に定める制限額を超えるものについて、債務者に対し、その履行を要求すること。

七 一人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

八 金銭貸付業務(金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又はこれらの方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をいう。)を営む者(以下「金銭貸付業者」という。)以外の者に対してみだりに金銭の貸付けを要求し、金銭貸付業者に対してその者が拒絶してゐるにもかかわらず金銭の貸付けを要求し、又は金銭貸付業者に対して当該金銭貸付業者が貸付けの利率その他の貸付けの条件として示してゐる事項に反して著しく有利な条件による金銭の貸付けを要求すること。

九 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供してゐる者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること。

十 人(行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。)から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対し、当該事故によつて生じた損害に係る示談の交渉を行い、損害賠償として金品等の供与を要求すること。

十一 購入した商品若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、人に対し、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。

(暴力的要求行為の要求等の禁止)

第十条 何人も、指定暴力団員に対し、暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。

(暴力的要求行為等に対する措置)

第十一条 公安委員会は、指定暴力団員が暴力的要求行為をしており、その相手方の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されていると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該暴力的要求行為を中止することを命じ、又は当該暴力的要求行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が暴力的要求行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して当該暴力的要求行為と類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、暴力的要求行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第十二条 公安委員会は、第十条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第二節 不当な要求による被害の回復等のための援助

(暴力的要求行為の相手方に対する援助)

第十三条 公安委員会は、第十一条の規定による命令をした場合(当該命令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員が当該暴力的要求行為により次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったと認められる場合に限る。)において、当該命令に係る暴力的要求行為の相手方から、その者が当該指定暴力団員に対しそれぞれ当該各号に定める措置を執ることを求めるに当たって援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該指定暴力団員に対する連絡その他必要な援助を行うものとする。

一 金品等の供与を受けた場合 供与を受けた金品等を返還し、又は当該金品等の価額に相当する価額の金品等を供与すること。
二 債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予を受けた場合 免除又は履行の猶予を受ける前の当該債務を履行すること。
三 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供していた者に当該建物又はその敷地の明渡しをさせた場合 当該建物又はその敷地を引き渡すことその他当該暴力的要求行為が行われる前の原状の回復をすること。

(事業者に対する援助)
第十四条 公安委員会は、事業者(事業を行う者で、使用人その他の従業者(以下この項において「使用人等」という。)を使用するものをいう。以下この条及び第二十条第二項において同じ。)に対し、不当要求(暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。)による被害を防止するために必要な、責任者(当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であつて、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。)の選任、不当要求に際しては使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分)をいう。以下同じ。が、当該対立抗争に際し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されておられ、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穩が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下この条において「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章をはり付けるものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により標章をはり付けた場合において、第一項の規定に基づき定められた期限が経過したとき、又は当該期限内において当該標章をはり付けた事務所が同項各号の用に供されるおそれなくなつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第二項の規定によりはり付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章をはり付けた事務所に係る第一項の規定に基づき定められた期限が経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。
(加入の強要等の禁止)
第十六条 指定暴力団員は、少年(二十歳未満の者をいう。以下同じ。)に対し指定暴力団等に入入することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、人を威迫して、その者を指定暴力団等に入入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。
(加入の強要等に対する措置)
第十七条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方が困惑していると認められる場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

為するおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為の相手方を指定暴力団等に加えることを要し、若しくは勧誘し、又はその者が当該指定暴力団等から脱退することを妨害することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加わり、又は当該指定暴力団等から脱退しなかった場合において、加入し、若しくは脱退しなかったことが当該少年の意思に反している認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

(事務所等における禁止行為)
第十八条 指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 指定暴力団等の事務所(以下この条及び第二十二条第一項において単に「事務所」という。)の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二 事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

三 人に対し、債務の履行その他の国家公安委員会規則で定める用務を行う場所として、事務所を用いることを要すること。

(事務所等における禁止行為に対する措置)
第十九条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、付近の住民若しくは通行人又は当該行為の相手方の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されていると認め

る場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

第四章 暴力追放運動推進センター
(都道府県暴力追放運動推進センター)
第二十条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号(第三十四条の法人であること)。
二 次項第三号から第五号までの事業(以下「相談事業」という。)に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者(第三項において「相談の申出人等」という。)に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者(以下「暴力追放相談委員」という。)が置かれていること。

三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。
都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
三 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。

五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。

七 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。)の業務を助けること。

八 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済を行うこと。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。

十 前各号の事業に附帯する事業
都道府県センターは、相談事業を行うに当たっては、相談の申出人等に対する助言については、暴力追放相談委員に行わせなければならない。

4 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。

5 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

6 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 都道府県センターの役員若しくは職員(暴力追放相談委員を含む。)又はこれらの職にあった者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その

業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。

9 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(全国暴力追放運動推進センター)
第二十一条 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うことができる認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。

二 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
三 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと。

四 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業
前条第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第八項中「都道府県警察」とあるのは「国家公安委員会及び警察庁」と読み替えるものとする。

第五章 雑則
(報告及び立入り)
第二十二条 公安委員会は、この法律の施行に必要なと認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、この法律の施行に必要な

な限度において、指定暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは指定暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十三条 公安委員会は、第十一条第二項、第十二条、第十五条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした暴力的要求行為又は第十六条の規定に違反する行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、聴聞を公開しないことができる。

2 前項の聴聞を行う場合において、公安委員会又は当該命令に係る者に対し、命令をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を相当の期間を置いて通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなく出席しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の聴聞の

実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第二十四条 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の聴聞を行わないで、仮に、第十一条第二項又は第十五条第一項の規定による命令をすることができる。

2 前項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該仮の命令をした日から起算して十五日以内に、公開による聴聞を行わなければならない。

4 公安委員会がした仮の命令が第十一条第二項に係るものである場合において、当該仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をした時における住所(その者の住所が明らかでない場合にあつては、その者の所属する指定暴力団等の主たる事務所。以下この項において「住所等」という。)が当該仮の命令をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該仮の命令をした公安委員会は、前項の規定にかかわらず同項の聴聞を行うことなく、速やかに、当該仮の命令をした旨をその者の住所等の所在地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた公安委員会は、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、公開による聴聞を行わなければならない。

5 前条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項の規定は、前二項の聴聞について準用する。この場合において、同条第二項中「命令をしようとする理由」とあるのは「仮の命令をした理由」と、「相当の期間を置いて」とあるのは「速やかに」と読み替へるものとする。

6 公安委員会は、第三項又は第四項の聴聞の結果、仮の命令が不当でないと認めたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の聴聞を行

わないで第十一条第二項又は第十五条第一項の規定による命令をすることができる。

7 第十一条第二項又は第十五条第一項の規定による命令をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

8 公安委員会は、第三項又は第四項の聴聞の結果、仮の命令が不当であると認めた場合は、直ちに、その命令の効力を失わせなければならない。

9 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第五項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出席しないことにより、第三項又は第四項の聴聞を行うことができず、かつ、当該仮の命令に係る違反行為に關して第十一条第二項の規定による命令をするため又は当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に關して第十五条第一項の規定による命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の聴聞に係る同条第二項の規定による公示がされているときは、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令の効力は、当該聴聞の期日(同条第四項の規定に該当事項の場合にあつては、当該聴聞に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日)までとする。

(公安委員会の報告等)

第二十五条 公安委員会は、暴力団の活動の状況、暴力団の事務所の所在地その他暴力団の実態を把握して、これらに關する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による報告に基づき、報告に係る暴力団の主たる事務所と認められる事務所を決定し、その旨を各公安委員会に通報するものとする。

3 公安委員会は、指定暴力団員に対しこの法律の規定による命令をした場合における当該命令の内容、命令の日時その他指定暴力団等又は指定暴力団員に係る事項で国家公安委員会が定め

るものを国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

4 公安委員会は、第三条及び第四条の規定による指定並びにこの法律の規定による命令をするに於て必要があるときは、官公署に、これらの指定又は命令をするため参考となるべき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(不服申立て等)

第二十六条 第三条又は第四条の規定による指定に不服がある者は、国家公安委員会に審査請求をすることができる。

2 国家公安委員会は、指定暴力団等の指定についての審査請求に対する裁決に当たつては、国家公安委員会規則で定めるところにより、審査専門委員の意見を聴かなければならない。

3 指定暴力団等の指定の取消しを求める訴えは、当該指定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ提起することができない。

(審査専門委員)

第二十七条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、第三条第一号又は第四条第二号の要件に關する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。

2 審査専門委員は、人格が高潔であつて、指定暴力団等の指定に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、国家公安委員会が任命する。

3 審査専門委員の任期その他審査専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(命令等を行う公安委員会)

第二十八条 この法律における公安委員会は、次の各号に掲げる事項に關しては、当該各号に定

める公安委員会とする。

一 第五条第二項の規定による通知及び公示 同条第一項の聴聞に係る指定をしようとする暴力団の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

二 第五条第一項の聴聞 同条第二項の規定による公示をした公安委員会

三 第三条又は第四条の規定による指定 第五条第一項の聴聞に係る公安委員会

四 第八条第二項又は第三項の規定による指定の取消し 指定の取消しをしようとする指定暴力団等の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

五 第十一条第二項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を除く)、第十二条若しくは第十三条第二項若しくは第十三条の規定による命令又はこれらの命令に係る第二十三条第一項の聴聞 当該命令又は聴聞に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所(当該違反行為を行った者が指定暴力団員である場合で当該指定暴力団員の住所が明らかでないときにあつては、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地)を管轄する公安委員会

六 第十一条第一項、第十七条第一項若しくは第十九条の規定による命令又は第十一条第二項の規定に係る仮の命令 当該命令に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会

七 第十三条の規定による援助 第十一条の規定による命令をした公安委員会

八 第十四条第一項の規定による援助又は同条第二項の規定による講習 当該援助又は講習に係る事業者の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

九 第十五条第一項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を含む)又は当該命令に係る第二十三条第一項の聴聞 当該命令又は聴聞に係る事務所の所在地を管轄する公安委員会

十 第二十条第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令又は同条第六項の規定による取消し 同条第一項の規定による申出を受け、又は指定をした公安委員会(警察庁長官への権限の委任)

第二十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務(第六条第一項の規定による確認及び同条第二項の規定による意見聴取、第八条第四項の規定による確認、第二十六条第一項の規定による審査請求及び同条第二項の規定による意見聴取並びに第二十七条第二項の規定による任命に係るものを除く)は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

第三十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げる事務を除き、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

一 第三条及び第四条の規定による指定

二 第五条第一項の聴聞

三 第六条第一項及び第八条第四項の規定による確認の請求

四 第六条第四項及び第八条第五項の規定による通知の受理

五 第七条第一項(第八条第七項において準用する場合を含む)及び第七条第四項の規定による公示

六 第七条第三項(第八条第七項において準用する場合を含む)の規定による通知

七 第八条第二項及び第三項の規定による指定の取消し

(公安委員会の事務の委任)

第三十一条 公安委員会は、仮の命令に関する事務並びに第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第二項及び第三項に規定する事務を監視監督又は道府県警察本部長に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行わせることができる。

3 公安委員会は、第十一条第一項、第十七条第一項又は第十九条の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による命令に違反した者

二 第十五条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十七条の規定による命令に違反した者

四 第十九条の規定による命令に違反した者

第三十六条 第二十条第七項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第十五条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十二條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は

は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第二條関係)

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)に規定する罪

二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第七章に規定する罪

三 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十二章、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪

四 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪

五 盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)に規定する罪

六 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十三章に規定する罪

七 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第五章に規定する罪

八 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五章に規定する罪

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪

十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第六章に規定する罪

十一 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第五章に規定する罪

十二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)に規定する罪

十三 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十一章に規定する罪

十四 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第五章に規定する罪

十五 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第
二百八号)に規定する罪

十六 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律
第三百二号)に規定する罪

十七 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六章に規定する罪

十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八章に規定する罪

十九 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に規定する罪

二十 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第七章に規定する罪

二十一 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)第五章に規定する罪

二十二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)に規定する罪

二十三 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二章に規定する罪

二十四 銃砲刀劍類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五章に規定する罪

二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五章に規定する罪

二十六 火炎びんの使用等の処罰に関する法律
(昭和四十七年法律第十七号)に規定する罪

二十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第七章に規定する罪

二十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章に規定する罪

第四号中正誤

ページ 段 行

誤

正

— 五 —

創成

創生

九
三
四

各面系列買

怡和洋行

平成三年五月十五日印刷

平成三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局